藤波孝生(国務大臣(内閣官者) 中島源太郎(委員長)

房長官))

茂串俊(説明員。内閣法制局小川仁一(委員)

鈴切康雄 (委員)長官)

传 (国務大臣 (総務

三浦久(委員)田中慶秋(委員)

[発言順。敬称略]

で、これを許します。藤波内閣官房長官。○中島委員長─この際、内閣総理大臣その他の国務大臣の靖国

他の国務大臣の靖国神社公式参拝について御報告を申し上げた〇藤波国務大臣 お許しをいただきまして、内閣総理大臣その

いと存じます。

たところでございます。まして、内閣官房長官談話の形で発表を行い、明らかにいたしまして、内閣官房長官談話の形で発表を行い、明らかにいたしは、その前日、あらかじめ内閣官房長官の定例記者会見におきての公式参拝の趣旨、目的、配慮すべき事項等につきまして

平和への決意を新たにするためのものでございます。にこたえたもので、戦没者を追悼し、あわせて我が国と世界のにこたえたもので、戦没者を追悼し、あわせて我が国と世界のじますと、この公式参拝は、国民や遺族の方々多数の強い要望ごらんになっていただきたいと存じますが、要点のみを申し上ごらんになっていただきたいと存じますが、要点のみを申し上詳しいことはその談話をお手元に差し上げてございますので

軍国主義の復活に結びつくのではないかとの懸念につきまして式等の面で十分配慮をしておりますが、また、戦前の国家神道、憲法の政教分離原則の規定との関係につきましては、その方

ておるところでございます。中心にいたしまして諸外国の理解を得るよう十分努力をいたし中心にいたしまして諸外国の理解を得るよう十分努力をいたし同様平和国家としての道を歩んでいるものである旨、外務省をたいと存じます。さらに、国際関係の面でも、我が国が従来とも配慮をいたしており、今後も十分そのようにいたしてまいり

府の見解を申し上げたいと存じます。 昭和五十五年十一月十七日の政府統一見解の変更に関する政

お否定できないため、差し控えることとしていた。二十条第三項の規定との関係で違憲ではないかとの疑いをなとしての資格で靖国神社に参拝することについては、憲法第政府は、従来、内閣総理大臣その他の国務大臣が国務大臣

変更した。

変更した。

変更した。

変更した。

変更した。

関する政府の見解でございます。 以上が、昭和五十五年十一月十七日の政府統一見解の変更に

て帰ってくるという形をとらせていただきました。神社形式による参拝の形式をとらず、本殿に参進して一礼をし社に赴きまして、そして拝殿から本殿に進み、一切のいわゆる主催の追悼式典が終了いたしました後、内閣総理大臣は靖国神なお、さらに具体的に少し付言をいたしますと、当日、政府

費で支出するという形をとらせていただきました。ことにし、そしてその手配、配置をお願いして、その代金を公ために、靖国神社にお願いをいたしまして、供花をお供えするなお、戦没者を追悼し平和を祈念するという誠をささげます

お、各閣僚につきましては、内閣総理大臣はこのような形

す。

で公式参拝をするということになった次第でございま同じような形で参拝をするということになった次第でございます。これは憲法との関係で信教の自由を保障するためでございます。全く自由な御判断によって参拝してもらうことにいたしました。全く自由な御判断によって参拝してもらうことにいたしました後、各閣僚ので公式参拝をするということを説明いたしました後、各閣僚の

を得て報告を申し上げた次第でございます。 以上、具体的なことも付言をさせていただきまして、お許し

○中島委員長 これより質疑に入ります。

th。 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。小川仁

質問を申し上げたいと思います。〇小川(仁)委員 先に、今回の総理の公式参拝問題について御

かかわらず国の命令で自分の青春を失った人たち、こういう人知人を含めて大勢の国民が亡くなられた、自分の意思いかんに こういう悲惨な戦争の状態は起こしませんということを誓いな えてまいったものでございますが、特に国の命令で私の友人、 ことの反省も含めながら、戦後のこの変化の中で自分なりに考 積極的な立場でこの戦争を推進する一人の国民であったという すが、自分の教え子を戦場に散らしている、こういう立場の者 に総理の行動について御質問を申し上げたいと思います。 にしながら、ただいま御報告がありました官房長官の談話並び がら現在まで生きてきた者でございます。そういう立場を前提 積極的に、あるいはいろいろな会合、その節目には、もう再び たちを追悼することに一つもやぶさかでありませんし、むしろ おける一つの風潮の中で、抗するすべもなく、いやむしろやや でございます。同時に、その戦争中におきまして、その時代に し、教師をしておりましたがゆえに、たった一人ではございま いて、非常に多くの友人、そして知己、親戚を失っております なお私は、前回のいわゆる十五年戦争、第二次世界大戦にお

根拠になりました私的諮問機関というものの性格についてお伺回ということに対して非常な疑問を持ちながら、これを変えたいる政教分離に反しないといったような感じての百八十度の転める政教分離に反しないといったような感じての百八十度の転める政教分離に反しないといったような感じての百八十度の転める政教分離に反しないといったような感じての百八十度の転の後の統一見解を百八十度変えたものでございます。公式参拝は産業が、今回の公式参拝は従来からの政まず最初にお聞きしますが、今回の公式参拝は従来からの政まず最初にお聞きしますが、今回の公式参拝は従来からの政

マ 季 でこり メリック

官房長官の私的諮問機関、これは一体どういう性格を持つも官房長官の私的諮問機関、これは一体どういう性格を持つもで変えたという点についての御見解を承りたい。

そんな中で、行政が独断で判断をするというようなことになています。

うなことのないように、また十分この問題について信教の自由うなことのないように、また十分この問題について信教の自由十分参考にさせていただきまして、さらに政府として独自の検討してまいりました政府といたしまして、この懇談会の報告を討してまいりましたというのではなくて、あくまでも慎重に検討していいの報告書が出されたところでございますが、この報告

す。 国神社に公式参拝するということを決定したところでございまろいろな角度から検討もいたしまして、その上に立ちまして靖が確保されるような形をとらなければならぬ、そんなことをい

います。 のように考えておるところでござ有益に御指導いただいた、このように考えておるところでござてとも十分参考にさせていただきまして、態度の決定に非常に思についてのいろいろな御論議を従来いただいてまいりました題についてのいろいろな御論議を従来いただいてまいりましたなお、国会との関係でございますが、国会におきますこの問

ざいます

「なお、事前に国会に報告あるいは御相談を申し上げるべきでごのぎりぎりまで検討いたして、そして昨日衆議院、参議院の議院の態度を決定いたしまして、そして昨日衆議院、参議院の議院のまりぎりまで検討いたしてまいりましたが、もう八月十五日はなかったかという御指摘がございましたが、もう八月十五日はなかったかという御指摘がございましたが、もう八月十五日はなかったかという御指摘がございます。

いく上。 今後とも、この問題について、国会さらに各党からのいろん

のはいいですけれども、政府の方針変更の参考にするというこ られますけれども、これは個人が、官房長官が参考になされる 点についてただしたいと思います。 のの重み、こういうものはどういうものであろうか、再度この う性格を持ち、国会の審議の中における政府統一見解というも 材料にしかならないとすれば、一体立法府というものがどうい 議と諮問機関の論議というのを同一水準に置いて、政府の参考 のお話ですと、国会の論議も参考にした、こう言う。国会の論 とについてはどうしても納得できない。そして同時に、先ほど だと思うのです。それを、報告書を参考にした、こう言ってお ございます。こういうところにこの私的諮問機関の性格が明確 諮ることなく、あなた自身があなたの好みで決められた人選で けられた官房長官の私的諮問機関であり、その人選等もたれに ます。今回の靖国問題につきましても、中曽根総理の指示で設 政治の中には、この私的諮問機関多用による政治手法がござい 分そこでお話をし合うという性格のものでありますが、中曽根 それは報告書を提出するなどという性格のものではなくて、十 ○小川(仁)委員 私的諮問機関というものの性格は、あくまで

で、国会の御論議を最も重視して尊重して、これを十分頭に置ります中で、あるいはいろいろな政治上の判断をいたします中○藤波国務大臣 政府は、いろいろな施策を推進いたしてまい

ございます。

こう考えまして取り組んできたところでをしなければならぬ、こう考えまして取り組んできたところでをしなければならぬ、こう考えまして取り組んできたところでございますし、また、この問題につきましても同じよいて取り組んでいかなければならぬ、こう常々考えてきておるいて取り組んでいかなければならぬ、こう常々考えてきておる

なお、私的懇談会の問題でございますが、いろいろな各界からの代表の方々にお入りをいただきまして、昭営につきました所高所から御意見をお寄せいただきました。運営につきましたがをいたしまして、全くこの懇談会の自主的な御判断、御運営をお願いしてきたところでございます。みんなそれぞれ意見が出たので報告書という形をとろう、こんなふうにおっしゃっていただきましたので、報告書という形で受け取らせて一いただいただきましたので、報告書という形で受け取らせて一いただいただきましたので、報告書という形で受け取らせて一いただいただきましたので、報告書という形で受け取らせて一いただいただきましたので、報告書という形で受け取らせて一いただいただきましたので、報告書という形で受け取らせて一いただいただきましたので、報告書という形で受け取らせて一いただいたださました。

まお、この懇談会の中では、従来の靖国神社に関するいろんな経緯でございますとか、あるいはこの靖国神社参拝問題についろいろな資料でございますとか、そういったことが十分このいろいろな資料でございますとか、そういったことが十分このいろいろな資料でございますとか、あるいはこの靖国神社参拝問題についるが、この懇談会の中では、従来の靖国神社に関するいろんな経緯でございますとか、あるいはこの靖国神社に関するいろんな経緯でございますとか、あるいはこの靖国神社に関するいろんなお、この懇談会の中では、従来の靖国神社に関するいろんなお、この懇談会の中では、従来の靖国神社に関するいろんなお、この懇談会の中ではないか。

政府といたしましても、ただ懇談会の報告を受けた、それを参考にしたというだけではなくて、この間にいろいろな角度が関の報告書を参考にしたというに考えておる次第でございます。ことができた、こんなふうに考えておる次第でございます。ことができた、こんなふうに考えておる次第でございます。以と私は感ずるんです。私的諮問機関が国会においるな角度の、一致とまではいきませんが了解を得た政府統一見解を変更しなければならない理由並びに根拠、一切ないと私は感ずるんです。私的諮問機関が何かやるというとすぐ変えられる、こういう悪例を残すといなりますので、この点についてはどうしても納得できました。なりますので、この点についてはどうしても納得できまとになりますので、この点についてはどうしても納得できまとになりますので、この点についてはどうしても納得できまといる。

が存在した。特に憲法学者の立場の方々は、法的な立場から違でも、決して意見がまとまった報告書ではない、幾つもの意見それともう一つは、皆さんが参考にされた私的諮問機関の中

についてお伺いしたいと思います。という問題を提起しておられる。法治国家であるこの日本の意という問題を提起しておられる。法治国家であります、ども必要があればこれを召集することができるはずであります、ども必要があればこれを召集することができるはずであります、ども必要があればこれを召集することができるはずであります、とも必要があればこれを召集することができるはずであります。という問題を提起しておられる。法治国家であるこの日本の憲という問題を提起しておられる。法治国家であるこの日本の憲という問題を提起しておられる。法治国家であるこの日本の憲という問題を提起しておられる。法治国家であるこの日本の憲という問題を提起しておらいます。

○藤波国務大臣 まず国会との関係でございますが、先ほどものということで時間を重ねてきたところでございま度を決めるかということで時間を重ねてきたところでございままが、必要ないというに変したが、そんな中で特に憲法との問題などについていいのがいましたが、そんな中で特に憲法との問題などについていいのがは過ぎ会には出席をいたしましたがいまして、私もできるだけ懇談会には出席をいたしましたがいまして、私もできるだけ懇談会には出席をいたしましたがいまして、それな中で特に憲法との問題などにつらまされておるわけであります。併記されておる事柄などにつきまされておるわけであります。併記されておる事柄などにつきまされておるわけであります。

属をいたしておりませんけれども、靖国神社自身長い間のしき をいたしました。靖国神社自身は神社界の中で神社本庁には所 をとらせていただきました。それを靖国神社にお願いに参りま うな形式をとらないで、靖国神社に赴いて一礼をするという形 宗教儀式による参拝、別の言葉で申しますと、普通は、神社に を求めなかったのかということにつきましては、まことに申し ういう形をとらせていただくということのお願いをしたのが十 意見がございました。しかし、憲法等をよく検討した結果、こ ことについて非常に困惑をされまして、宮司さん、いろんな御 で、そういう宗教儀式を排した一礼というお参りの仕方という の参拝がどんな形になるのかということが注目をされておる中 たりがある。そして、全国のいわゆる神社界からも靖国神社へ て二拝二拍手一拝というような参拝形式がございます。そのよ お参りをいたしますときには、おはらいをして玉ぐしをささげ ようにといういろいろな検討をいたしまして、神社のいわゆる したのが十四日の午後でございまして、靖国神社は非常に困惑 最終的に、宗教的活動、そういった誤解を与えることのない [日であったわけでございまして、どうして事前に国会に了解 これは政府が、 政府自身統

ようにお願いを申し上げる次第でございます。う形をとらせていただきましたので、どうか御了解を賜りますう形をとらせていただきましたので、どうか御了解を賜ります変更するということになりまして、参拝をいたしました後、早変更するということになりまして、参拝をいたしました後、早解として従来考え方を申し上げてきたところのものを今回一部

○小川(仁)委員 終わってから報告したから了解してくれとい

う言い方は、これは国会の今までの経緯を否定するものであり う言い方は、これは国会の今までの経緯を否定するものであり う言い方は、これは国会の今までの経緯を否定するものであり う言い方は、これは国会の今までの経緯を否定するものであり まして、国会としては、立法府としては絶対了解できません。 まして、国会としては、立法府としては絶対了解できません。 まして、国会としては、立法府としては絶対了解できません。 まして、野を変えたから宗教活動に当たらない というのは、小手先のごまかしであります。公式参拝は、靖国 をと思います。したがって、今回のこの公式参拝は、政教分離 ると思います。したがって、今回のこの公式参拝は、政教分離 ると思います。したがって、今回のこの公式参拝は、政教分離 の原則にもとると思います。

解を求めます。

今までの経緯を踏まえて、法制局として、この政府の統一見解を求めたいと思います。特に憲法の解釈は最高裁の判断が最優先求めたいと思います。特に憲法の解釈は最高裁の判断が最優先求めたいと思います。特に憲法の解釈は最高裁の判断が最優先求めたいと思います。特に憲法の解釈は最高裁の判断が最優先報が百八十度転回してこういう形をとったことに対する見解を解が百八十度転回してこういう形をとったことに対する見解を求めます。

○茂串説明員 お答え申し上げます。

公式参拝そのもの全体をグローバルにとらえまして、これはなことは非常に難しいことでございますので、当時としましてはある問題でございまして、法理の一点だけで結論を出すというにデリケートと申しますか、国民の意識に深くかかわり合いのにデリケートと申しますが、国民の意識に深くかかわり合いのにがしますと、この靖国神社の公式参拝問題というのは、非常いたしますと、私どもの立場から当時のことを振り返って考えてみますと、私どもの立場から

のような統一見解を提出した次第でございます。のような統一見解を提出した次第でございます。かなか合憲とにわかに断じがたいという含みを持ちまして、

そこで、今回の公式参拝の合憲性の問題でございますが、こそこで、今回の公式参拝の合憲性の問題でございますが、これにつきましては、委員も御承知のとおり、法律的な判断の一れにつきましては、委員も御承知のとおり、法律的な判断の一たが、平渉等になるような行為をいうもの」とされ、また、ある行為がこの宗教的活動というのは、「行為の目的が宗教的法の禁ずる国の宗教的活動というのは、「行為の目的が宗教的法の禁ずる国の宗教的活動というのは、「行為の目的が宗教的活動というもの」とされ、また、ある行為がこの宗教的活動に該当するのとおり、法律的な判断の一れにつきましては、委員も御承知のとおり、法律的な判断の一れにつきましては、表別の事情を考慮して社会通常に従って客観的に判断すべきであるという判示がなされておるわけでございます。

ところで、今回の参拝につきましては、まず、国民や遺族のところで、今回の参拝につきましては、そして今回の参拝に踏みの方式によって追悼の意を表するものでございますから、その方式によって追悼の意を表するものでございますから、その方式によって追悼の意を表するものでございますから、その方式によって追悼の意を表するものでございますから、その方式によって追悼の意を表するものでございますから、その方式によって追悼の意を表するものでございますから、その方式によって追悼の意を表するものでございます。

は、神質問事しては、まず、国民や遺族のところで、今回の参拝につきましては、まず、国民や遺族のところで、今回の参拝につきましては、まず、国民や遺族のところで、今回の参拝につきましては、まず、国民や遺族のところで、今回の参拝につきましては、まず、国民や遺族のところで、今回の参拝につきましては、まず、国民や遺族のところで、今回の参拝につきましては、まず、国民や遺族のところで、今回の参拝につきましては、まず、国民や遺族の

○小川(仁)委員 私は、御質問申し上げたの間題なんかお聞を御質問申し上げたのであって、社会通念上の問題なんかお聞

それで、そういう御答弁をなさるのなら、内閣法制局長官にているというに対する反対の表明をしておられるということじゃないですか。会議員の半分はこれに反対しているということじゃないですか。会議員の半分はこれに反対しているということは、少なくとも国対する反対の表明をしておられる新自由クラブの方々もこれにと自民党と連立を組んでおられるということは、少なくとも国対する反対の表明をしておられるということは、少なくとも国対する反対の表明をしておられるということの具体的実例を挙げてくられるということでないですか。なぜこれが多くの国民が望んでいるという言い方に変わるのか。ながでいるという自答弁領のとどう把握したか、判断基準をどう把握したか、知断基準をどう把握したか、知断基準をどう把握したか、知断基準をどう把握したか、知断基準をどう把握したか、知断基準をどう把握したか、知答は、表情に、表情に、知識を対象を表情である。

○茂串説明員 その点につきましては、先ほど官房長官からの

東京にもありましたように、靖国神社問題に関する懇談会に 御答弁にもありましたように、靖国神社問題に関する懇談会に 御答弁にもありましたような、いわゆる社会的な一般的 及び遺族の願いであるというような、いわゆる社会的な一般的 及び遺族の願いであるというような、いわゆる社会的な一般的 及び遺族の願いであるというような、いわゆる社会的な一般的 な考え方としまして、のようなことが報告書に述べられておる たっこざいまして、我々としまして、そこで一堂に会した おきまして、名界の有識者を集めまして、そこで一堂に会した おきまして、名界の有識者を集めまして、そこで一堂に会した おきまして、名界の有識者を集めまして、そこで一堂に会した おきまして、名界の有識者の意見のそれが大勢であるとい うことを考えまして、それを尊重して私どもとしてはただいま りことを考えまして、それを尊重して私どもとしてはただいま りことを考えまして、それを尊重して私どもとしてはただいま りことを考えまして、それを尊重して私どもとしてはただいま りことを考えまして、それを尊重して私どもとしてはただいま りことを考えまして、それを尊重して私どもとしてはただいま りことを考えまして、それを尊重して私どもとしてはただいま りことを考えまして、それを尊重して私どもとしてはただいま りことを考えまして、それを尊重して私どもとしてはただいま りことを考えまして、それを尊重して私どもとしてはただいま

宗教活動に当たるか当たらないか、法律論で一つ。○小川(仁)委員 私が言っているのは、法律論的に公式参拝が

それから、あなたが多くの国民が望んでいるとこうおっしゃるから、私的諮問機関の結論をあなたが報告を受けたわけじゃるから、私的諮問機関の結論をあなたが報告を受けたわけじゃまが望んでいるというのを望んでいなのだから、それに対国会議員の数の例証を挙げて質問しているのだから、それに対国会議員の数の例証を挙げて質問しているのだから、それに対国会議員の数の例証を挙げて質問しているのだから、それに対国会議員の数の例証を挙げて質問しているのだから、それに対国会議員の数の例証を挙げて質問しているのだから具体的に、国民のあるよい。あなたが多くの国民が望んでいるとこうおっしゃそういう質問を申し上げる。

○茂串説明員 二点の御質問があったと思います。

第一点は、今回のいわゆる靖国神社公式参拝が法律的に見て第一点は、今回のいわゆる靖国神社公式参拝が法律的に見て、たほど申し上げたようなことで、今回のような形の依拠して、先ほど申し上げたようなことで、今回のような形の依拠して、先ほど申し上げたようなことで、今回のような形の公式参拝は憲法二十条三項に言う「宗教的活動」に該当しない会議を拝は憲法二十条三項に言う「宗教的活動」に該当しないう結論を得たわけでございまして、この点は先ほどるる申という結論を得たわけでございまして、この点は先ほどるる申という結論を得たわけでございまして、この点は先ほどるる申という結論を得たわけでございまして、この点は先ほどるる申という結論を得たわけでございまして、この点は先ほどるる申という結論を得たわけでございまして、この点は先ほどるる申という結論を得たわけでございまして、この点は先ほどるる申とは、

ものかということにつきまして、いわば社会的な通念と申しまましては、従来から靖国神社の位置というものは一体どういうう点でございますが、この点につきましては、これは我々としる、その点についてどういうような判断を持っておるのかといそれから第二点の、靖国神社が戦没者追悼の中心的施設であ

○茂串説明員 若干ダブったお答えになりますけれども、政府 「宗教的活動」に当たるかどうかということはいかに と思いましたが判決が出ておりまして、そこで政教分離原則と と思いましたが判決が出ておりまして、そこで政教分離原則と と思いましたが判決が出ておりまして、そこで政教分離原則と と思いましたが判決が出ておりまして、そこで政教分離原則と と思いましたが判決が出ておりまして、そこで政教分離原則と と思いましたが判決が出ておりまして、今御指摘のとおり津 日に宮澤官房長官がお読み上げになりましたいわゆる政府統一 日に宮澤官房長官がお読み上げになりましたいわゆる政府統一 日に宮澤官房長官がお読み上げになりましたいわゆる政府統一 日に宮澤官房長官がお読み上げになりまして、今御指摘のとおり津 は、先ほど申し上げましたように、昭和五十五年の十一月十七 は、先ほど申し上げましたように、昭和五十五年の十一月十七 は、先ほど申し上げましたように、昭和五十五年の十一月十七 は、先ほど申し上げまして、そこで、今御指摘のとおり津 と思います。そこで、今御指摘のとおり津 と思いましたが判決が出まして、そこで政教分離原則と と思いましたが判決が出ているとは、非常に一般的な形で述 して判断すべきであるかということは、非常に一般的な形で述 して判断すべきであるかということは、非常に一般的な形で述 して判断すべきであるかということは、非常に一般的な形で述 して判断すべきであるかということは、非常に一般的な形で述 であるかということは、非常に一般的な形で述 であるかということは、非常に一般的な形で述 であるかということは、非常に一般的な形で述

たで、この内容をごらんになりますとおわかりになりますよだ、この内容をごらんになりますというような判所をすべきであるというような判示になっておるわけでございまして、先ほど申しましたように単にしても、一体この社会通念とはどういうものかということは非しても、一体この社会通念とはどういうものかということは非しても、一体この社会通念とはどういうものかというような判所になりますとおかりになりをごらんになりますとおわかりになりますよた。

そこで、私どもといたしましても、この目的効果論が出まし

の見解をそのまま維持していたところでございます。でも、今の本件の問題につきましてすぐに見解を改めるとかあるということで、その意味におきまして、いずれにしてもこる御答弁申し上げている点でございまして、いずれにしてもこる御答弁申し上げている点でございまして、いずれにしてもこる御答弁申し上げている点でございまして、いずれにしてもこるがは一定の方向づけをするとかいうことは非常に難しいといるいは一定の方向づけをするとかいうことは非常に難しいといるいは一定の方向づけをするとかいうことは非常に難しいといるいは、

○小川(仁)委員 どうも私の質問に的確にお答えをいただかな

ついてだけ明確にお話しを願いたい。 憲的であるという見解をお述べになったのかどうか、この点にそれで、この政府の見解、行動に対して、あなたはこれは合

○茂串説明員 先ほども申し上げましたが、今回実施されました公式参拝という形における参拝は、これは合憲であるという

○小川(仁)委員 一片の疑いもそれはございませんね。念のた

論でございます。 ○茂串説明員 これは、我々専門的な立場で十分に検討した結

の人数だけでは把握し切れないのじゃないでしょうか。ここに 念を把握するというなら、官房長官、とてもこの私的諮問機関 ゆるブレーンと言われる人たちであります。幾つか反対の人も 報告書を作成した人たちはあなた自身が人選をなさった、いわ 懇談会の報告書を参考にして把握したと書いてある。ところが、 あるが、これを把握するに至らなかったため」だと書いてある。 るか否かを的確に判断するためには社会通念を見定める必要が 法制局の存在自体さえ疑いたくなるものであります。しかも、 問題で法制局が今後物をお決めになるという考え方については、 的あるいは習俗的、伝統的な問題もあるでしょうが、こういう がおとりになるということ自体、非常に大きな問題です。文化 す。社会通念によって物を考えるというふうな考え方を法制局 さるなら、社会通念というのは非常に幅の広いものでございま だけ口実を求めて社会通念、こういった言い方をするというの いましたが、その人たちの意見は一つも入れなかった。社会通 社会通念を把握したというのは、閣僚の靖国神社参拝に関する 官房長官談話によれば、「憲法の禁止する宗教的活動に該当す ○小川(仁)委員 社会通念という漠としたもので法律解釈をな 小手先を弄し過ぎだと思いますが、いかが

) 藤皮国務 15回ってございますか。

○藤波国務大臣 靖国神社参拝問題に関する懇談会の方々は各○藤波国務大臣 靖国神社参拝問題に関する懇談会の方々は各の辞波国務大臣 靖国神社参拝問題に関する懇談会の方々は各

すっと我が国古来からのいろいろな宗教問題についてお話を対った我が国古来からのいろいろな京弟でございましたけがただいた方もいらっしゃいましたし、十五名の方々は非常におような立場で御意見をお述べになった方もありましたし、法律ような立場で御意見をお述べになった方もありましたし、法律というようなときもございましたし、十五名の方々は非常におどいうようなときもございましたし、中にはクリスチャンで、時国神社を離れて、国のためにあるいは公のために亡くなった靖国神社を離れて、国のためにあるい名な宗教問題についてお話をだっと我が国古来からのいろいろな宗教問題についてお話をすっと我が国古来からのいろいろな宗教問題についてお話をすっと我が国古来からのいろいろな宗教問題についてお話を

もっとも、その受けた報告書を、決して懇談会がこういうのもっとも、その受けた報告書を、決して懇談会がこういうのがけているいろ御意見をお寄せをいただいてまいりましたその報告でございますので、十分参考にさせていただいた、そして、報告でございますので、十分参考にさせていただいた、そして、報告でございますので、十分参考にさせていただいた、そして、報告でございますので、十分参考にさせていただいた、そして、報告でございますので、十分参考にさせていただいた、そして、報告書を、決して懇談会がこういうのもっとも、その受けた報告書を、決して懇談会がこういうのもっとも、その受けた報告書を、決して懇談会がこういうのもっとも、その受けた報告書を、決して懇談会がこういうのもっとも、その受けた報告書を、決して懇談会がこういうのもっとも、その受けた報告書を、決して懇談会がこういうのもっという。

○小川(仁)委員 やはり依然として、社会通念というものを解の小川(仁)委員 やはり依然として、社会通念というものをのになどのが、質問を変えまして、靖国神社自体釈する判断の基準あるいは判断の基礎というものについてはど

○藤波国務大臣 靖国神社の経緯についておるわけでございます。その東京招魂社は明治二年に、今お話がございましたが、靖国神社は明治十二年に東京招魂社を改称したものでございます。戦後、靖国神社は明治二年に、今お話がございましさろでございます。戦後、靖国神社は、所要の手続を経まして昭和でございます。戦後、靖国神社は、所要の手続を経まして昭和でございます。戦後、靖国神社は、所要の手続を経まして昭和でございます。戦後、靖国神社というのが経緯に至ります。現在、しながって宗教法人皆国神社ということになっておるわけでございます。

問題は、今先生の御指摘とかかわることになりますが、その所用にした場。 は、今先生の御指摘とかかわることになりますが、その上に立ちまして靖国神社で戦没者を追悼し、公式参いうことを靖国神社でで行ってほしい、こういう強い御要望るということを靖国神社で行ってほしい、こういう強い御要望るということを靖国神社で行ってほしい、こういう強い御要望るということを靖国神社で行ってほしい、こういう強い御要望るということを靖国神社で行ってほしい、こういう強い御要望るということを靖国神社で行ってほしい、こういう強い御要望るということを靖国神社で行ってほしい、こういう強い御要望るというだとを靖国神社で行ってほしい、こういう強い御要望るというだとが、その古りは、今先生の御指摘とかかわることになりますが、その情国神社の主格は、今先生の御指摘とかかわることになりますが、その情国神社の主格は、

○小川(仁)委員 私の質問は、靖国神社の性格は天皇の軍隊、○小川(仁)委員 私の質問は、靖国神社でありますから、天皇制と深くかかわっているなるという神社でありますから、天皇制と深くかかわっているなるという神社でありますから、天皇制と深くかかわっているなというでは、近に対する見解を求めたのでございます。その辺はっというにというでは、「大皇の軍隊、大皇の小川(仁)委員 私の質問は、靖国神社の性格は天皇の軍隊、

いますか、お伺いをしたいと思います。 靖国神社に祭られている祭神はどういう性格を持つ神様でござぞれから、今祭神という言葉がありました。祭る神。では、

○藤波国務大臣 靖国神社の経緯あるいは靖国神社の性格につ

とを背景といたしまして、そこでぜひ公式に参拝をしてもらい中心的施設であるというふうに靖国神社を考えているというこ靖国神社が、国民あるいは遺族の方々の大部分が戦没者追悼のございますが、それは今お話を申し上げましたような宗教法人ご超りますが、それは今お話を申し上げましたような宗教法人

たいということでございましたので、靖国神社に赴いて一礼をたいということを私が今御紹介申し上げたところでございます。(小川(仁)委員「だから祭神はどういう性格を持るいろいろな考え方はあろうと思うのでございます。ただ、靖国神社は今申し上げてまいりましたように国のために一命を捨てざいます。(小川(仁)委員「だから祭神はどういう方々を祭神としてお祭りしているというのが靖国神社のお立場であるというこでがいます。(小川(仁)委員「だから祭神はどういう大々を終神としてお祭りしているというのが靖国神社のお立場であるというこでがいます。(小川(仁)委員「だから祭神はどういう性格を持ございます。(小川(仁)委員「だから祭神はどういう性格を持てざいます。(小川(仁)委員「だから祭神はどういう性格を持てざいます。(小川(仁)委員「だから祭神はどういう性格を持てでいます。

です。 ○小川(仁)委員 ・靖国神社が言っていることを私はお聞きしているの政府がどう認識しているかということを私はお聞きしているのを過をても困るので、靖国神社が言っていることをそのまま言われ

それで戦前でございます。

とに対する政府の認識をお伺いします。神社を見るときに。靖国神社の説明は要りませんから、このこ現在もそういう認識が政府としてあられるのかどうか、靖国

 ○藤波国務大臣 先ほど来申し上げておりますように、靖国神 せいただいておるというふうに靖国神社のことを私どもは理解いただいて一命を亡くした、そういう方々が神として祭られていただいて一命を亡くした、そういう方々が神として祭られていただいて一命を亡くした、そういう方々が神として祭られていただいて一命を亡くした、そういう方々が神として祭られていただいて一命を亡くした、そういう方々が神として祭られていただいて一命を亡くした、そういう方々が神として察りますように、靖国神 せいであるというふうに靖国神社のことを私どもは理解いたして索ります。

は討議が進まないような感じもいたします。私は戊辰の役の賊かいただきにくいのですが、とてもこれでは、一時的な討議で○小川(仁)委員 私が申し上げることに対する御答弁をなかな

たとしても。こういう状況が一つある。は賊軍という名前で切って捨てられている、意見の違いがあっは賊軍という名前で切って捨てられている、意見の違いがあっは財工という形で、尽くした者は神になり、尽くさない者んけれども、国内においてすら既に天皇に忠誠を尽くす者、尽軍の南部藩に属するからひがんで言っているつもりはありませ

もう一つは、今度の第二次世界大戦においては、最もその戦たか。

○藤波国務大臣 靖国神社のいわゆる前身であります神社、その職建回ときから、どういう方々を祭神として祭るかというよりなことにつきましては、その時代時代のいろいろな判断がありなことにつきましては、その時代時代のいろいろな判断があの創建のときから、どういう方々を祭神として祭るかというよの創建のときから、どういう方々を祭神として祭るかというよいます。

問題は、今お話がございましたA級戦犯云々が合祀されておるということをどう考えるかということについて政府は今とやかておる判断でございまして、そのことについて政府は今とやかておる判断でございまして、そのことについて政府は今とやかで申し上げるという筋合いではなかろう。これは宗教法人靖国神社の持つ自主性を侵害するものになってはいけませんので、靖国神社の判断であると申し上げざるを得ないかと思うのでございますが、このるということをどう考えるかということでございますが、このるということをどう考えるかり

しかも国のために命を捨てて亡くなった方々に対し追悼するの社に赴いてそこで戦没者を追悼するという形をとってほしい、との靖国神社を考えているということでございまして、靖国神との靖国神社というものをどう考えるかということでございます。私が先ほどから何回も何回も申し上げておりますのは、国す。和先ほどから何回も何回も申し上げておりますのは、国問題は、今不規則発言で御指摘いただいておりますように、問題は、今不規則発言で御指摘いただいておりますように、

たところでございます。
たところでございますし、十分念頭に置いて検討させていただいたところでもございますし、十分念頭に置いて検討させていただいましば、まずいまして、それにこたえるためにはどうするか。靖お話がございまして、それにこたえるためにはどうするか。靖お話がございまして、それにこたえるためにはどうするか。靖お話がございますで、これらの今御指摘をいただきました事次定いたしますまでに、これらの今御指摘をいただきました事次定いたしますまでに、これらの今御指摘をいたにい、こういうであるから公人としてぜひ敬意を表してもらいたい、こういうであるから公人としてぜひ敬意を表してもらいたい、こういうであるから公人としてぜひ敬意を表してもらいたい、こういうであるから公人としてぜひ敬意を表してもらいたい、こういうであるから公人としてぜひ敬意を表してもらいたい、こういうであるから公人としてぜひ敬意を表してもらいたい、こういうであるから公人としてぜひ敬意を表してもらいたい、こういうであるから公人としてぜいない。

なお、御指摘をいただくようなそういう御懸念に対しましてなお、御指摘をいただくようなことのないように今後も十分注意をしてまいりたい、このように考えておる次第でございますしたこと等につきましても、今回の内閣総理大臣、閣僚が公いったこと等につきましても、今回の内閣総理大臣、閣僚が公いったこと等につきましても、今回の内閣総理大臣、閣僚が公いったこと等につきましても、今回の内閣総理大臣、閣僚が公いったこと等につきましても、今回の内閣総理大臣、閣僚が公は変拝をいたしましてといる。

います。しかもテレビで見ますと麗々しく、一番高い、最高のはり出す場所は同じなんです。神社に対する援助は同じだと思 話に触れなかったということはこのことをお隠しになったのから憲法に触れるわけでございますから、この点について何ら談 う感じさえするわけでございますから、 宗教活動としての靖国神社に対する援助を与えている、こうい 場所に中曽根総理の生花がございまして、それは非常に大きな だと言われた。しかしこれを供花料と名前を変えるだけで、や たのか。玉ぐし料という表現でこれは違法だと言われた、違憲 それともそれをどういうふうに解釈してここに触れられなかっ 形で公費を支出している、公費支出というのは当然のことなが 公費支出問題については触れておりませんので、供花料という 頭において一礼する方式で行うということは書いてありますが ところでございますが、この際、藤波官房長官談話の中で、社 て、時間もなくなりまして大変遺憾の意を表明せざるを得ない 上げていることに対する直接の御答弁がないわけでございまし ○小川(仁)委員 いろいろ申し上げましてもなかなか私が申し お考えを伺いたいと思います。 公費支出問題について

|藤波国務大臣||今、少しお話がございましたように、従来こ

払いをしてきた、それが実態でございます。 具体的に申し上げますと、一対金三万円なりを供花料としてお お花を注文してもらってそこに配置することをお願いしたいと 公式参拝の形についてお話をいたしましたときに、靖国神社で れていいというふうに考えまして、それでは公式参拝いたしま という場合に、その場所にお花を置くということが当然考えら を追悼し、平和を祈念するという、公人としてそのことを行う という形をとったわけでございます。そういう場合に、戦没者 ことがあるわけでございます。今回の場合、あくまでもそうい そういう場合にはよく玉ぐし料として神社にお納めするという 二拍手一拝というような形をとるのを通例といたしております。 をするということにいたします場合に、玉ぐしをささげて二拝 れらの問題を考えます場合には、靖国神社に神社の形式で参拝 いうことを依頼いたしました。そして、それに基づいて、当日、 しておる場所でもございますし、前日に私赴きましていろいろ えたのでございますが、やはりその土地は靖国神社が当然管理 すときにお花を持っていってそこへ置くか、こういうことも考 たしまして、靖国神社に赴いて、一礼をして戦没者を追悼する う宗教的な活動また神社の参拝形式をとらないということにい

でございます。

のように考えまして、公費を支出して支払う手続をとった次第いう、その場所に配置するものとして公費で出すべきもの、こいう、その場所に配置するものとして公費で出すべきもの、これが戦没者を追悼し、平和を祈念するという、誠をささげると人が戦没者を追悼し、平和を祈念するという、誠をささげるとなば公費であるのかということにつきましては、公人として、なぜ公費であるのかということにつきましては、公人として、なぜ公費であるのかということにつきましては、公人として、なぜ公費であるのかということにつきましては、公人として、

○小川(仁)委員 公費支出というのは公的参拝なら許されると○小川(仁)委員 公費支出というのは公的参拝なら許されると

○藤波国務大臣 何回も申し上げておりますが、玉ぐし料と供○藤波国務大臣 何回も申し上げておりますが、玉ぐし料とは全く性格を異にするものである、このように出した、こういうことでございまする。その場合に、通例玉ぐし料として神社に納めるものが玉ぐし料であるかというふうに思います。不神社に納めるものが玉ぐし料であるかというふうに思います。不可に、正がは事神社の場所に、その誠者を追悼し、平和を祈念する一社でする、その場所に、その誠者を追悼し、平和を祈念する一社である。正を配置する、このように出した、こういうことでございまして、あくまでも宗教形式に出した、こういうことでございまして、あくまでも宗教形式に関した。こういうことでございまして、通例玉ぐし料としれば、従来、神社の参拝形式で玉ぐしをささばて二拝二のっとる玉ぐし料とは性格を異にするものである、このようにのっとる玉ぐし料とは代というによりますが、玉ぐし料と供である。このように

うヽー´゚」 がずる

○小川(仁)委員 時間もなくなってまいりましたので、まだ問題がいっぱいありますけれども、最後に総括的に問題を済ませ

これは私的諮問機関の報告書の中で、「閣僚の靖国神社公式をお知らせ願いたい。 と思いますが、この点について政府としては一つ一つ具体的に が宗教との過度の癒着をもたらすことによって政教分離原則に が宗教との過度の癒着をもたらすことによって政教分離原則に 抵触することがないようにとか、あるいは合祀対象において 抵触することがないことや極東軍事裁判においていわゆるA 人々が祭られていないことや極東軍事裁判においていわゆるA 人々が祭られている人が合祀されているものの、賊軍と称される しでございます。この問題はかなり本質的な問題を含んでいる と思いますが、この点について政府としては一つ一つ具体的に 検討しておられると思うので、その五項目に対する検討の結果 検討しておられると思うので、その五項目に対する検討の結果 をお知らせ願いたい。

なお、七項目に「新たな施設の設置」という考え方が出されております。私は、国民の非常に大きな部分では、例えば広島、東京や大阪の空襲で亡くなられた人、こういった大勢の方々が東京や大阪の空襲で亡くなられた人、こういった大勢の方々が東京や大阪の空襲で亡くなられた人、こういった大勢の方々が東京や大阪の空襲で亡くなられた人、こういった大勢の方々が東京であり、一宗教であります。靖国神社に公的参拝をやろうということが許されるなら、ほかの宗派で、きょう戦没追悼会をやります、こういうときにはキリスト教にもあるいは他の仏をやります、こういうときにはキリスト教にもあるいは他の仏をやります、こういうときにはキリスト教にもあるいは他の仏をやります、こういうときにはキリスト教にもあるいは他の仏をやります、こういうときにはキリスト教にもあるいは他の仏をやります、こういうときにはキリスト教にもあるいは他の仏をやりたが許されるなら、ほかの完派で、きょう戦没追悼会ということを抜きにして、いわゆる外国にあるような、日本の靖教関係の宗派にもおいでになるのだろうとは思いますが、そうなが出たないと思います。

○藤波国務大臣 懇談会の報告書の中に列記されておりますように、新しいなお、その報告書の中にも記されておりますように、新しいので、それらを一つ一つ丹念に点検をいたしまして、そういっので、それらを一つ一つ丹念に点検をいたしまして、そういった角度から、政府の態度を決定いたします際に非常に参考にさた角度から、政府の態度を決定いたします際に非常に参考にされております、○藤波国務大臣 懇談会の報告書の中に列記されております、○藤波国務大臣 懇談会の報告書の中に列記されております、

施設をつくって、そこを戦没者を追悼する、あるいは戦没者のかでございます。

問題は、何回も同じようなことを申し上げて恐縮でございます。、何回も同じようなことを申し上げて恐縮でございまして、対常にはすぐにはならないんだ、そんなふうに思いまして、非常ににはすぐにはならないんだ、そんなふうに思いまして、非常ににはすぐにはならないんだ、そんなふうに思いまして、有力な御提案として受けとめさせていただいておるのが今日の気持ちでございます。

今後時間が経過をしてまいります中で、国会の先生方などのいろいろな御意見やまた各方面のいろいろな御指導もちょうだいろいろな御意見やまた各方面のいろいろな御指導もちょうだいろいろな御意見やまた各方面のいろいろな御指導もちょうだいあいるなのをであるかというふうには考えておるところでございます。それだけに、今後とも、こういう重要な問題については国恵等含めて、中曽根政治の戦後総決算というものの危険な性格のあらわれ方がこの靖国神社の公式参拝だと私は感じております。それだけに、今後とも、こういう重要な問題については国恵において十分な審議をするかあるいはそうでなければ、あなたは、報告書によって多くの国民が望んでいるといったようなたは、報告書によって多くの国民が望んでいるといったようなたは、報告書によって多くの国民が望んでいるといったようなたは、報告書によって多くの国民が望んでいるといったようないうことを改めて政治的に問う方法も含めて、十分な反省をしていただきたい、こう申し上げて、私の分を終わります。

略)

## 鈴切委員 (略)

次は、靖国神社の公式参拝についてでございます。

八月十四日、内閣官房長官の談話が発表され、内閣総理大臣八月十四日、内閣官房長官の談話が発表され、内閣総理大臣の他の国務大臣が八月十五日に靖国神社公式参拝を強行されるの他の国務大臣が八月十五日に靖国神社公式参拝を強行される。とほど官房長官から説明がありましたけれども、政府はかねてから、靖国神社公式参拝は違憲ではないかとの疑いを否定できないという統一見解に基づき、慎重な立場をとってころにできないというが一見解に基づき、慎重な立場をとってこのです。

公明党も、靖国懇から官房長官に何点がお聞きしたいな式参拝は憲法に抵触する問題であると、談話や政府に対する公式参拝は憲法に抵触する問題であると、談話や政府に対する政府がそれを無視して公式参拝を行ったことに対して、私は強政府がそれを無視して公式参拝を行ったことに対して、私は強い抗議の意をあらわしながら、官房長官に報告書が提出されて以来、公明党も、靖国懇から官房長官に報告書が提出されて以来、公明党も、靖国懇から官房長官に報告書が提出されて以来、

お答え願いたい。というなものなんでしょうか、これについて懇談会の性格はどのようなものなんでしょうか、これについて懇談会の性格はどのようなものなんでしょうか、またその回の靖国懇、すなわち藤波官房長官の私的諮問機関である靖国回の靖国懇、すなわち藤波官房長官の私的諮問機関である靖国

なお、決定をいたしました際の考え方でございますが、「内会合、懇談会であるというふうにいたしております。により開催したものでございまして、その性格は行政運営上のにより開催したものでございまして、その性格は行政運営上の俗称靖国懇と申しておりますが、靖国懇は、内閣官房長官決定○藤波国務大臣 閣僚の靖国神社参拝問題に関すする懇談会、

め、この問題に関して懇談会を開催することとする。」というの、この問題に関して懇談会を開催することとする。」というで、この際、内閣官房長官が高い識見を有する人々の参集を求で、この際、内閣官房長官が高い識見を有する人々の参集を必される。ところで、内閣総理大臣その他の国務大臣の靖国にろである。ところで、内閣総理大臣その他の国務大臣の靖国神社参拝を巡る問題は国民意識にも深くかかわる問題であるの神社参拝を巡る問題は国民意識にも深くかかわる問題であるの神社参拝を巡る問題は国民意識にも深くかかわる問題であるの本法という。

せたところでございました。うことで十五名の方にお願いを申し上げまして懇談会を出発さうことで十五名の方にお願いを申し上げまして懇談会を出発さ関の協力を得て内閣官房内閣審議室において処理する、こういり、原則として毎月一回開催する。懇談会の庶務は関係行政機ことを趣旨といたしまして、具体的にはおおむね一年間にわたことを趣旨といたしまして、具体的にはおおむね一年間にわた

私は問題があると思います。一会切委員 今回の政府に出された私的諮問機関である靖国懇似な問題がありますけれども、その報の報告書そのものにも大きな問題がありますけれども、その報の報告書をのものにも大きな問題がありますけれども、その報の報告書を必要しています。

確かに、靖国懇の報告書には六通りの異なった意見が取り上でいる。それなら話はわかる。しかし、公式参拝を「検討まなる。」という、言うならば靖国懇自体の結論を出しているというならが、「政府は、この際、」「国民の多数により支持され、の靖国神社への公式参拝を実施する方途を検討すべきであると受け入れられる何らかの形で、内閣総理大臣その他の国務大臣受け入れられる何らかの形で、内閣総理大臣その他の国務大臣受け入れられる何らかの形で、内閣総理大臣その他の国務大臣の靖国神社への公式参拝を実施する方途を検討すべきであると考える。」という、言うならば靖国懇自体の結論を出している。これはちょっと問題じゃないですか。私的諮問機関が意見の併これはちょっと問題じゃないですか。私的諮問機関が意見の併これはちょっと問題じゃないですか。私的諮問機関が意見の併これはちょっと問題じゃないですか。私的諮問機関が意見の供表により、「国民の多数により支持され、ではいるのでは、この際、」「国民の多数により支持され、という、言うならば靖国懇の名と検討すべきであると考える。」その報告書に書いてあるからよく見すべきであると考える。」その報告書に書いてあるからよく見すべきであると考える。」その報告書に書いてあるからよく見なできない。

# 〔委員長退席、石川委員長代理着席〕

房長官はおかしいと思いませんか、どうですか。このような結論めいた報告書を出したということについて、官すか。越権も甚だしいでしょう。だから、私的諮問機関として起権も甚だしいじゃないでことは、これは私的諮問機関として越権も甚だしいじゃないでことは、これは私的諮問機関の意思を結論として述べているそういうように私的諮問機関の意思を結論として述べている

懇談会そのものの自主性を損ねることになってもいかぬ、自由懇談会そのものの自主性を損ねることになってもいかぬ、自由私どもの側から、事務局の側からいろいろなことを申し上げて各方面からの意見を述べていただいた、そんなふうに思っております。懇談会の運営につきましても、全く座長さん、座長代ります。懇談会の運営につきまして、そんなふうに思っております。懇談会の運営につきまして、そんなふうに思っておりまして、当たところでございます。一年間、二十一回にわたりまして、きたところでございます。一年間、二十一回にわたりまして、●藤波国務大臣 行政運営上の会合として靖国懇をお願いして

をして運営に当たっていただいてきたところでございます。に思い切って意見を述べてもらいたい、こういうふうにお願

今申し上げましたように大体一年間ということでお願いをいったしましたので、大体一年間に近づいてきたのでこの際報告をたしましたので、大体一年間に近づいてきたのでこの際報告をいるいったようなことが、林座長を中心として各委員にいろいかといったようなことが、林座長を中心として各委員にいろいかといったようなことが、林座長を中心として各委員にいるいっろ打診が行われまして、その結果、報告書がまとめられたものろ打診が行われまして、その結果、報告書がまとめられたものってございます。

ただ問題は、それを受けて、全部報告書に基づいて政府が態である、こういうふうに申し上げたいと思うのでございます。長を中心とした委員の方々の御意思によりまして書かれたもの詩をしろというような感じになっておりますが、これらも林座結論的に公式参拝を促す、そのために政府としていろいろ検

ただ問題は、それを受けて、全部報告書に基づいて政府が態度を決めたか、こういうことになりますと、それはまた別の問題でございますから、当然報告書を尊重するということを申たのでございますから、当然報告書を尊重するということを申にさせていただきまして、さらにいろいろな角度から、政府といたしまして、特に憲法上との問題がございますので、慎重にはおいたしまして、特に憲法上との問題がございますので、慎重にいたしまして、特に憲法上との問題がございますので、慎重にな形で公式参拝するということに決定をさせていただいた次第な形で公式参拝するということに決定をさせていただいた次第な形で公式参拝するということに決定をさせていただいた次第な形で公式参拝するということに決定をさせていただいた次第な形で公式参拝するということに決定をさせていただいた次第な形で公式参拝するということに対して、生命を持ていたがある。それを受けて政府としても隠れみのにして態度を決めたのではないかということにつきましては、どうか今申し上げましたような事情のもとで作業が進められてまいりましたことを御理解いただきたい、このように考える次第でございます。

○鈴切委員 はっきり申し上げまして、私はそれは理解をでき

済みの問題がございます。
ての問題についてのいろいろの意見がありまして、それの調整この問題についてのいろいろの意見がありまして、それの調で八日に、内閣法制局といわゆる行政管理庁行政管理局との間でいるの論議がなされてきた問題なんです。昭和三十八年三月十いろの論議がなされてきた問題なんです。昭和三十八年三月十いるの論議がなどがよりでは、これは非常に前からいろ落議会と懇談会の差異については、これは非常に前からいろ

異は、審議会にあっては、合議機関そのものの意見が公の権威「国家行政組織法第八条にいう審議会といわゆる懇談会との差それによりますと、こういうことが書いてあるのですよ。

と言ってください。
と言ってください。
と言ってください。
に言ってください。

○後藤田国務大臣 お読みになったとおりでございます。 ○後藤田国務大臣 お読みになったとおりでございます。 ○後藤田国務大臣 お読みになったとおりでございます。 ○後藤田国務大臣 お読みになったとおりでございます。 ○後藤田国務大臣 お読みになったとおりでございます。 ○後藤田国務大臣 お読みになったとおりでございます。 ○後藤田国務大臣 お読みになったとおりでございます。

法制局長官、こっちを見なさい。あなた、先ほどこの報告書という。これはとにかく越権ですよ。それをもとにして参考にしょう。これはとにかく越権ですよ。それをもとにして参考にしょう。これはとにかく越権ですよ。それをもとにして参考にしょう。これはとにかく越権ですよ。それをもとにして参考にしたとするならば、あなた脱法行為だよ。私はこの問題は勘弁できないよ。

○藤波国務大臣 この問題につきましては、長い間の経緯がごうにという非常に強いお話もございました。自由民主党においろいろな御意見が寄せられてまいりました。自由民主党においろいろな御意見が寄せられてまいりました。自由民主党におざいまして御高承のとおりでございます。国会におきましても、必藤波国務大臣 この問題につきましては、長い間の経緯がごうにという非常に強いお話もございます。国会におきましても、の藤波国務大臣 この問題につきましては、長い間の経緯がご

政府といたしましては、憲法とのかかわり合いという非常に

情重を要するデリケートな問題がございますから、時間をかけ 情重を要するデリケートな問題がございまして、 の皆様方、特に遺族会の大方の方々から、この公式参拝と要求して断食祈願をされるといったようなこともございまして、私もその席にお邪魔をいたしまして、とにかくこがまして、私もその席にお邪魔をいたしまして、とにかくこの問題は慎重に検討しなければならぬので時間を欲しい、こうの皆様方、特に遺族会の大方の方々から、この公式参拝実現を迫る強い御要請等もございましたが、それらの中で約一年間を変しまして、懇談会のいろいろな御意見を伺ってきたところでございます。

見の開陳が進められてきた、こういう経緯になっておるところ 見を寄せていただきたいということでお願いをいたしまして意 さん方注目の中でのことである、よくひとつ各方面からの御意 のメンバーに対して大変失礼なことになるわけであります。そ というのではない、それではお願いをいたしました私が懇談会 たり、あるいはその方向をつくり上げるために懇談会を設けた 参拝ありきで、それのための理由づけをするために資料を集め 霊の方法等についても、いろいろと外務省を中心にいたしまし てもらう、あるいは外国の、国のために亡くなった方々への慰 教団体なども含むいろいろな団体の御意見も懇談会に報告をし 国神社の経緯でございますとか、あるいはいろいろな団体、宗 れを機会にいろいろな資料も集めようということで、従来の靖 名の委員の方々に意見を述べていただいただけではなくて、こ ことを重ねてきたところでございます。決して、最初から公式 んなことではなくて、この問題は非常に大きな問題で国民の皆 て、在外公館から資料を集めてもらいまして研究するといった また、午前中にもお答えを申し上げましたように、単に十五

げておるところでございます。 も度から検討をいただきたい、このようにお願いを申し上できましては、冷静に対処してまいりました私どものあり方をことを決定したということでございますので、これらの経緯にことを決定したということでございますので、これらの経緯にるという検討をいたしまして、政府といたしましてもいろいろな懇談会の報告書を受けて、政府といたしましてもいろいろな

要な問題ですから、論議をはぐらかさないように。○鈴切委員(官房長官、私が質問している要点だけを言ってい

この私的諮問機関は、あなたの任命する方でしょう、

の任命権なんですよ。(「国会承認じゃないんだ」と呼ぶ者あの任命権なんです、国会承認じゃないんです。総理並びに閣僚り)そうなんです、国会承認じゃないんです。総理並びに閣僚り)そうなんです、国会承認じゃないんです。総理並びに閣僚の)をうなんです。「総務長官」と呼ぶ者あり)今総務長官の意見を聞けと言うのですよ。総務長官答弁しなさい、そうに、そうじゃない。(「総務長官」と呼ぶ者あり)今総務長官の意見を聞けと言うのですよ。総務長官答弁しなさい、そうになるとを許したらどんな世論操作だって全部できるということよ。そうじゃない。(「総務長官」と呼ぶ者あり)今総務長官の意見を聞けと言うのですよ。総務長官答弁しなさい、そうでの意見を聞けと言うのですよ。総務長官答弁しなさい、そうに、そうじゃない。(「国会承認じゃないんだ」と呼ぶ者あの任命権なんですよ。(「国会承認じゃないんだ」と呼ぶ者あの任命権なんです、国会承認じゃないんだ」と呼ぶ者あの任命権なんです。

も何回かお答えをしているつもりでございます。 談会の問題については、従来からいろいろな御議論があり、私談会の問題については、従来からいろいろな御議論があり、私

政府あるいは各省庁が行政運営上のいろいろな課題について政府あるいは各省庁が行政運営上のいろいろな課題について意思決定するといったようなものではなくて、その点は審えの場合には、あくまでもこれは答申にまとめて公の権威を持ある、かようにすら私は考えているわけでございます。ただ、ある。かようにすら私は考えているわけでございます。ただ、ある、かようにするといったもの場合に各方面の有識者のでは必要だ、こういう考え方に立つ場合に各方面の有識者の政府あるいは各省庁が行政運営上のいろいろな課題について

なったようなことは十五人の委員の中の大多数の人の意見の流を個々の委員の御意見として取りまとめた。ただ、今お読みににわたって各方面からの資料をもとに意見の交換もして、それにわたって各方面がらの資料をもとに意見の交換もして、それにからでは、官房長官の懇談会として設けて、過去一年間(石川委員長代理退席、委員長着席)

なうえ、とくに結論を求める方向での討議をしたこともなかっ順々に意見を述べる形で進めてきたが「内容的にも意見が多様もその内容が出ておりますね。「会合は、主として各委員がもが切委員(おかしいじゃないですか。きょうの新聞に図らずさたであるというふうには私は考えておりません。

でございますから、特別に鈴切さんがおっしゃるような越権の

意見を参考にしながら政府が決定をしたものであるということことなく、あくまでもそれは意見として、政府の責任において

けでございます。別段懇談会と審議会を混同するというようなた報告書の形になったものである、私はかように考えておるわれであったと思いますから、それらを一まとめにしてああいっ

はなりませんので。 ところが、だんだん八月十五日が近づいて「七た」という。」ところが、だんだん八月十五日が近づいて「七た」という。」ところが、だんだん八月十五日が近づいて「七た」という。」という。」ところが、だんだん八月十五日が近づいて「七た」という。」ところが、だんだん八月十五日が近づいて「七た」という。」ところが、だんだん八月十五日が近づいて「七た」という。」ところが、だんだん八月十五日が近づいて「七た」という。」ところが、だんだん八月十五日が近づいて「七た」という。」ところが、だんだん八月十五日が近づいて「七た」という。」ところが、だんだん八月十五日が近づいて「七た」という。」ところが、だんだん八月十五日が近づいて「七た」という。」ところが、だんだん八月十五日が近づいて「七た」という。」ところが、だんだん八月十五日が近づいて「七た」という。」という。

どういうことなのですか。 おっしゃるのですか。靖国神社のこの問題について、この間統 についても、地鎮祭のことはあのときは全然わからなかったと 質的に違うのじゃないですか、これは。法制局長官はこの問題 あなた。葬式とか法事とかそういう地鎮祭とかという問題と本 地鎮祭の問題を持ってくるのですか。おかしいじゃないですか、 そのときにもう地鎮祭の判決があったのですよ。今ここでなぜ いる。」というのでしょう。こういうふうな内容の統一見解は、 第二〇条第三項との関係で問題があるとの立場で一貫してきて そうなると、政府統一見解は五十五年十一月十七日だよ、あな 三日でしょう、要するに最高裁判所の判決は。そうでしょう。 一見解が出ているのに、踏まえないとは言わせないよ、あなた。 臣が国務大臣としての資格で靖国神社に参拝することは、憲法 た。「政府としては、従来から、内閣総理大臣その他の国務大 判決を引用されましたね。あれはいつですか。五十二年七月十 法制局長官、あなた先ほど津の地鎮祭の最高裁判所における

○茂串説明員 ただいまの時間的な関係は全く委員のおっしゃの政府統一見解なるものは、もとより基本的には津の地鎮祭判の政府統一見解なるものは、もとより基本的には津の地鎮祭判の政府統一見解なるものでありまして、先ほども申し上げましたように、同判決が判示しておりますこれは何かといいますと、それに関する社会通念を的確に把握しない限りは結論が出ないというふうな問題でございます。すなわち、昭和五十五年十一月十七日るとおりでございます。すなわち、昭和五十五年十一月十七日の政府統一見解なるものは、もとより基本的には津の地鎮祭判の政府統一見解なるものは、もとより基本的には津の地鎮祭判の政府統一見解なるものは、もとより表表的に、連の地鎮祭判決のいわゆる目的効果論と称けませた。

きものとしておるのでございます。く、諸般の事情を考慮し、社会通念に従って客観的に判断すべく、諸般の事情を考慮し、社会通念に従って客観的に判断するに当たっては、その行為の外形的側面のみにとらわれることなまたある行為がこの宗教的活動に該当するかどうかを検討するまたある行為がこの宗教的活動に該当するかどうかを検討する促進または圧迫、干渉等になるような行為を言うものとされ、促進または圧迫、干渉等になるような行為を言うものとされ、

したがいまして、ただいま問題になっております閣僚の公式とないまして、ただいま問題になっております閣僚の公式には、前々から御答弁にも申し上げておるところでございますでは、前々から御答弁にも申し上げておるところでございますが、先ほども申し上げましたように、法理の一点だけで結論が出るような問題ではなくて、国民意識に深く根差す問題であるが、先ほども申し上げましたように、法理の一点だけで結論がいたほぼ重に検討しなければならない、法制局だけで結論が出るような問題ではなくて、国民意識に深く根差す問題である出るような問題ではなくて、国民意識に深く根差す問題である出るような問題ではないという見地に立ちまして、そして昭和五十五年十一月十七日のような政府統一見解をお示しした次第でございます。

○鈴切委員 全くおかしいですね。法制局、この地鎮祭があっすか、あなた。社会通念はどこで調べたのですか。
 一分切委員 全くおかしいですね。法制局、この地鎮祭があっなが、

とだけでこれが国の宗教的活動に当たらないなんて、こんなことだけでこれが国の宗教的活動に当たらないなんて、こんなことだけでこれが国の宗教的活動に当たらないなんで、これは大変ななんですよ。参拝をしたということは宗教活動なんですよ。参拝をしたということは宗教活動なんですよ。参拝をしたということは宗教活動なんですよ。大なんですよ。参拝をしたということは宗教活動なんですよ。大変なことだ。公式参拝なんてここで出したって、これは大変ななんですよ。参拝をしたということは宗教活動なんですよ。大変なことだ。公式参拝なんてここで出したって、これは大変ななんですよ。参拝をしたということは宗教活動なんですよ。大変なことだ。公式参拝なんてここで出したって、これは大変ななんですよ。参拝をしたということは宗教活動なんですよ。大変なことだ。公式参拝なんてここで出したって、これは大変ななんですよ。参拝をしていた。とはいてそんなことを言って、言うならば方式を変えたということだけでこれが国の宗教的活動に当たらないなんて、こんなことだけでこれが国の宗教的活動に当たらないなんて、こんなことだけでこれが国の宗教的活動に当たらないなんて、こんなことだけでこれが国の宗教的活動に当たらないなんて、こんなことだけでこれが国の宗教的活動に当たらないなんて、こんなことだけでよりによりによっている。

すか。とがありますか。官房長官どうですか。おかしいんじゃないでとがありますか。官房長官どうですか。おかしいんじゃないで

○藤波国務大臣 方針を決定いたします際に一番気をつけたの際波国務大臣 方針を決定いたしますにでございます。少なくとも国が行いますことは、憲法との関係でございます。少なくとも国が行いますことは、憲法との関係でございます。少なくとも国が行いますことは、憲法との関係でございます。少なくとも国が行いますこと

大い、このように考える次第でございます。 電国神社が国民及び遺族の方々から戦没者を追悼する中心的 な施設であると見られており、そして、その中心的な施設に赴 いたしましと。にとってまいりました参拝の形式などを一切変更 たしますときにとってまいりました参拝の形式などを一切変更 いたしまして、いわゆるおはらいもしない、二拝二拍手一拝の いたしまして、いわゆるおはらいもしない、二拝二拍手一拝の いたしまして、いわゆるおはらいもしない、二拝二拍手一拝の 野と誤解を受けないようにあらゆる配慮をいたしまして、今回 動と誤解を受けないようにあらゆる配慮をいたしまして、今回 動と誤解を受けないようにあらゆる配慮をいたしましての な式で追悼するということに決定をいたしたわけでございます。 な式で追悼するということに決定をいたしたわけでございます。 を表すいたしたものでございまして、ぜひ御理解をいただまして実行いたしたものでございまして、 があれまして実行いたしてまいりました結果そのような結論に導かれまして実行いたしたものでございまして、 があれまして実行いたしたものでございます。

は聞いてないですよ。いいですか、靖国神社側に何か変わった、す。今回の公式参拝に際して靖国神社側に変化があったとは私 これは明らかに憲法違反ですよ。そうでしょう。これを憲法違 となんです。これは憲法違反じゃないですか、どうなんですか 同じことになるのだよ。(「参拝ということがよくわかってない ら、公式に参拝をしたということは国が宗教的活動を行うのと としても、参拝それ自体が宗教活動の重要な柱なんです。だか せんよ。一宗教団体の靖国神社に、どんなに参拝方式を変えた 今までの儀式を取りやめたとかいうそういう話は聞いておりま 宗教法人であり、宗教団体であることは紛れもない事実なんで るならば、公式参拝を行っても、社会通念上憲法が禁止する宗 りますね。それは、宗教色を薄めて参拝方式を変えた方式にす んじゃないか」と呼ぶ者あり)参拝ということがよくわかって これは全くひとりよがりなんですね。靖国神社は少なくとも一 教的活動に該当しないと判断の基準を示しておりますけれども 長官談話の中に今回の方式によるならばということが書いてあ ○鈴切委員 私は本当にこれは理解はできないのですよ。官房 かってない。もう既にこれは国が宗教的活動を行うと同じこ ないんじゃないかな。今もそういうあれがあったけれども、

> 反でないなんてだれが言えるんですか、そんなことは。 ○茂串説明員 先ほど社会通念の問題が出ましたが、まずそれ についてお答え申し上げますと、法律の解釈にも二通りござい まして、いわゆる法律解釈そのもの、法理論そのものについて まして、いわゆる法律解釈そのものを変更するのではなくて、法律 を具体的な事象に当てはめる場合に社会通念が必要となる場合 があるいけでございます。その社会通念につきまして従来十分 を具体的な事象に当てはめる場合に社会通念が必要となる場合 があるわけでございます。その社会通念につきまして従来十分 があるわけでございます。その社会通念につきまして従来十分 があるわけでございます。その社会通念につきまして従来十分 があるわけでございます。ということになった次第でござい な把握ができなかったから、したがってその適用の面で必ずし な把握ができなかったから、したがってその適用の面で必ずし な把握ができなかったから、したがってその があるわけでございます。その社会通念につきまして従来十分 があるわけでございます。その社会通念につきまして従来十分 があるわけでございます。その社会通念につきまして従来十分 があるわけでございます。その社会通念につきまして従来十分 があるわけでございます。その社会通念につきまして従来十分 があるわけでございます。その社会通念につきまして従来十分 があるわけでございます。その社会通念につきまして従来十分 があるわけでございます。その社会通念につきましてが、まずそれ を具体的な結論が得られなかった。それが今般いろいろと検討 いたしました結果社会通念を把握したということで、そこで先 般行われました公式参拝の実施ということになった次第でございます。

それから参拝の問題でございますが、参拝という言葉を神社をれから参拝の問題でございますが、参拝という言葉には広狭いろいろな意味があるというふうに理解をしておりな目的で参拝をするという意味でございまして、参拝というますけれども、時にはそのような宗教的な意義を持たずに、例えば表敬をするというような意味であかれる場合もございますし、今回はまさに追悼という非宗教的な目的で参拝をするという意味でございまして把握する場合には、仏閣に赴いて拝礼をするという意味でざいまして把握する場合には、仏閣に赴いて拝礼をするという高いは何かを祈るという言葉を神社を招いた。

○鈴切委員 それじゃこうなりますね。政府は今回の参拝は合いなる宗教団体また宗教法人にも国として公式参拝ができるとかなる宗教団体また宗教法人にも国として公式参拝ができるとかなる宗教団体また宗教法人にも国として公式参拝ができるとかなる宗教団体また宗教法人にも国として公式参拝ができるといるる宗教団体また宗教法人にも国とによって宗教色を薄めたこかなる宗教団体また。

いうことでございまして、その辺の判断は私すぐにはつきかね宗教施設につきましてこれと同じような事象があるかないかと……(鈴切委員「このことを聞いている。このことに答えてくの多くが靖国神社が戦没者追悼の中心的施設であるとして、この神社に赴いて総理、閣僚が戦没者の追悼を行うことを望んでの神社に赴いて総理、閣僚が戦没者の追悼を行うことを望んでの神社に赴いて総理、閣僚が戦没者の追悼を行うことを望んでの神社に赴いて総理、閣僚が戦没者の追悼を行うことに答えてください。と呼ぶ)先ほども申し上げましたように、国民や遺族が立め、と呼ぶ)先ほども、今回の靖国神社の公式参拝につきましてはいますけれども、今回の靖国神社の公式参拝につきましている。

いるのであるという感じがいたしております。の宗教施設にはないのではないか。これは私の独断でこの際余の宗教施設にはないのではないか。これは私の独断でこの際余ますけれども、なかなかそういった特殊な事情というものは他

や閣僚が公式参拝することには憲法上問題があるというふうに は、仮に今回のような参拝方式をとったとしても、そこに総理 りまして、他の宗教施設がこのような要件を備えていない限り て総理、閣僚が戦没者の追悼を行うことを望んでいるからであ 国神社が戦没者追悼の中心的施設であるとして、同神社におい 意を尽くさなかったかもしれませんけれども、靖国神社の場合 それを明確にするまで、どうぞごゆっくりやってください。 うことについて、あなたは何度も答弁を保留していますから、 拝というものは今後許されるというふうに判断していいかとい であるならば、一宗教法人並びに宗教団体について国の公式参 の問題について。宗教色を薄めて憲法に抵触しないということ からちょっと統一見解を出してもらわなくちゃなりません、今 よ。おかしいじゃないの。だから、これはいずれにしてもこれ でございますなんて、そんなことを私は聞いているのじゃない る、そんなあいまいなことを言われたのでは。私の個人の意見 ここで中断をしてきちっと統一見解を出してもらわなければ困 で、これはあいまいにしちゃいけないのです。ちょっと時間を ○鈴切委員 法制局長官、あなたは、憲法のいわゆる解釈なん 考えられます。 には、先ほどから申し上げますように、国民や遺族の多くが靖 ○茂串説明員 御答弁申し上げますが、先ほどもちょっと私、

○鈴切委員 おかしいじゃないですか。それはおかしいじゃないませんけれども、恐らくそういう一般的な非宗教的な目的のの宗教施設につきまして同じような目的が果な、その対国神社に公式参拝をしたことも宗教的な行為なんですよ。その効果は、他の宗教団体と違う有形無形の援助あるいは関与、権威づけることは明白じゃないですか。差別扱いだ。宗教法人を差別扱いしていいんですか。どうなんですか、それは。の宗教施設につきましていいんですか。どうなんですか、それはので、他はといういわば非宗教的な目的があるわけでございまして、他にといういわば非宗教的な目的があるわけでございまして、他にといういわば非宗教的な目的があるわけでございまして、他にないですか。それはおかしいじゃないざっかどうか、その辺は私先ほど申し上げましたように自信がございませんけれども、恐らくそういう一般的な非宗教的な目的のいませんけれども、恐らくそういう一般的な非宗教的な目的のいませんけれども、恐らくそういう一般的な非宗教的な目的のいまないですか。それはおかしいじゃないですか。それはおかしいじゃないませんけれども、恐らくそういう一般的な非宗教的な行為なんですか。

)含りだってしておっている。ことで見て、どくだった手しなことを先ほど申し上げたわけでございます。設定ということはなかなか難しいんではなかろうかというふう

○鈴切委員(それはおかしいね。一宗教団体、宗教法人を特別の鈴切委員(それはおかしいじゃないですか。憲法がそういうふうなことを是認する扱いにする。たとえどんなものがあろうと、特別扱いにしてそ扱いにする。

いことで、一般的な話として申し上げますことはかえって誤解かどうか、それはその状況にぶつかってみないと何とも言えな 者の追悼を行う、こういうことが今度の態度決定をした根拠に新聞がございますが、正しくは宗教色を排して靖国神社で戦没 に御理解をいただきたいと思います。 うなことを念頭に置いて決定をしたものである、こういうふう ということ、戦没者を追悼したということは、今申し上げたよ を招いてもいかぬと思いますが、靖国神社に赴いて一拝をした 宗教色を排除してそこに赴いて一拝するというような形になる るような場所がどこかにあって、そういうふうなお話になって 悼するにふさわしい、こここそその大事な場所だとお考えにな なっておるわけでございます。国民の多くの方々が戦没者を追 を排して、これは新聞によりましてそういうふうに書いてある 来のお話がございますが、宗教色を薄めるのではなしに宗教色 ります靖国神社に赴いて、そして宗教色を薄めてという先ほど うに、靖国神社が戦没者を追悼する中心的な施設であるという ○藤波国務大臣 法制局長官からお答えをいたしておりますよ いう背景がございます。したがいまして、その中心的施設であ ふうに国民の多くや特に御遺族の方々などが考えておられると

○鈴切委員 宗教色を排したと言うんですね。公式参拝というったものじゃない。そんなのはだめだ。
 #したも何もあるじゃないか。公式参拝は「宗本のですよ。それを排したとは何事よ。わからない。あなたのあれに「公式参拝」と書いてあるじゃないか。公式参拝は「宗本の活動」じゃないか。何を言っているんだ。排したも何もあるに「公式参拝」ということ自体が「宗教的活動」を対する。

げるといったような宗教的な目的を持ったものでございますけるという行為として把握する場合に、通常は神仏に祈りをささは、先ほども申し上げましたように神社、仏閣に赴いて拝礼す意味合い、使い方の問題かと思います。すなわち参拝というの茂串説明員 先ほども申し上げましたが、参拝という言葉の

うふうに考えております。(発言する者多し)るわけでございまして、これは言葉の使い方の問題であるといるわけでございまして、これは言葉の使い方の問題であるといば表敬をするとか、このたびのいわゆる参拝のように非宗教的ば表敬をするとか、このたびのいわゆる参拝のように非宗教的れども、そのほかに広い意味の参拝という言葉としては、例えれども、そのほかに広い意味の参拝という言葉としては、例え

ど。 ったって、おじぎをして献花をしているのに、何言っているんったって、おじぎをして献花をしているのに宗教色を排したとい参拝というのは宗教的行為だよ。要するに宗教色を排したとい動のあれだよ。これは本当にだめだよ。之いうのは宗教的な活○鈴切委員 それはだめだよ。参拝なんというのは宗教的な活

従来も宗教法人靖国神社が宗教性が除かれるといいがなと我々式参拝する、こういうふうにしたとお話をいたしましたところ、 和を祈念するという機会にさせていただいた次第でございます。 方々などとも電話でお話を申し上げたようなことでございまし ました。そういったことなどを十五日にいろいろ宗教団体の 追悼するということになったわけだな、こういうお話がござい 場の者が宗教色を排除して、そして靖国神社に赴いて戦没者を 法人靖国神社の側ではできなかったけれども、お参りに行く立 を言えば当然宗教法人に対する干渉になるし、圧迫になるし、 宗教団体は考えてきたことがあった、しかし政府がそんなこと 方々などもございました。そういった方々に、こういう形で公 御注意をいただいたり御質問をいただいたりした宗教団体の ろいろ検討させていただいたところでございます。 によりまして、心の底から戦没者を追悼し、感謝し、そして平 参拝形式をとらないで、靖国神社に赴いて一拝するということ た。憲法に抵触するという誤解を与えないように、靖国神社の 憲法上できることでもないなというふうに思ってきたが、宗教 こちらから時間がなくて一々電話できませんでした。いろいろ いろいろな方からお電話などもいただきました。それに対して 憲法との関係を考えてみまして、私は十五日の日などに随分

○鈴切委員 そこで、私は次から次へと何点か質問しますから。○鈴切委員 そこで、私は次から次へと何点か質問しますから。

がまず一点。いいですか。これが一つ。神社とか招魂社とか、そういうふうな目的が戦没者の追悼であるというなら、どこへでも総理は公式参拝されるかということでよいかのえば、これが例えば護国を、こうおっしゃいましたね。それならば、これが例えば護国をほど、目的が戦没者の追悼ということであるならば許され

されるから」と呼ぶ者あり)では、それを一つ。 それから……(「一つ一つ明快に聞かなきゃだめだよ、ごまか

て追悼する、こういう形をとったわけでございます。するという形をとって、そこで戦没者の追悼をする、公人としと考えておる靖国神社に赴いて、靖国神社の場において一拝を○藤波国務大臣 国民の多くが戦没者追悼の中心的施設である

○茂串説明員 先ほどは言葉が足らなかったかもしれませんが、
 ○茂串説明員 先ほどは言葉が足らなかったかもしれませんが、

も明らかでございません。もちろん私まだ具体的に検討していうのが、多数の国民の意見であるかどうかということは必ずしきいますが、護国神社の場合になりますと、これはあくまでもざいますが、護国神社の場合になりますと、これはあくまでもが域的な存在でございます。したがいまして、そこに政府を代さいますが、護国神社に参拝をするということに相なるわけでごる、閣僚が靖国神社に参拝をするということに相なるわけでごる、閣僚が靖国神社に参拝をするということに相なるわけでごる、閣僚が靖国神社に参拝をするというない。

し控えたいと思っております。容されるかどうかということについては、しかとした答弁は差容されるかどうかということについては、しかとした答弁は差ざいませんだけに、この段階で果たして総理等の公式参拝が許るわけではございませんけれども、そのような点が明らかでご

それから、先ほど靖国の公式参拝が社会通念上許されると判したというふうに言われましたね。というのは、社会通念と問うが、どういう方法で調べたの、あなた。(「私的諮問委員会の多数意見なんというのじゃだめだぞ」と呼ぶ者あり)だめだらいうふうに言われましたね。というのは、社会通念と断したというふうに言われましたね。というのは、社会通念と断したというふうに言いた。

○茂串説明員 お答え申し上げます。

に提出されましたいわゆる靖国懇の報告書によりますと、先ほどから申し上げておりますように、先般藤波内閣官房長官ただいま社会通念の内容いかんということでございますが、

国民や遺族の多くは、戦後四十年に当たる今日まで、靖国国民や遺族の多くは、戦後四十年に当たる今日まで、靖国におけれた、その沿革や規模から見て、依然として我が国における戦没者追悼の中心的施設であるとしており、したがって、場にある者による追悼の途が講ぜられること、すなわち、内場にある者による追悼の途が講ぜられること、すなりでいるものと認められる。

う令のを受し、払別引受害というのようのとアニアと切を判析したったわけでございます。乗りまして、私どもは先ほどから御答弁しているような措置を乗りまして、私どもは先ほどから御答弁しているようないわろいろと我々も検討いたしました結果、やはりこのようないわという報告書の内容がございます。こういう点につきましていという報告書の内容がございます。こういう点につきましてい

○鈴切委員 法制局長官というのはもっとシビアに物を判断し

であって、宮中三殿への天皇の参拝と同様、天皇の信教の自由もしばしば行われてきましたけれども、これはすべて私的行為やって、それで終えますけれども、天皇の靖国神社参拝は戦後あと二問聞きますからね。それで、あとまた問題があったら

の行使であると考えられて、昭和五十年十一月、三木総理大臣の行使であると考えられて、昭和五十年十一月、三木総理大臣の行使であると考えられて、昭和五十年十一月、三木総理大臣の行使であると考えられて、昭和五十年十一月、三木総理大臣の行使であると考えられて、昭和五十年十一月、三木総理大臣の行使であると考えられて、昭和五十年十一月、三木総理大臣の行使であると考えられて、昭和五十年十一月、三木総理大臣の行使であると考えられて、昭和五十年十一月、三木総理大臣の行使であると考えられて、昭和五十年十一月、三木総理大臣の行使であると考えられて、昭和五十年十一月、三木総理大臣の行使であると考えられて、昭和五十年十一月、三木総理大臣の行使であると考えられて、昭和五十年十一月、三木総理大臣の行使であると考えられて、昭和五十年十一月、三木総理大臣の行使であると考えられている。

それで、憲法ということから見ますと、国事行為という問題をれて、憲法ということから見ますと、国事行為という問題でなると、国の機関、なかんずく自衛隊も公式参拝したのでする。」あるいは八条には、防衛庁「長官は、内閣総理大臣の指理大臣は、内閣を代表して自衛隊の最高の指揮監督権を有すすと、内閣を代表して自衛隊の最高の指揮監督権を有する。」あるいは八条には、防衛庁「長官は、内閣総理大臣の指理監督を受け、自衛隊の隊務を統括する。」こういうことになっていますね。その首相及び防衛庁長官は、内閣総理大臣の指理監督を受け、自衛隊の隊務を統括する。」こういうことについては合憲である、こうなりますね、その点についていますね。その首相及び防衛庁長官は公式参拝したのでする。」となると、国の機関、なかんずく自衛隊の公式を持入という問題である。こうなりますね、その点についることについては合憲である、こうなりますね、その点についることについては合憲である、こうなりますね、その点についることについては合憲である、こうなりますと、国事行為という問題である。

しておくから。
しておくから。
これは最後にあなたに一問だけ質問くて、完全実施しなさい。これは最後にあなたに一問だけ質問くて、完全実施しなさい。これは最後にあなたに一問だけ質問くて、完全実施しなさいよ、総務庁長官。そん

法制局長官、どうですか。

○茂串説明員 二問、私に対して質問がございましたが、まず了承を預います。
 ○茂串説明員 二問、私に対して質問がございますので、御下皇が国の機関として靖国神社に参拝することはどうなるのかという点でございますが、さしあたって私どもは総理、閣僚のと勉強したわけでございますが、天皇について具体的にどういき動強したわけでございますが、天皇について具体的にどういと勉強したわけでございますが、天皇について具体的にどうなるのかという点でに対してございますが、天皇が国の機関として靖国神社に参拝することはどうか、それで具体的にお答えすることは差し控えたいと思いますので、御下皇が国の機関として諸国神社に参拝することはどうか、まずの大皇が国の機関として諸国神社に参拝することはどうか、それで具体的にお答えすることは差し控えたいと思います。

務というものに照らしてみますと、政府を代表して戦没者を追それから、自衛隊の関係でございますが、これは自衛隊の任

す。から異なる立場にあるのではないかというふうに考えておりまから異なる立場にあるのではないかというふうに考えておりま悼するという立場にはないので、総理や閣僚の場合とはおのず

○鈴切委員 一問だけ。——内閣は天皇陛下に対して言うなら ○鈴切委員 一問だけ。——内閣は天皇陛下に対して言うなら 表のことだけ申し上げて、あと一問だけ……。

応終わります。 題だけ。いいですか、追及だけはまたこれから後に残して、一時間になったようでございますから、総務庁長官、人勧の問

#### H

## ○田中(慶)委員(略)

ただきたいと思います。 続いて、靖国神社公式参拝の問題についてお伺いをさせてい

法制局長官の見解をお伺いしたいと思います。とほう一連の問題の中で、法の解釈という問題、先ほど法制局長官は、法の解釈の変更は重大な問題であるということを制局長官は、法の解釈の変更は重大な問題であるということを明ら、こういう一連の問題について、少なくとも重大な法の解釈の変更の場合においてはかねてから国会論議をされてきたわけでありますから、こういう問題について国会論議を経た後に行うべきではないかというふうに考えますけれども、官房長官並びにきではないかというふうに考えますけれども、官房長官並びにきではないかというふうに考えますけれども、官房長官並びにきではないかという高見に考えますけれども、官房長官がと思います。

格で靖国神社に公式参拝をしたわけでありますが、政府統一見して、内閣総理大臣その他の国務大臣が、国務大臣としての資○藤波国務大臣 このたび従来の政府統一見解を変更いたしま

とおりでございます。解の変更ということは非常に大きな意味を持つもの、御指摘の

ただ、この問題につきましてはあくまでも政府がその責任において判断すべき事柄であるというふうに考え、事前に国会において判断すべき事柄であるというふうに考え、事前に国会において判断すべき事柄であるというふうに考え、事前に国会において判断すべき事柄であるというふうに考え、事前に国会において判断すべき事柄であるというふうに考え、事前に国会において判断すべき事柄であるというふうに考え、事前に国会において判断すべき事柄であるというふうに考え、事前に国会において判断すべき事柄であるというふうに考え、事前に国会において判断すべき事柄であるというふうに考え、事前に国会において判断すべき事柄であるというふうに考え、事前に国会において判断すべき事柄であるというように表してはあくまでも政府がその責任において判断すべき事柄であるというように考えている。

きたいと思うのでございます。
また、政府統一見解の変更、公式参拝の実施につきましては、政府の態度を決定した、このことをぜひ御理解をいただましたように、国会での日常の御論議、そしてこういった懇談ましたように、国会での日常の御論議、そしてこういった懇談ましたように、国会での日常の御論議、そしてこういった懇談ました。政府の態度を決定した、このことをぜひ御理解をいただまして、政府の態度を決定した、このことをぜひ御理解をいただましては、政府が一見解の変更、公式参拝の実施につきましては、またいと思うのでございます。

○茂串説明員 先ほどもお答え申し上げましたが、五十五年十 ○茂串説明員 先ほどもお答え申し上げましたが、五十五年十 ○茂串説明員 先ほどもお答え申し上げましたが、五十五年十 の茂串説明員 先ほどもお答え申し上げましたが、五十五年十

ということでありますけれども、それぞれのその時点時点にお大多数とかあるいはまた国民からのそれぞれの考え方によってうことが明確になっております。そして、今あなたは、国民のうことが明確になっております。そして、今あなたは、国民のうことが明確になっております。そして、今あなたは、国民のりえば憲法学者の間では、公式参拝は参拝の方式にかかわらず(田中(慶)委員 その辺がちょっとおかしいと思うのですね。

すけれども、その辺はどうなんですか。
ごとく変更されたのでは法の意味がないのではないかと思います。法制局がその都度そんな形で見解をこととかあるいは憲法の信頼性とか、こういうものが失われるのでいて憲法がそんな形の中でねじ曲げられたのでは、憲法の権威いて憲法がそんな形の中でねじ曲げられたのでは、憲法の権威

○茂串説明員 先ほども申し上げましたが、一般的に申しまし ○茂串説明員 先ほども申し上げましたが、一般的に申しまし 方でございました。 の茂串説明員 先ほども申し上げましたが、一般的に申しまし たいますけれども、適用する場合にはこの社会通念というもの が必要になる場合があるわけでございまして、公式参拝の問題 が必要になる場合があるわけでございまして、公式参拝の問題 が必要になる場合があるわけでございました。 を変えるということも重大でご が必要になる場合があるわけでございました。 ということは大 でございますが、なかなか把握するに ということは大 でございましたが、一般的に申しまし

がその実態でございます。

おいたしました結果、この社会通念に照らして考えました場検討いたしました結果、この社会通念に照らして考えました場検討いたしました結果、この社会通念に照らして考えました場が

先ほど、例えば靖国神社というのは代表する中心的な施設ということを言われたと思います。単前であるならともかくも、現時点にお私は違うと思います。戦前であるならともかくも、現時点にお私は違うと思います。戦前であるならともかくも、現時点におれては政教分離が言われているわけでありますから、そんなことを考えたときに、代表する中心的な施設であるかどうか。これなことを考えたときに、代表する市心的な施設であるかどうか。私は少なくとも法制局が今言われた見解については承しておいたがきたいと思います。しかし、今宗教法人として代いたなことを考えたと思います。しかし、今宗教法人として代いっことを考えたと思います。

ては、午前中の答弁でも申し上げましたように、これは我我は式参拝が憲法適合性を持っているかどうかという点につきましでございますが、それでは法律解釈として、一体この今回の公の茂串説明員。ただいまは今までの経緯を一般的に述べたわけ

って解釈を下しておるわけでございます。あくまでも津地鎮祭最高裁判決に依拠しまして、これにのっと

該当しないという判断を下したわけでございます。 果の面から見て、憲法二十条三項に禁止する「宗教的活動」に を下すことになるわけでございますが、今回の参拝は、先ほど を下すことになるわけでございますが、今回の参拝は、先ほど 事項が禁止する「宗教的活動」に該当するかどうかという判断 事の面から見て、この目的効果論に当てはめまして、憲法二十条 ます。そして、この目的効果論というのがござい

○田中(慶)委員 例えば、先ほどの津の問題は昭和五十二年の○田中(慶)委員 例えば、先ほどの津の問題がおす。その後に、それぞれの経緯を経て五十五年に問題であります。その後に、それぞれの経緯を経て五十五年に問題であります。その後に、それぞれの経緯を経て五十五年に問題であります。その後に、それぞれの経緯を経て五十二年の

きではないかと思いますけれども、その辺どうですか。をではないかと思いますけれども、その辺どうですか。をではないかと思いますけれども、その辺どうですか。あなたが今おっしゃられるように、この津の地鎮祭の判決、あなたが今おっしゃられるように、この津の地鎮祭の判決、あなたが今おっしゃられるように、この津の地鎮祭の判決、あなたが今おっしゃられるように、この津の地鎮祭の判決、あなたが今おっしゃられるように、この津の地鎮祭の判決、あなたが今おっしゃられるように、この津の地鎮祭の判決、あなたが今おっしゃられるように、この津の地鎮祭の判決、あなたが今おっしゃられるように、この津の地鎮祭の判決、あなたが今おっしゃられるように、この津の地鎮祭の判決、あなたが今おっしゃられるように、この津の地鎮祭の判決、

として、当時は政府としては公式参拝を差し控えるという方針として、当時は政府としては公式参拝を差した津の地鎮祭判決の目的効果論に照らしましても、やはり社会通念に従ってもろもろの要素を考慮した上で客観的に判り社会通念に従ってもろもろの要素を考慮した上で客観的に判り社会通念に従ってもろもろの要素を考慮した上で客観的に判り社会通念に従ってもろもろの要素を考慮した上で客観的に判り社会通念に従ってもろもろの要素を考慮した上で客観的に判したがいまして、当時といたしましては、参拝の方式についしたがいまして、当時といたしましては、参拝の方式についしたがいまして、当時といたしましては、参拝の方式についしたがいまして、当時といたしましては公式参拝を差し控えるという方針を拝を総合的にとらえて意見を述べたものでありまして、当時は政府としては公式参拝を差し控えるという方針として、当時は政府としては公式参拝を差し控えるという方針として、当時は政府としては公式参拝を差し控えるという方針として、当時は政府としては公式参拝を差し控えるという方針を押を紹って、当時は政府としては公式参拝を差し控えるという方針として、当時は対しては、この統一見解を御りた。

ういうものをやめなければいけないと思いますよ。 ○ つきり申し上げて。そして、疑いがあれば少なくとも政府はその中で法の解釈が違っていたのではまずいと思うのですね、はの田中(慶)委員 それじゃ官房長官、やはりそれぞれこんな形をとっているということを確認的に述べた次第でございます。

ということは、先般日本武道館において、少なくとも全国民の注視の中で戦没者の慰霊祭が行われているわけです。それはの注視の中で戦没者の慰霊祭が行われているわけです。それはの注視の中で戦没者の慰霊祭が行われているわけです。それは行うなものじゃないですか。特に、あなたは先ほど戦没者ということを明確に言われております。戦没者の中には戦犯の名前は入ってないでしょう。そんなことを考えたときに、今回の行は入ってないでしょう。そんなことを考えたときに、今回の行は入ってないでしょう。そんなことを考えたときに、今回の行は入ってないでしょう。そんなことを考えたときに、今回の行は入ってないでしょう。そんなことを考えたときに、今回の行は入ってないでしょう。そんなことを考えたときに、今回の行は入ってないでしょう。そんなことを考えたときに、今回の行は入ってないでしょう。その没まだが、当然これによるなど、先般日本武道館において、少なくとも全国民の注視の中で戦没者の場にあれているからといっても、明確にする必要があるのじゃれズされているからといっても、明確にする必要があるのじゃれズされているからといっても、明確にする必要があるのじゃれズされているからといっても、明確にする必要があるのじゃれば、かけでは、おいないと思うない。

官房長官、その辺明確に答えてください。

指摘をいただいてきておるところでございます。 心配をかけ、また、きょうは委員会におきましていろいろな御○藤波国務大臣 | 今回の公式参拝をめぐりまして、いろいろ御

政府といたしましては、懇談会の報告書なども十分参考にい政府といたしまして、公式参拝を実施することにいたしたとこうにはならない、こういう意味において、従来の統一見解うことにはならない、こういう意味において、従来の統一見解うことにはならない、こういう意味において、従来の統一見解を変更いたしまして、そして従来の経緯などもよく検討をして、さらにといたしましては、懇談会の報告書なども十分参考にい政府といたしましては、懇談会の報告書なども十分参考にい

式道館におきましては、年々政府主催の戦没者の追悼式典が はかを込めて主催をしていくようにしなければならぬ、こう考 がといまして、政府といたしましては、この大事な式典を今後 でざいまして、政府といたしましては、この大事な式典を今後 は心を込めて主催をしていくようにしなければならぬ、こう考 も心を込めて主催をしていくようにしなければならぬ、こう考 も心を込めて主催をしている。

屋上屋を重ねるではないかという御指摘に対しまして、同

○田中(慶)委員 いずれにしてもこの問題は、日本だけではなく、外交問題まで、それぞれ大きな関心なりあるいはまた批判く、外交問題まで、それぞれ大きな関心なりあるいはまた批判く、外交問題まで、それぞれ大きな関心なりあるいはまた批判ないう批判はあって、そういうことはずっと続いてきて、今回ういう批判はあって、そういうことはずっと続いてきて、今回初めてやられるということ自体が、極端なことを言えばやはりった人たちをあなたは無視しているということに直じ、国選ばれた人たちをあなたは無視しているということを含めてやはり慎重にしなけるわけであります。こういうことを含めてやはり慎重にしなけるわけであります。こういうことを含めてやはり慎重にしなけるわけであります。こういうことを含めてやはり慎重にしなけるわけであります。こういうことを含めてやはり慎重にしなけるわけであります。こういうことを含めてやはり慎重にしなけるわけであります。こういうことを含めてやはり慎重にしなけるわけであります。こういうことを含めてやはり慎重にしなけるわけであります。

もし靖国神社、これからも本当に公式参拝をするということ

ます。 を対しておく必要があろうと思うのです。 はつことを明確にしておく必要があろうと思うのです。 ならば、宗教法人を返上させてもらったらどうなんですか。そうでしょう、こういう問題を含めて宗教行事なんですから。参うでしょう、こういう問題を含めて宗教行事なんですから。参うでしょう、こういう問題を含めて宗教行事なんですから。参うでしょう、こういう問題を含めて宗教行事なんですから。参うでしょう、こういう問題を含めて宗教行事なんですか。そうでしょう、こういうことを明確にしておく必要があろうと思うのです。 ならば、宗教法人を返上させてもらったらどうなんですか。そうならば、宗教法人を返上させてもらったらどうなんですか。そうでしょう、これからに思います。

今、宗教法人を返上してもらえばいいではないかというお話いろいろな御意見を伺ってきたところでございます。ろいろ考えないわけではありませんでした。いろいろな方々の論議があったところでございます。政府といたしましても、い論藤波国務大臣 靖国神社をめぐっては、従来もいろいろな御

今、宗教法人を返上してもらえばいいではないかというお話今、宗教法人を返上してもらえばいいではないかということにいたし行為ということになるのではないかということを心配をいたします。したがいまして、宗教法人靖国神社が戦没者追悼の中心ます。したがいまして、宗教法人靖国神社が戦没者追悼の中心的施設であるという大方の国民の皆さん方の御意見を踏まえて、的施設であるという大方の国民の皆さん方の御意見を踏まえて、的施設であるという大方の国民の皆さん方の御意見を踏まえて、的施設であるという大方の国民の皆さん方の御意見を踏まえて、時国神社にどうやって戦没者追悼の誠をささげるかということにいたしているがいました。ころいうは、これはまさにないかというにはないかというは話人を返上してもらえばいいではないかというお話やころでございます。ぜひ御理解をいただきたいと思うのでございます。

国会におきまして、いろいろなこの問題についての御意見がだきまして、今度の結論を導いたということを御理解をいたださまして、今度の結論を導いたということを知可解をいただだきまして、今度の結論を導いたということを知道意見いう強いお話がございました。国会の大部分がというお話でごげておるところでございます。国会の大部分がというお話でごげておるところでございます。国会の大部分がというお話でごださせていただいと検討したということを御理解をいただきまして、今度の結論を導いたということを御理解をいただきまして、いろいろなこの問題についての御意見がだきたいと存じます。

政府・自民党の中だって、この問題では全員一致でそれぞれ皆の、野党もそうでありますし、新自由クラブもそうであります。○田中(慶)委員(少なくともこれだけ国会論議をされているも)

ならば、自民党も全員であるでしょうし、新自由クラブも含め あなたは政府・自民党はと言っておりますけれども、少なくとがら少なくとも大きな問題を抱えていること、そしてまた、今 えて公式訪問はすべきではない、こういうことを明確に指摘を の人たちが賛成をしていない、こんなことを考えたときに、あ ますから、そんなことを考えたときに、少なくとも国会過半数 れぞれ疑義があり、反対をされている人たちもあるわけであり し、今の与党の中にもそういう靖国神社参拝問題についてはそ て与党の人たちが全員ということになろうかと思います。しか も自民党の中でも、先ほど申し上げたように大多数ということ にしても靖国神社問題というのはやはりそういうことを含めな に地方自治体が戦没者の追悼と平和の祈願を、式典等々を含め すべきであろう、それが八月の十五日、平和を祈念し、国並び 人々に対する追悼は当然である、国民がそろって参加をできる いうことを考えたときに、我が党はかねてから、国に殉じた さん方が公式参拝をすることを望んでいないと思います。 しておきたいと思います。 いうことで今まで主張してきたところでありますので、いずれ て、先般武道館で行ったものを全国的に展開をすべきだ、こう

#### 略)

○三浦(久)委員 私は、まず最初に靖国神社の公式参拝問題に

明いたしたいと思います。
中曽根総理を初め多くの閣僚は、戦後初めて靖国初社に公式や拝を強行いたしたわけであります。私は、ここで改めて公式参拝に対して強く抗議の意思を表のであって、本当に遺憾千万と言わなければならないと思います。私は、文本当に遺憾千万と言わなければならないと思います。私は大変残念に思ってお参拝を強行いたしたわけであります。私は大変残念に思っておや拝を強行いたしたいと思います。

すけれども、そこでは「本法人は、明治天皇の宣らせ給うたすけれども、そこでは「本法人は、明治天皇の宣らせ給うた主義の鼓舞と侵略戦争の美化のため重要な役割を果たしてきた神社であります。では終戦後はどうなっているのか。確かに国産の公益法人「靖国神社」規則というのがあります。これは普通の公益法人「靖国神社」規則というのがあります。これは普通の公益法人「靖国神社」規則というのがあります。これは普通の公益法人「靖国神社」規則というのがあります。これは普通の公益法人で言えば定款とかそういう神社なのかということを根本的に考え直してみなきゃいけないのじゃないでしょうか。私本的に考え直してみなきゃいけないのじゃないでしまった。

ことははっきりしているわけであります。するという特殊な政治的な意図を持っている宗教法人だというけを神として祭る、合祀するということによって、戦争を美化の祭祀を行なひ、」云々、こういうふうにあるのですね。要すの祭祀を行なひ、」云々、こういうふうにあるのですね。要す「安国」の聖旨に基き、国事に殉ぜられた人々を奉斎し、神道

ですからそのことは、戦後、彼らは、こっそりかどうかわかですからそのことは、戦後、彼らは、こっそりかどうかわかですから、寿口できている、そういうことが言えると思うのですね。

そして、靖国神社の存在自体が信教の自由を侵害するものなんです。戦前どうでしたか。大本教であろうとよりスト教であるうと仏教徒であろうと、戦争に行って亡くなったらみんな強ろうと仏教徒であろうと、戦争に行って亡くなったらみんな強いう人ですが、自衛隊員が事故で殉死しました。そうすると、という人ですが、自衛隊員が事故で殉死しました。そうすると、という人ですが、自衛隊員が事故で殉死しました。そうすると、という人ですが、自衛隊員が事故で殉死しました。そうすると、という人ですが、自衛隊員が事故で殉死しました。そうすると、という人ですが、自衛隊員が事故で殉死しました。そうすると、という人ですが、自衛隊員が事故で殉死しました。そうすると、という人ですが、自衛隊員が事故で殉死しました。そうすると、自由というものを侵害している、そういう存在だということがあると、自由というものを侵害している、そういう存在だということです。

のために倒れた人に感謝をささげないでだれが国に命をささげ党の軽井沢セミナーで中曽根総理がこの問題に触れられて、国境国神社、これに公式参拝する意図というのは、ことしの自民はそんなものじゃないと思う。何でこういう歴史的な性格を持はて新たな決意をするんだ、こう言っていますけれども、私対して新たな決意をするんだ、こう言っていますけれども、私対して新たな決意をするんだ、こう言っていますけれども、私対して新たな決意をするんだ、こう言っていますけれども、私対して新たな決意をすると、戦没者を追悼して、そして平和に官房長官の談話によると、戦没者を追悼して、そして平和に

すお以外の何物でもないと私は思うのです。
はることを意図したものでありまして、まさに侵略戦争を美化でしょう。まさにアメリカの核戦略に沿って新たな侵略戦争にでしょう。まさにアメリカの核戦略に沿って新たな侵略戦争にあうというそのために靖国神社を利用しよう、こういう考え方るか、こういう発言をしていますね。これは新たな英霊をつく

だから、諸外国からもいろいろな反響がありますね。非常にだから、諸外国からもいろな反響がありますよ。報道されているものだけでも、アジア諸国を侵略した第二次大戦を正当化する新たな動きだ、アジア諸国を侵略した第二次大戦のことはもはや恥じないといった姿勢を示したもの、これは必ずしも政府の論評ではありませんけれども、アジア諸外国の新聞の社説とかそういうものも含まれていますけれども、そういう反応が起きておるわけです。それでお尋ねしたいのですが、官房長官、どうして諸外国から、特に侵略を受けたアジアの諸外国からそういう反応が起きら、特に侵略を受けたアジアの諸外国からそういう反応が起きるのか、この靖国神社の公式参拝について何でこういう反応が起きるのか、この靖国神社の公式参拝について何でこういう反応が起きるのか、この靖国神社の公式参拝について何でこういう反応が起きるのか、この靖国神社の公式参拝についるものだけでも、アジ厳しいに対しているのか、との諸外国からもいろな反響がありますね。非常にだから、諸外国からもいろな反響がありますね。非常にだから、諸外国からもいろな反響がありますね。非常にだから、諸外国からもいろな反響がありますね。非常に

私ども聞いたところでございます。ただ、それは私ども靖国神 をされまして、いろいろ心配の声が上がっているということも の時代に入っていくのではないかといったような意味での懸念 て、それらも受けていわゆる近隣各国が、日本が再び軍国主義 いろいろ御心配をいただくような表現の報道などもございまし いうふうに私どもは理解をいたしておるところでございます。 のために亡くなった方々が神として祭られておるところ、こう 御自由であるかと思いますけれども、あくまでも靖国神社は国 のというふうには考えておりません。これはお考えになる方の あるいは宗教法人靖国神社自身の存在が信教の自由を害するも ろというふうに私ども考えておりますが、戦争を美化するとか ます。国のために亡くなった方々が神として祭られておるとこ いろ靖国神社について研究もさせていただいたところでござい の後、態度を決定いたします際にも、政府としてもさらにいろ でもそのことがいろいろ研究をせられたのでございました。そ きましていろいろ検討もしたところでございます。懇談会の中 国神社の経緯等につきまして、あるいは靖国神社の性格等につ ○藤波国務大臣 従来いろいろな経緯がございましたから、靖 して慎重に取り運んだつもりでございます。ただ、新聞等にも いろいろと今回の公式参拝につきまして検討に検討を重ねま

社に公式参拝するという気持ちの真意ではありませんので、あたった方々に対し公人としての立場で追悼の誠をささげて亡くなった方々に対し公人としての立場で追悼の誠をささげるものである、同時にそのことは、二度と戦争を起こしたりあるいはも日本の国も世界も平和であってほしい、そのことを心から祈も日本の国も世界も平和であってほしい、そのことを心から祈さどを通じまして、近隣諸国に誤解を与えるようなことのないように説明をしてきたところでございます。なおその真意を、ように説明をしてきたところでございます。なおその真意を、ように説明をしてきたところでございます。なおその真意を、ように記明をしてきたところでございます。なおその真意を、ように記明をしてきたところでございます。

そしてまた、この前ここで私も追及しましたけれども、金鵄勲 %の枠を突破しよう、こういうふうにしているわけでしょう。に従って軍備拡大の道を進んでいます。そうして今もGNP一 ういう認識を持っておられる。そしてアメリカに対してシーレ れが先決だというふうに私は思うわけであります。 をするよりも、そういう誤解を生ずるような行為をやめる、そ ります。誤解だから誤解を解くということよりも、百遍の弁解 ような厳しい反応を示したのだというふうに私は思うわけであ う靖国神社への公式参拝をその上やるということで、今述べた とにだってアジアの諸国は神経をとがらしているのに、こうい けでありますから、これはもう日本が軍備を増強するというこ こういう靖国神社に対する公式参拝というものが起きているわ がどんどん頻繁に行われているわけでしょう。そういう最中に によって調印をする、そしてそれに基づいて日米共同軍事演習 あの昨年の十二月には日米共同作戦計画、こういうものを両国 さらに、ソ連との核戦争のシナリオだと我々は考えていますが 章の復活というようなことまでやろうとしているわけですね。 そして国家機密法の制定であるとか有事立法とか政党法の制定 ーン防衛、こういうものを約束して、どんどんアメリカの要求 はもう中曽根総理自身が、アメリカと日本は運命共同体だ、そ ○三浦(久)委員 これはあなたも若干お認めになりましたよう に、中曽根内閣の政治的な姿勢に起因しているんですね。これ

きません。政教分離の原則というのは一体どういう経過で保障ありますね。我が党は断じてこういう行動を容認することはで憲法第二十条三項の政教の分離の原則にも反する違憲な行為でしかも、この公式参拝というのは、私これから追及しますが

ざるを得ないというふうに思うのです。 許されませんし、今の中曽根内閣の政府の憲法感覚自体を疑わ 国神社自身に国が一定の関与を持とう、そして今までは私人と 歯どめ措置を講じているのです。それを、事もあろうに当の靖 そしてそれを保障するために、国が宗教的な行事に参加しては な事実です。こういう歴史的な事実の反省の上に立って、政教 ということも靖国懇の報告は認めています。これはもう歴史的 ずっと利用されてきたわけでしょう。それはもうこの靖国懇の うことで、日本軍国主義の鼓舞とか侵略戦争を美化するために せんか。これは戦前靖国神社が国家管理されて、国家神道とい されてきたのかということを考えただけでもわかるじゃありま しての参拝、今度は公式参拝、今度は国家管理、こういう方向 いけないとかまた公費を支出してはいけないとか、さまざまな 分離ということが憲法上高らかに宣言されているわけでしょう。 報告書だって認めています。その結果、信教の自由を侵害した へ向かおうとしているというような、こんなことはもう断じて

いというふうに思います。する統一見解の変更の手法についてちょっとお尋ねをいたしたする統一見解の変更の手法についてちょっとお尋ねをいたした

の権威を持って表明されますが、懇談会等行政運営上の会合に の意思とは別の合議機関そのものの意思が答申等としまして公 ち、審議会等にありましては、審議会等を構成する個々の委員 員会でもってこの問題について答弁をしている。「この際、懇 れている。後藤田長官は、昨年の四月の十日に参議院の予算委 監理局の「審議会と懇談会との差について」という見解も出さ ら通達が出され、そしてまた、三十八年の三月十八日には行政 ょう。それで、これは昭和三十六年四月十二日に行政管理庁か 会とは違うんだということをはっきりさせようということでし 運用についてやはりはっきり区別させる、それで、それは審議 いかというようなことから、この審議会と私的な懇談会等々の をつくってこれに代置するというようなことは脱法行為じゃな 組織法八条で設置されなければならないものを、私的な懇談会 がどう違うのかということが問題になりましたね。それは行政 うふうに私は思うわけであります。これは懇談会と審議会等々 統一見解をとってきましたけれども、今回それを変更するに当 談会等と審議会等との区分につきまして申し上げます。すなわ これは従来の懇談会についての政府の見解と異なるものだとい たって、靖国懇を設置してこれを利用したわけでありますが、 政府は、今まで公式参拝は違憲の疑いを否定できないという

もの、私はかように理解をいたしております。 会は、今お読みになった私どもの見解に沿って運営をせられた ○後藤田国務大臣 今回の官房長官のもとでの靖国問題の懇談 か、守らなきゃならないものなんですか。長官、どうですか。 のは、懇談会の運営に当たって守らなくてもいいものなんです 解、そして大臣がそれに基づいて行われたこういう見解という っきり述べられておるのですね。こういう政府自身の通達、見 会等の場にとどめるべきものであります。」こういうふうには ありましては、合議機関としましての意思が公の権威を持って 表明されるものではなく、単なる行政運営上の意見交換、懇談

ているというふうに私は思うのです。 までの政府の懇談会運用の見解と全く違った取り扱いがなされ だというふうにしか受け取れないのです。ですから、これは今 があったとしても、この報告書の結論というのは懇談会の結論 う言ったということは。ですから全体として見れば、少数意見 は委員の名前、だれも出ていませんよ、だれがどう言った、こ いたしますと、これは少数意見が確かに付記はされていますね。 関としての。権威があるかどうかはまた別の話なんです。そう ないように靖国に対して公式参拝する方途を探るべきである、 が質問しましたように、この報告書というのはちゃんと一定の ○三浦(久)委員 そう言われますけれども、先ほども同僚議員 しかし、だれがそう言ったなんて書いてないですよ。あそこに これは懇談会としてのまとまった意思表明なんですよ、合議機 合議体としての結論を出しているんです。それは憲法に違反し

います、それが政府の見解でなければならぬ。何でそう言って ですから、報告書を出すというときに、いや、これは私的な懇 あるということは藤波官房長官自身もおわかりなんですから、 ら受け取った、こんな話ですね。しかし、これが私的懇談会で ちゃいかぬと思うから、向こうが報告にまとめるからと言うか いろな角度から意見を述べていただいた。その意見を述べられ あったところでございます。そのお願いをいたしまして、いろ これを断らなかったのですか。その点ちょっとお尋ねしたい。 ような懇談会としての意思形成をしてもらっては困るのでござ 談会であって審議会とは違うのでございます、だからそういう わかりやすいようにいろいろ整理をされて非常に多くのものが たことが記録としてとどまっておりますから、それらが非常に 先ほどから藤波長官の御答弁を聞いていますと、余り干渉し 審議会と懇談会との違いは先ほど来御質疑が そういういろいろな意見があったこ

> ましたので、報告書を受け取らせていただきました。 いると思うのです。そういうふうなことでおまとめをいただき まとめる際に記録としてとどめられるというような形をとって うよりも、非常に自由に一人一人の意見が述べられて、それが っと合議して一つの結論を導いて、そのことを政府に迫るとい とも書かれているということでございまして、八条機関できち うような意見がまとまりとしては流れがあったというようなこ とについては併記をして記録にとどめる、そして大勢はこうい

たところでございます。 におきまして政府の態度を決めるということにさせていただい 意見なども十分慎重に検討させていただきまして、政府の責任 なお、報告書を参考にいたしまして、各方面のいろいろな御

せて、それを政治的に利用したというふうにしか私には考えら りも政府自身が、今までの政府の見解と違って報告書を提出さ るじゃないですか。そうすると、これは藤波官房長官というよ りませんか。それで出して、あなたたちはそのとおりやってい 公式参拝やりなさい、一定の方向をぴちっと出しているじゃあ ○三浦(久)委員 もう全くの詭弁ですよね。あの報告書を見れ よ。憲法に違反しない公式参拝の方式を検討すべきだ、だから ちゃんと検討すべきであるというふうに書いてあるのです

も違う。そしてまた、後藤田長官が国会で答弁したのとも、政 参拝に道を開いた。これはもうあなた自身の言っていることと れをそのまま、さっきの内閣法制局長官、尊重してそして公式 うかというと、一定の結論、一定の方向を出させて、そしてそ れています、議事録に書いてあるのですから。しかし実際はど 参議院の内閣委員会で、懇談会は勉強する会なんです、一定の のですよね。ですから、かなり強引なやり方でやっている。 府が正式に見解を表明している懇談会の運用のやり方とも違う たしませんとはっきり述べていますね。これははっきり述べら 方向づけをしたり方向づけをするのに利用するということはい 特に藤波官房長官自身は、昭和五十九年、去年の五月八日の

いての責任をどうお感じになっていらっしゃるか、お聞きした これを政治的に利用して公式参拝の道を開いた、このことにつ いうものに違反をして、そしてこういう懇談会の報告を出させ からつくったルール、それからまた藤波長官の御答弁、こう 私がお尋ねしたいのは、こういう懇談会の運営について、み

○藤波国務大臣 各界で御活躍の方々にお集まりをいただいて

> うふうに思っております。また、この懇談会を中心にいたしま 悼の仕方などにつきましても、午前中にもお答え申し上げまし されまして、また、諸外国の国のために亡くなった方々への追 して、靖国神社をめぐるいろいろな従来の経緯等を資料も整理 見当で御論議をいただいてきたところでございます。 たい、こういうふうにお願いをいたしまして、約一年間という いての検討が慎重に進められてきた、こういうふうに考えてお たようにいろいろ資料を集めていただきまして、この問題につ いただきました。非常に貴重な御意見がたくさんにあったとい 忙しい方々が大部分毎回御出席をいただきまして意見を述べて この問題についてのいろいろな意見をぜひお聞かせをいただき

## 、委員長退席、深谷委員長代理着席

うのでございます。 度を決定した、こういうことを明らかにいたしておきたいと思 の責任は政府にございまして、政府自身の検討の上に立って態 勢は大勢の意見として報告書の中に盛り込まれた、こんなふう 座長代理を中心にいたしまして、個別の意見は個別の意見、 の問題についての意見の開陳をしていただきましたし、座長、 の態度を決めるということに利用したとかというふうには考え 考にいたしまして、政府自身のいろいろな検討を加えました上 りまして、それらの御意見がまとめられましたので、それを参 に考えておりますが、なお、それを受けて検討いたしましたそ ておりません。お願いをいたしました委員の方々は誠心誠意こ てまとめてもらったとか、あるいはそれを隠れみのにして政府 に立ちまして態度を決めさせていただいた次第でございます。 時間をかけて各界の御意見を伺ってきたというふうに考えてお 方面から一日も早い公式参拝をというお話がありました中で、これも何回も重複をいたしますので恐縮でございますが、各 懇談会の報告書を政府の側から働きかけてある方向に向かっ 大

○三浦(久)委員 もう私の質問にはまともに答えていないです 脱法行為だという議論がまた出てくるわけですよ。 なければいけない問題じゃないですか。そういうことであれば、 論を出させるというようなことはあなたたち自身の責任で避け の交換の場であるにすぎないということなんですよ。一定の結 ね。何しろ懇談会というのは、出席者の意見の表明または意見

こういう重要な問題を一私的諮問機関というものを利用して行 次に進みますが、こういう憲法の解釈に関する政府の統一見解、 私は、まあ余り押し問答をしていてもしようがないですから

うというのは極めて不見識だと思うのですね。

例えば、この懇談会の報告書というのは法的な根拠もないし、例えば、この懇談会の報告書というのは法的な根拠もないして大事な大事な憲法解釈の統一見解を変更する、これはもう本で大事な大事な憲法解釈の統一見解を変更する、これはもう本で大事な大事な憲法解釈の統一見解を変更する、これは後藤また権威もないのでしょう。権威もないのですよ。それは後藤また権威もないのでしょう。権威もないのですよ。それは後藤また権威もないのでしょう。権威もないのですよ。それは後藤また権威もないのでしょう。権威もないのですよ。それは後藤また権威が言いないのでしょう。

ですから、マスコミもこういう問題については独裁者の手法ですからこの談話自身も私は矛盾だらけだというふうに思うのですからこの談話ができていますね。そっくりそのままです。を基づいてこの談話は何回も読んでみましたけれども、この報告もが出された談話は何回も読んでみましたけれども、この報告もだと言って批判しているところもあるくらいですね。私は長官ですから、マスコミもこういう問題については独裁者の手法ですから、マスコミもこういう問題については独裁者の手法

この談話の最終的な結論というのは、「今回のような方式にこの談話の最終的な結論というのは、「今回のような方式に近念という問題よりも、そういうことにすぎないのです。要するに、さっきから法制局長官が、まあ社会通念を今度新たに発見したみたいなことを言っていますけれども、そう度新たに発見したみたいなことを言っていますけれども、そう度新たに発見したみたいなことを言っていますけれども、そう時新たに発見したみたいなことを言っていますけれども、そうにう、恐らくそういう意味でしょう。ですから、問題は社会という、恐らくそういう意味でしょう。ですから、問題は社会という、恐らくそういう意味でしょう。ですから、問題は社会をしなかった、だから合憲なんだ、こういうことにすぎないのをしなかった、だから合憲なんだ、こういうことにすぎないのというない。

係のない目的で行うものであり、しかも三つ目に、神道儀式に係のない目的で行うものであり、しかも三つ目に、神道儀式にはりますのは国の「宗教的活動」ということでありますが、方回の参拝は、一つは、国民や遺族の方々の多くが、靖国神社でおりますのは国の「宗教的活動」ということでありますが、今回の参拝は、一つは、国民や遺族の方々の多くが、靖国神社でおりますのは国の「宗教的活動」ということでありますが、古田神社でおりますの中心的施設であるとし、同神社において内閣総が戦没者追悼の中心的施設であるとし、同神社において内閣総が戦没者追悼の中心的施設であるとし、同神社においても関係のない目的で行うものであり、しかも三つ目に、神道儀式にでは、なぜ参拝形式を変えたら今までは違憲の疑いのあったでは、なぜ参拝形式を変えたら今までは違憲の疑いのあったでは、なぜ参拝形式を変えたら今までは違憲の疑いのあったでは、なぜ参拝形式を変えたら今までは違憲の疑いのあったでは、なぜ参拝形式を変えたら今までは違憲の疑いのあった

うに考えておる次第でございます。果を有しないので「宗教的活動」には当たらない、こういうふ目的は宗教的意義を有せず、靖国神社に対する援助、助長の効般の方式により追悼の意を表するのであるから、今回の参拝のよることなく、かつ、追悼の行為として世俗に行われている一よることなく、かつ、追悼の行為として世俗に行われている一

○三浦(久)委員 その宗教的な儀式を省いた云々というのは、○三浦(久)委員 その宗教的な行動によってだけで判断してはいであって、そういう外形的な行動によってだけで判断してはいっち。ですから、こんなものは神社が内部で決めた規則の問題うなるのか、十打ったらどうなんだ、そういう話にもなるでしそれじゃちょっと二拍したとかなんとか、じゃ三つ打ったらどそれじゃちょっというのは、○三浦(久)委員 その宗教的な儀式を省いた云々というのは、○三浦(久)委員

あなたが今いろいろ言われましたけれども、これはみんな違あなたが今いろいろ言われましたね。そして、国民がそこで公式参えておる、こう言われましたね。そして、国民がそこで公式参拝をされることを強く望んでいる。国民はそんなことを望んでいるい。靖国神社を我が国の戦没者追悼の中心的施設であると考国民が靖国神社を投が国の戦役者追悼の中心的施設であると考されが戦没者を追悼する中心的な施設だなんて思っておりますがれが戦没者を追悼する中心的な施設だなんて思っておりますが、これがまず第一に違うでしょう。

していいんですか。ましたね。そんなことだけで宗教的意義を持たないなんて判断ががから、だからこれは宗教的な意義を持たない、こう言われんだから、だからこれは宗教的な意義を持たない、こう言われ

の立場です。だから、あなたのように単純に、儀式を省いたかの立場です。だから、あなたのように単純に、儀式を省いたかの立場です。だから、あなたのように単純に、強烈を指というということなんでしょう。そして、その宗教的な意義を持ち、そしてその宗教を援助したり圧迫したりそういうような効果を持つもの、そういうものが禁止されている、いうような効果を持つもの、そういうものが禁止されている、いうような効果を持つもの、そういうことなんでしょう。そして、その宗教的な意義を持つか、そういうこと、また圧迫するかどうか、助長するかどうか、そういうこと、また圧迫するかどうか、助長するかどうか、そういうこと、また圧迫するかどうか、助長するかどうかということ、また圧迫するかどうか、助長するかどうかということ、また圧迫するかどうか、助長するかどうか、そういうこと、また圧迫するができ、津の地鎮祭の最高裁さった。

んなことは裁判所は言ってないのです。らそれでいいんだ、宗教的色彩がなくなったからいいんだ、宗教的色彩がなくなったからいいんだ、そ

大いますか。これは法制局長官ずるいから、今までに一言も言いますか。これは法制局長官ずるいから、今までに一言も言いますか。これは法制局長官ずるいから、今までに一言も言いいますか。これは法制局長官ずるいから、今までに一言も言いがうものを総合的に勘案して、そして社会通念をもって客観的に判断しなさい。こういうものも考慮しなさい。こからものを総合的に勘案して、そして社会通念をもって客観的に判断しなさい、こう言っているんですよ。ですから、参拝的に判断しなさい、こうにういうものを総合的に勘案して、そして社会通念をもって客観的に判断しなさい、こう言っているんですよ。ですから、参拝の儀式をしなかった、ただお礼しただけだからいい、そんなことは最高裁は言ってないのですよね。

悼とどう違うのですか。ちょっと教えてください。りますけれども、参拝というのは一体何でしょうか。参拝と追それで、全く宗教色が抜きになったとさっきから言われてお

○茂串説明員 参拝と追悼の違いはどういうところにあるかと○茂串説明員 参拝と追悼の違いはどういうところにあるかと

ないということになろうかと思います。意味の言葉であると解しますと、神社等で行う追悼は参拝ではって神仏に拝礼するというように、参拝者の内心までを含めたった神仏に拝礼するというように、参拝者の内心までを含めた

○三浦(久)委員 参拝というのは、あなたが言ったように「社のに照らして客観的に判断しろ、判決がこう言っているわけまれる宗教的な活動じゃないんだ、あなた、そんなことは詭弁でしょう。判決も言っているじゃないですか。客観的に判断しるとちゃんと言っているのですよ。それで、諸般の事情というのとちゃんと言っているのですよ。それで、諸般の事情というとちゃんな宗教的な活動じゃないんだ、あなた、そんなことは詭弁でしょう。

さい。例えば場所を考慮しろ。靖国神社の前でやっているのだあなた、一つ一つやってごらんなさい、当てはめてごらんな

から、昇殿してやっているのだから、こんなものは宗教的色彩から、昇殿してやっているのだから、これは総理大臣の意図ですからなかなかわかりませんけれ図、これは総理大臣の意図ですからなかなかわかりませんけれ図、これは総理大臣の意図ですからなかなかわかりませんけれども、その前に無宗教の全国追悼集会に出ているわけでしょう。とれじゃまだ足らぬといって、今度神様の霊のところに行ってやるんだというのだから、それは宗教的な意図がありありとわかっているじゃないですか。そして一般人に与える影響、効果、あなた、この問題でこれほど世の中が騒いでいるのですよ。クリスマスツリーをどうかしたとかそんな話じゃないのです。回りスマスツリーをどうかしたとかそんな話じゃないのですよ。カウスマスツリーをどうかしたとかそんな話じゃないのですよ。カウスマスツリーをどうかしたとかそんな話じゃないのですよのです。新聞だって宗教、信教の自由を守れ守れというのでものように報道がされているでしょう。非常に大きな効果があるじゃありませんか。

明白に憲法違反じゃないですか。その点どう思いますか。 私は津の地鎮祭の最高裁判決には批判的な見解を持っているけ 別なオーソライズをすれば、他の宗教がそれに基づいて反射的 そういう結果になるのです。それで、一つの宗教にそういう特 結果的にはその宗教に対して援助し、そして助長し推進する、 けるということになるじゃありませんか。そうすれば、それは そうすれば、この靖国神社を国家がオーソライズする、権威づ 政府はその次もずっと永久にやっていこうというわけでしょう。 神社に参拝をする。一回きりじゃない、来年もやるかもしらぬ。 を援助することにならぬ、こう言った。そんなことないですよ。 意義を持った行為ですよ。そして、あなたはさっき、靖国神社 参拝の形式を変えたってこれは宗教的な行事ですよ。宗教的なですから、こういうものを考えれば、私は結論的に言って、 れども、あの基準に照らしてみても今度の公式参拝というのは に圧迫されるという雰囲気にもなってくるのですよ。ですから、 でしょう。国の権力者である内閣総理大臣が公式の資格で靖国 靖国神社と一定の関係を持つわけでしょう。毎年毎年やるわけ 宗教的な

くわけではないわけでございます。けでございまして、同神社が宗教施設であることに着目して行行うことを望んでいるという事情を踏まえてこの参拝を行うわ

それからまた、専ら戦没者の追悼という、宗教とは関係のなれるわけでございます。いう非宗教的な目的で行われていることを十分に周知しておらい目的で行われるということはあらかじめ官房長官の談話等でいるかけでございます。

それからまた、この方式につきましても、神道儀式によることなく、いわゆる追悼行為として世俗に一般に行われているよとなく、いわゆる追悼行為として世俗に一般に行われているよとなく、いわゆる追悼行為として世俗に一般に行われているよとなく、いわゆる追悼行為として世俗に一般に行われているよとなく、いわゆる追悼行為として世俗に一般に行われているよとなく、いわゆる追悼行為として世俗に一般に行われているよとなく、いわゆる追悼行為として世俗に一般に行われているよとなく、いわゆる追悼行為として世俗に一般に行われているよとなり、一般に対している。

○三浦(久)委員 全くでたらめの見解ですよ。

ば憲法違反の疑いがあるのですか。すか、どうなんですか。二礼二拍手一礼、そういう形式をやれょう。従来の形式でやるのなら憲法違反の疑いは消えないのでょう時間がないみたいですけれども、それじゃお尋ねしまし

○三浦(久)委員 そういう外形だけにとらわれて判断してはいいた場合にどうなるかという足いたしましても、外形から見ましてその目的が宗教的意義を有する行為と受け取られるおそれしてその目的が宗教的意義を有する行為と受け取られるおそれしてその目的が宗教的意義を有する行為と受け取られるおそれしてのいた場合にどうなるかということでございますが、たとえそのった場合にどうなるかということでございますが、たとえそのではないかという疑いが残ることでございますが、たとえそのではないかという疑いが残ることになろうかと思います。

ておるけれども、要求が強いか強くないかも基準に入れるなん民が強く望んでおることを背景にしてとか、そんなことを言った別問題と合法性という問題は全く違うでしょう。あなたの話強く望んでいて政府がやりたいということ、いわゆる必要性と強く望んでいて政府がやりたいということ、いわゆる必要性とだよ。その必要性がある、要するにみんなが強く望んでおる、だよ。その必要性がある、要するにみんなが強く望んでおる、だよ。その必要性がある、要するにみんなが強く望んでおる、

な都合のいいところだけほじくって合憲だなんというのはもっ

けないというのが津地鎮祭の最高裁判決の結論なんだよ。そん

識した上で法律的な判断をしてもらわないと困るよ。てないんだよ。必要性と合法性はしっかり違うということを認て最高裁の判決は言っていますか。そんなことはちっとも言っ

般的に言って社会通念とは何ぞや。社会通念というのはどういうものだと考えているのですか。一社会通念というのはどういうものだと考えているのですか。一たうに判断しているのですけれども、そうすると法制局長官、

良識という意味合いでございます。 すと、一般社会における常識と申しますか、日常生活における一次串説明員 社会通念とは、いわゆる法律学辞典的に申しま

対しているじゃないですか。遺族会の中だって反対しているで じゃないの。社会党も公民党も民社党も共産党も一般人じゃな が持っている常識、良識でしょう。そうすると、我々は一般人 く独断的ではないか。それが法律家の言うことか。社会通念と と心得ているんだ。そんな社会通念のとらまえ方というのは全 のを、いや賛成しているのが社会通念だと言う。社会通念を何 でしょう、あなた。そういう一般人がこれだけ反対しているも 関係を持ったり何か特殊な関係を持った人以外、みんな一般人 のつかまえ方ってありますか。一般人というのは、特別な利害 そうすると、みんな一般人じゃないのですか。そんな社会通念 れは論調をごらんになったとおりみんな反対じゃないですか。 ので、反対している遺族会もありますよ。マスコミも全部、こ しょう。こんなものをまた戦争に利用されては困るんだという も反対をしている。キリスト教界も反対している。仏教界も反 ブも。今どのくらいの人がこれに反対していますか。少なくと いのかね。(「新自由クラブは……」と呼ぶ者あり)新自由クラ みんなも思っていますか、あなた。社会通念というのは一般人 う形の公式参拝は合憲であると思っているということでしょう。 ですか。どうなんですか、もう一回答えなさいよ。 だとみんな思っているのですか。一般人がみんな思っているの いうのは一体どういうものなんですか。これは社会通念上合憲 も国会の中だけ見たって野党は全部反対している。与党の一部 ○三浦(久)委員 そうでしょう。そうすると、みんながああ

式参拝、これは先ほど申し上げたような論拠によりまして憲法からるる申し上げておりますように、今般のいわゆる閣僚の公たくさんいるんだ」と呼ぶ)私どもといたしましては、先ほど知しております。(三浦(久)委員「いらっしゃるじゃないよ、知しております。(三浦(久)委員「いらっしゃることは十分承参拝につきまして、反対する方々もいらっしゃることは十分承参拝につきまして、反対する方々もいらっしゃることは十分承参拝につきまして、近対する方々もいらっしゃることは十分承

に違反するものではないというふうに確信をしている次第でご 二十条三項の「宗教的活動」に入らない、したがってこの規定

国会の中だってこれだけの反対があり、仏教界もキリスト教界 信は何の確信かね。 るものを、いや賛成が社会通念と確信しています。あなたの確 いうのはいないんですよ。そういう大多数の人々が反対してい も反対がある。日本人でほとんど宗教に関係していない人間と を合憲と思っているということが社会通念でしょう、あなた。 しょう。日本の社会を構成している日本人の大多数が公式参拝 言った、日本の社会における一般人の持っている良識、常識で ○三浦(久)委員 何が確信か。社会通念というのはあなたが今

成しているのか、言ってごらんなさい。言えないでしょう。そ を持って言うのなら、何名ぐらいが反対して、何名ぐらいが賛 んな反対が目に入らないのかね。 では、そんなに確信しているのなら、そんなに科学的な根拠

るという解釈をとっているのでございます。 たようなことでこれは合憲である、閣僚の公式参拝は合憲であ の規定に関する解釈としましては、政府としては、今申し上げ ろな解釈があり得るわけでございますが、この憲法二十条三項 また学界におきましてあるいはまた国会におきましてもいろい わけでございまして、これはあらゆる法律の規定につきまして の規定に従って、規定の趣旨を十分に考えてそれで判断をする ○茂串説明員 法律の解釈でございますから、あくまでも法律

日本を見たって。 念がいつ形成されましたか。 な社会通念がいつ形成されたというのですか。そういう社会通 るとあなたは、そういう公式参拝が憲法違反でないというよう 持っている常識に従って判断しろということでしょう。そうす から、社会通念に従って判断するということは、その一般人が 通念というのは一般人が持っている常識でありますと言うんだ それを社会通念に従って客観的に判断しろということは、社会 集めただけでも、この反対勢力のそれは大変なものでしょう。 何万という人から選ばれてきているんだ、その我々の支持者を 主観的に判断してはいけないんだよ、あなた。少なくとも国会 いるんだよ。社会通念に従って客観的に判断しろというんだよ。 ○三浦(久)委員 あなたが最高裁の判決を出すから私も言って で半分ぐらいの勢力が反対している問題を、我々だってみんな 形成されてないじゃないか、この

では、社会通念というのは半分でいいのですか。私は半分以

かげていますよ。だから、あなたたちの考え方というのは全く 社会通念上それは賛成したということになるのですか。全くば と思うけれども、仮に百歩譲って半分の人が賛成していれば、 上は反対していると思うけれども、大多数の人が反対している

拝などを行わないように強く要求して、質問を終わりたいと思 追及していく決意を表明し、そして二度と再びこういう公式参 我々は、今後もこの靖国神社の公式参拝を廃止させるために

一】第百二回国会参議院内閣委員会会議録第

(昭和60年8月27日)

(発言者) 亀長友義(委員長)

藤波孝生 (国務大臣(内閣 房長官)

野田哲(委員)

茂串俊(説明員。 内閣法制局

板垣正 (委員)

長官)

松浦晃一郎(説明員。 臣官房審議官) 外務大

原田立(委員)

後藤田正晴 (国務大臣(総務 庁長官))

内藤功(委員)

友藤一隆(説明員。 事局長) 防衛庁人

大高時男(説明員。防衛庁教 育訓練局長) [発言順。敬称略]

られております。これを許します。藤波内閣官房長官。 の靖国神社公式参拝について藤波内閣官房長官から発言を求め ていただきます。 ○委員長(亀長友義君) 次に、内閣総理大臣その他の国務大臣 大臣その他の国務大臣の靖国神社公式参拝について発言をさせ ○国務大臣(藤波孝生君) お許しをいただきまして、

施いたしました。 内閣総理大臣は、気持ちを同じくする閣僚とともに、靖国神社 あり、戦後四十年目に当たる記念すべき日でもございましたが、 、内閣総理大臣としての資格での参拝、いわゆる公式参拝を実 去る八月十五月は、「戦没者を追悼し平和を祈念する日」で

この公式参拝は、国民や遺族の方々多数の強い要望にこたえた になっていただきたいと存じますが、要点のみ申し上げますと、 いことはその談話をお手元に差し上げてございますのでごらん 長官談話の形で発表を行い、明らかにいたしております。詳し この公式参拝の趣旨、目的、配慮すべき事項等につきまして その前日、あらかじめ私の定例記者会見において内閣官房

意を新たにするためのものでございます。 もので、戦没者を追悼し、あわせて我が国と世界の平和への決

るよう十分努力をいたしております。 国家としての道を歩んでいるものである旨、諸外国の理解を得 いります。さらに国際関係の面でも、我が国が従来と同様平和 配慮をいたしておりまして、今後も十分その努力をいたしてま 国主義の復活に結びつくのではないかとの懸念につきましても 式等の面で十分配慮しておりますが、また戦前の国家神道、軍 憲法の政教分離原則の規定との関係につきましては、その方

の報告書を参考として検討いたしました結果、今回のような公 解がございましたが、閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会 たわけでございまして、その限りにおいてこの統一見解を変更 式参拝は憲法が禁止する宗教的活動に該当しないものと判断し てございますように、昭和五十五年十一月十七日の政府統一見 したものでございます。 なお、靖国神社参拝問題に関しましては、お手元に差し上げ

府の見解を申し上げます。 昭和五十五年十一月十七日の政府統一見解の変更に関する政

としての資格で靖国神杜に参拝することについては、憲法第 お否定できないため、差し控えることとしていた。 二十条第三項の規定との関係で違憲ではないかとの疑いをな 政府は、従来、内閣総理大臣その他の国務大臣が国務大臣

和五十五年十一月十七日の政府統一見解をその限りにおいて 項の規定に違反する疑いはないとの判断に至ったので、この ような参拝は、差し控える必要がないという結論を得て、昭 の本殿又は社頭において一礼する方式で参拝することは、同 検討した結果、内閣総理大臣その他の国務大臣が国務大臣と 書が提出されたので、政府としては、これを参考として鋭意 しての資格で、戦没者に対する追悼を目的として、靖国神社 今般「閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会」から報告

御説明をさせていただいたところでございます。きょうは幸い 日の衆議院内閣委員会におきまして、それぞれ私から御報告、 月十九日開催の衆議院、参議院議院運営委員会理事会及び二十 この機会をおかりいたしまして、以上御報告を申し上げる次第 たところではございますが、なお国会に対しましても、去る八 以上が政府統一見解の変更に関する政府の見解でございます。 に参議院内閣委員会の開催の運びにしていただきましたので、 これらのことにつきましては、政府がその責任において行っ

ありがとうございます。

○委員長(亀長友義君) これより質疑に入ります。

の靖国問題に対する政府の態度の変更、あるいはまた昨年の総これは許せない行動だと思うわけです。その典型的な例が今回 うは触れる審議を行いますので、 きな議論になると思いますが、この機会にこれらの問題にきょ はできないと思う。この点でいずれまた次の国会が始まれば大 を全く軽視どころではない、無視するやり方で、私は許すこと に向かって動こうとしている。このようなやり方は、国会論議 費はGNPの一%以内という枠外しの答申を山さして、今それ 理の私的諮問機関である平和問題の研究会である。そこで防衛 そのことを口実にして国政の重要な基本政策を変更していく、 自分の都合のいいような答申を出して、これを得たりや応と、 機関という公的でない機関を勝手に官房長官や総理がつくって、 れていないときに大きく変更する、その変更の口実を私的諮問 いえば、国家としての重要な基本政策で、国会でもこれまでに きな議論になると思うわけです。どういう点が問題であるかと 思うわけです。いずれまた正式に国会が開かれればこの点は大 甚だしいのではないか、こういう点で苦言を呈しておきたいと 上げておきたいと思います。 長い間何回も議論されてきた国政の基本的な政策を国会が開か 官房長官に対して、中曽根総理の政治手法、これは国会軽視も ○野田哲君 まず、この機会に中曽根総理の補佐役である藤波 質疑のある方は順次御発言を願います。 冒頭に私の見解、苦言を申

### (略)

機関をよく使われるということに非常に問題があると私は思う頭にも中曽根内閣の政治手法問題ありということで、私的諮問 って、その報告書があったからといって、それによって国会で 見解を聞いたわけです。中曽根内閣はこの私的諮問機関をつく 靖国問題についてもこのようなことを想定しながら官房長官の いろいろお互い忙しいので一遍に事を済まそうということで、 公務員給与の問題で会ったわけですが、何回もお会いするのも わけです。八月七日の日に私、藤波長官にお会いしましたね。 政府が表明している公式見解を変更するというのはおかしいじ ところで、靖国の問題について伺いたいと思うんですが、冒

> 見をもとにしてやったという意味のことをコメントされていた の磯村さんのインタビューに答えて、やっぱり靖国懇談会の意 画であろうと思うんですが、軽井沢のプリンスホテルでNHK ゃべっておられるのをテレビ等で見ると、きのうも、 うに言われていたわけです。 あって、決めるのは政府が主体的に決めるんです、こういうふ わけです。 に官房長官は、いや靖国問題懇談会は私が意見を求めるだけで ないか、こういう指摘をそのときにもしたんです。 その後の総理のあっちこっちでし これは録 そのとき

ちにこれを実施するようにという非常に強い御指摘がございま 党から、靖国神社の公式参拝は違憲ではない、政府としても直 ろいろ検討してきたところでございます。昨年の夏に自由民主 ら非常に強いお話がございまして、それを受けて政府としてい い」と。これは僣越至極じゃないですか。こんなことを官房長上、閣僚の靖国神社公式参拝について適切な措置を取られた 機関が政府に対して、「政府は、以上の懇談会の意見を検討の 身もただ参考意見を聞くだけだ、こう言っていたこの私的諮問 取られたい」と。官房長官の私的諮問機関であって、あなた自 見を検討の上、閣僚の靖国神社公式参拝について適切な措置を 長い間にわたりまして国民の多くの方々や御遺族の方々などか ○国務大臣(藤波孝生君) 靖国神社の参拝問題につきましては、 ないでしょう、私的諮問機関は。これはどうなんでしょうか。 官、この懇談会に求めたわけですか。政府に物を言う機関じゃ ている。その一番末尾を見ると、「政府は、以上の懇談会の意 そこで、その問題の前に、靖国問題の懇談会が報告書を出し

ます。約一年、二十一回に及ぶ会合を重ねていただいて報告書 まして、私的諮問機関としての懇談会が出発したわけでござい 参集を願っていろいろな角度からこの問題についての意見を寄 ことで、そのためには、行政を進めるものがいろんな判断をい のがあるということを頭に置きまして慎重に検討しようという 閣が考えてきたことの非常に大事な柱の一つに憲法問題という 閣もいろいろ考えてきたことであるし、また特に従来の歴代内 をいただきました。 せていただこう、こういうことで官房長官名でお願いをいたし たします際に独断になってはいかぬ、各界の代表的な方々に御 しかし、そんな中で政府としては、この問題は従来も歴代内

出ました意見はいろいろ併記されておりますし、 その報告書をいただきましたのを受けて十分、 この懇談会で あるいは新し

ざいます。 て参考にさせていただいて政府として検討いたしたところでごい提案などがあったわけですが、そういうことも十分頭に置いい提案などがあったわけですが、そういうことも十分頭に置い

思談会の運営につきましては、そんなことから、政府の方あるいは官房長官の方からいろいろ懇談会に運営上のことについて申し上げて自主的な態度というものを阻害してはいかぬというふうに思いまして、お任せをいたしたところでございました。お任せをいたしました、お任せをいたしまして、お任せをいたしたところでございました。お任せをいたしましたが終三さん、このお二人に座長、座長代理をお願いいたしまして、お任せをいたしたところでございました。お任せをいたしました、お任せをいたしましていろいろ意見交換が行われてきた。それを政府が態度決定する際に参考にしやすいように意見をまとめよう、こういうことで懇談会の報告書をまとめていただいただいておりますが、大体こういう流きがあったことを報告書は示しておりますが、大体こういう流見があったことを報告書は示しておりますが、大体こういう流見があったというところもあわせて書かれておるというのが報れであったというところもあわせて書かれておるというのが報れてあったというところもあわせて書かれておるというのが報れてあっておるかと思うのでございます。

りますわけでございます。 告をする形でまとめられた、こういうふうに理解をいたしてお につきましては、それはいろんな意見を述べられて、それが報 その機関としての役割を逸脱しておるのではないかということ 決定をした。こういうことでございますので、私的諮問機関が といったようなことを十分参考にさせていただいて政府として 見であるとか、国会におけるいろんな御討議でございますとか 社の経緯、歴史などでございますとか、いろんな団体等の御意 に亡くなった方々への追悼の仕方であるとか、あるいは靖国神 に政府はいろんな検討もしてまいりまして、外国での国のため 上げましたように、この懇談会の報告書を参考にしつつその間 いただいておりますが、いずれにいたしましても、冒頭に申し な意味であったかというふうに私どもとしては受けとめさせて いうことであるが、政府としてよく検討するようにというよう しいことを書いたというよりも、懇談会の大勢というのはこう したがいまして、この懇談会が政府に対して何か差し出がま

会を開店休業にしておいて、私的諮問機関の方の答申を尊重していって、むしろ現に法律によって設けられている公的な審議いこう、こういう方向の中で私的諮問機関だけがどんどんふえか。行政改革でいろんな審議会をできるだけ簡素に削減をしてかが、中曽根内閣は私的諮問機関を少し使い過ぎるのじゃないすが、中曽根内閣は私的諮問機関を少し使い過ぎるのじゃないすが、中曽根内閣は私的諮問機関を少し使い過ぎるのじゃないけで

です。

です。

です。

です。

です。

です。

です。

です。

に憲法違反である、こういうふうに考えているわけです。 は憲法違反である、こういうふうに考えているわけです。 神社側の あいどうかわからないと私は思うんです。私どもとしては、どあかどうかわからないと私は思うんです。私どもとしては、どるかどうかわからないと私は思うんです。 神社側の あいどうかわからないと私は思うんです。 私どもとしては、どるかどうかわからないと私は思うんです。 私どもとしては、どるかどうかわからないと私は思うんです。 私どもとしては、どういう形式であろうと、あの鳥居の下をくぐって、そしてあの中でどういう形式であろうと参拝をされたということは、これでどういう形式である。

んですか、総理は。 そこで、それは別として、一体どういう拝礼の仕方をされた

○国務大臣(藤波孝生君) 今お話がございましたように、政府といたしましては、靖国懇の報告書も参考としながら鋭意検討いたしましては、靖国懇の報告書も参考としながら鋭意検討いたしました結果、国民や遺族の方々の多くが靖国神社を我が国の戦没者追悼の中心的施設であるというように考えておるというふうに受けとめさせていただきまして、その中でその中心的施設である靖国神社で戦没者を追悼すべきである、しかも国的施設である靖国神社で戦没者を追悼すべきである、しかも国的施設である靖国神社で戦没者を追悼すべきであるということがあっていいではないかという非常に強い御要請がございました結果、政府主催の追悼式典が終わりました後、八月十五日のた結果、政府主催の追悼式典が終わりました後、八月十五日のた結果、政府主催の追悼式典が終わりました後、八月十五日のた結果、政府主催の追悼式典が終わりました。八月十五日のた結果、政府主催の追悼式典が終わりました後、八月十五日のた結果、政府主催の追悼式典が終わりました後、八月十五日のた結果、政府主催の追悼式典が終わりました。

てきたというのが具体的な姿でございます。から平和を祈念するという、そういう一拝をいたしまして帰っ進みまして、本殿で一拝をして戦没者を追悼し、そして心の底

国参拝の状態をずっと克明に記述しているんです。

「普通でございますと、いわゆる神社形式の参拝はおはらいを

「中外日報」という宗教問題についての専門紙、八月十九日付で発行し
ないる新聞によりますと、「神社界」という欄があります。「中外日報」という宗教問題についての専門紙、八月十九日付で発行し
ないる新聞によりますと、「神社界」という欄があります。「中外日報」という宗教問題についての専門紙、八月十九日付で発行している新聞によりますと、「神社界」という欄があります。「中外日報」という宗教問題についての専門紙、八月十九日付で発行している新聞によりますと、「神社界」という欄があります。「中外日報」という宗教問題に記述しているんです。

に詳しく「神社界」という欄で報道されている。
――案というのは神社用語によると物を置く台ということなんですね、荒木田神職が「玉串を奉てんした」。総理はやらなかですね、荒木田神職が「玉串を奉てんした」。総理はやらなかですね、荒木田神職が「玉串を奉てんした」。総理はやらなかですね、荒木田神職が「玉串を奉てんした」。総理はやらなかですね、荒木田神職が「玉串を奉てんした」。総理はやらなかですね、荒木田神職が「玉串を奉てんした」。総理はやらなかですね、荒木田神職が「玉串を奉てんした」。総理はやらなかですね、荒木田神職が「玉串を奉てんした」。総理はやらなかですね、荒木田神職が「玉串を奉てんした」。という欄で報道されている。

でしょうか。
でしょうか。
これは欺瞞ではないですか。どう手を二回やったが音がしないようにした。これは一体総理のおているときにおはらいが行われていた、こういうわけです。拍ているときにおはらいが行われていた、こういうわけです。拍

関係を申し上げたわけであります。 ○国務大臣(藤波孝生君) 今申し上げましたように、私は事実

ですが、宮司さんと一切のほかの対話はありません。 以上、政治家としての責任において私は申し上げておるつもり くそこで出ておりません。これは政治家が申し上げております い切るような形で私、帰ってまいりました。それ以外の話は全 式に参拝するということにしたいのでということをほとんど言 が非常に熱心にお話になっておられることなんで公人として公 えてみても、そういう形は困りますというお話をなさいました。 社ということを考えてみても、あるいは神社会ということを考 を見ておるということを考えても、自分自身のところの靖国神 ない一つの宗教法人であるけれども、全国の神社会がその様子 拝形式があります、もちろん靖国神社は神社本庁に所属してい 神社に赴いて戦没者を追悼する一礼をするということにさせて ればならぬと思うので、非常に申し上げにくいけれども、靖国 宗教的活動と誤解されかねまじき行為については厳に慎まなけ りました際に、従来いろいろ検討してきて憲法上の問題もあり しかし、こういうふうにして国民の大多数の方々や遺族の方々 に困惑した表情でそれは困ります、靖国神社には靖国神社の参 いただきますということを申し上げました。宮司さんは、非常 前日に靖国神社に私、出向きまして、宮司さんにお目にかか

ただ、供花をお願いいたしました。総理大臣が自分で手に花を持ってきて置くということもいかがかと思うので、靖国神社を持ってきて置くということではあますから、それじゃそのお花の配置をお願いしますといいたしますから、それじゃそのお花の配置をお願いしますといいたしますから、それじゃそのお花の配置をお願いしますといいたしますから、それじゃそのお花の配置をお願いしますといいたしますから、それじゃそのお花の配置をお願いしますといいたしますから、それじゃそのお花の配置をお願いしますといいたしますから、それじゃそのお花の配置をお願いしますといたしまけばお話をいたしてお願いしてまいかがかと思うので、靖国神社を持ってきてはいきりいたしておるわけでございます。

そういう新聞に記事が出ておりますことは私、初耳でござい

申し上げておきたいと思います。

中し上げておきたいと思います。

中し上げておきたいと思います。

中し上げておきたいと思います。

中し上げておきたいと思います。

中し上げておきたのようなことは全くないということをますが、私もそばに総理のお供をして公式参拝をいたしました。

中し上げておきたいと思います。

中し上げておきたいと思います。

中し上げておきたいと思います。

とについては、私は注目すべきことだと思います。官房長官は るんです。 してあり得るんだ、こういうふうに「神社新報」は報道してい ということ、あれも靖国神社への参拝方式としては宗教儀式と の方式を唯一の原則基準としての批判は必ずしも穏当ではない 式とは違う方式をとっている場合もあるんだ、だから一般神社 定した方式があって、そういう最敬礼方式という一般神社の方 抜刀式、兵士の捧げ銃儀礼、最敬礼方式、こういう陸海軍が所 参拝形式とは別系の創建以来の特殊の祭儀伝統がある。士官の 仕方について靖国神社にはそれと別系の、いわゆる一般神社の 今度の総理の参拝の形について「神社新報」ではこう言ってい でかしわ手を打たない、玉ぐしを奉てんしないことについて、 とがもし事実なら、これは国民に対しては大変な侮辱ですよ。 か、記帳している間にかわりの者によって玉ぐしが奉てんされ っておられるとすれば、これは音のしないような拍手をすると 否定されたわけです。もしここに報道されているような形でや そういう神社専門紙がそういうふうな報道をしているというこ ○野田哲君 形式の是非を私はこれ以上問題にはしませんが、 るんです。この論説の中で解説をしておりますが、この参拝の もとらない、こういう説明をされている。ここに書いてあるこ た、これで形の上では神社形式によらない参拝だから憲法には さてもう一つ、形式のことで指摘したいんですが、一礼だけ

っとって参拝してくれた、こういうふうに言っている。この点だけで、神社側はそうは受けとめていない。ちゃんと方式にのたけですね。そうすると、これは政府が勝手に言っていることしたときなんかはそういう方式をやるんだろうかな、こう思うしたときなんがはそういう方式をやるんだろうかな、こう思うるんだ、こう言っている。確かに考えてみると、自衛隊が参拝るんだ、こう言っている。確かに考えてみると、自衛隊が参拝されている。この点には、これでは政府が幾ら神社の方式によらない参拝だと言っても、これでは政府が幾ら神社の方式によらない参拝だと言っても、

はどうなんですか。

○国務大臣(藤波孝生君) まあ、いろいろな言い方があるなとの国務大臣(藤波孝生君) まあ、いろいろな言い方があるえる人、書く人によってそのお立場でいろいろな書き方があるのでしょうけれども、この問題については、私どもはどういうなうにして公式参拝を実施するかということについて襟を正して真摯な検討をしたつもりでございます。そして従来の内閣もいろいろ心配して検討してきたように、憲法との問題もあるといろいろ心配して検討してきたように、憲法との問題もあるというようなことも十分頭に置いて、懇談会の中でも法律学者の方々からもいろんな御意見をお寄せいただらなってございますが、考思って今間かせていただいたのでございますが、考思って今間かせていただいたのでございますが、考思って今間かせていただいたのでございます。

素教色を持って、形はいろいろあるというようなことについて に、余り私ども靖国神社がどういうおはらいの仕方があるかと いうことまでは研究しませんでしたけれども、神社一般という ような非常に厳粛な問題についてのことでございますし、そして国会でもいろいろあるというような非常に厳粛な問題についてのことでございますし、全 国民の方々が今はもうテレビでごらんになっている時代でございますし、そして国会でもいろいろこの問題について慎重に検いますし、そして国会でもいろいろこの問題について慎重に検いますから、こそくなことで通るとは思っていないというのが、この問題を検討したときの総理や私どもの気持ちでございますから、こそくなことで通るとは思っていないというのが、この問題を検討したときの総理や私どもの気持ちでございますから、こそくなことで通るとは思っていないというのが、この問題を検討したときの総理や私どもの気持ちでございますから、こそくなことで通るとは思っていないというのが、この問題を検討したときの総理や私どもの気持ちでございが、この問題を検討したときの総理や私どもの気持ちでございが、この問題を検討したときの総理や私どもの気持ちでございが、この問題を検討したときの総理や私どもの気持ちでございが、この問題を検討したときの総理や私どもの気持ちでございが、この問題を検討したときの総理や私どもの気持ちでございが、この問題を検討したときの総理や私どもの気持ちでございが、この問題を持つによりますがあり、それはそのますが、この問題を持つませんだいる。

法律上はいろいろあるけれども、すべてを乗り越えてこの際法律上はいろいろあるけれども、すべてを乗り越えてこの際額指摘につきましては、今後もよく注意してまいらなければなりに考えてきたところでございましたので、今のようなそうふうに考えてきたところでございましたので、今のようなそういう新聞記事でいろいろ何かわかったようなふうに解説されらいが非常に大事で、それを真摯にやらなきゃいかぬなというのたが非常に大事で、それを真摯にやらなきゃいかぬなというないがは、

御説明をしましたときに、宗教団体の方が、いろんな宗教団体ころからいろんなお電話などもちょうだいいたしまして、その結果、宗教色をまさに排除する、この問題についていろんなとる一礼をしたということの中には、いろいろ検討いたしました今回、靖国神社に赴いて戦没者に対して追悼し平和を祈念す

いっなっとででいますから、その方のある人が、宗教法人靖国神社の宗 がございますから、その方のある人が、宗教法人靖国神社の宗 がそのことを頭に置いて宗教色を排除してお参りしたわけだな、こういうふうに神社関係でない別の宗教団体の幹部の方がな、こういうふうに神社関係でない別の宗教団体の幹部の方がな、こういうふうに神社関係でない別の宗教団体の幹部の方がな、こういうふうに神社関係でない別の宗教団体の幹部の方がな、こういうふうに神社関係でない別の宗教団体の幹部の方がな、こういうふうに神社関係でない別の宗教団体の幹部の方がな、こういうふうにそのとき思ったことを今記憶いたしておりますが、いうふうにそのとき思ったことを今記憶いたしておりますが、あくまでも宗教的な活動ということの誤解を各方面にお与えすることのないように、形式も考えて、しかもその形式にのっとることのないように、形式も考えて、しかもその形式にのっとることのないように、形式も考えて、しかもその形式にのっとって心の底から戦没者を追悼する、平和を祈念するということって心の底から戦没者を追悼する、平和を祈念するということで総理が一拝をされた。こういうふうに関連を各方面にお与えずでいることができないように、おいます。

○野田哲君 これは理解できないんですよ。

ですから、どういう形式をとろうと参拝は参拝なんですよ。 本直に伺いますが、ことしの八月十五日以前までは、内閣総 を直に伺いますが、ことしの八月十五日になって、 はないかとの疑いを否定できない、これが生きていたわけです はないかとの疑いを否定できない、これが生きていたわけです も納得できないんです。参拝形式を変えれば憲法違反ではないも納得できないんです。参拝形式を変えれば憲法違反ではないも納得できないんです。参拝形式を変えれば憲法違反ではないも納得できないんです。参拝形式を変えれば憲法違反ではないも納得できないんです。参拝形式を変えれば憲法違反ではないも納得できないんです。参拝形式を変えれば憲法違反ではないおいかとの疑いを否定できない、これが生きていたわけですよ。 ですから、どういう形式をとろうと参拝は参拝なんですよ。 本直に伺いますが、ことしの八月十五日以前までは、内閣総本ですから、どういう形式をとろうと参拝は参拝なんですよ。

五十五年十一月十七日の政府見解というのは形式を論じていた。そるんじゃなかったと思うんです。憲法の解釈を論じていた。それがある日突然どうしてこの憲法解釈が変わるんですか。これを納得ができるように説明してください。れを納得ができるように説明してください。れを納得ができるように説明してください。

いうふうに思うのでございます。しないというふうにとらえられた中心の部分ではなかったかとしないというふうにとらえられた中心の部分ではなかったかととうであるかということを見定める必要がある、これを把握すどうであるかということを見定める必要がある、これを把握すどうであるかを的確に判断いたしますためには、社会通念が該当するか否かを的確に判断いたしますためには、社会通念が深くかかわるものである、それが憲法の禁止する宗教的活動に深くかかわるものである、それが憲法の禁止する宗教的活動に

今回、我が国各界で御活躍の有識者の皆さん方によっていろ今回、我が国各界で御活躍の有識者の皆さん方によっているに見が述べられたわけでありますが、その靖国懇におきまいる意見が述べられたわけでありますが、その靖国懇におきましてとも十分参考にいたしましたところ、今回のようなで行っても憲法が禁止する宗教的活動に該当しない、こういうで行っても憲法が禁止する宗教的活動に該当しない、こういうで行っても憲法が禁止する宗教的活動に該当しない、こういうとにした次第でございまして、当時宮澤官房長官時代にもいろとにした次第でございまして、当時宮澤官房長官時代にもいろとにした次第でございまして、当時宮澤官房長官時代におきまいるな角度から御検討をいただいた出ますが、その靖国懇におきまいるな角度から御検討をいただいた出まででありますが、その靖国懇におきまいるな角度から御検討をいただいたという。

○野田哲君 どうも説明が、私が頑固なのか、全く理解ができ

般の事情を考慮し、社会通念に従って客観的に判断すべきもの

であるというふうに述べておるわけでございます。

月二十八日に答弁書を出しております。これに対して政府は、鈴木善幸総理大臣名で、昭和五十五年十の稲葉誠一さんが質問主意書を靖国神社問題で提出しています。重ねて伺いますが、昭和五十五年九月三十日に、衆議院議員

質問は、靖国神社への公式参拝とは、具体的にどのような事質問に、靖国神社への公式参拝とは公務員が公的とて政府の答弁書は、靖国神社への公式参拝とは公務員が公的実関係をもって示されるのか、その定義は。こういう質問に対して答弁書は、これらの行為が問題となるのはです。そして、さらに公式参拝はなぜ禁止されているか、こです。そして、さらに公式参拝とは、異体的にどのような事実関係をもって示されるわけです。

言われるわけですか。 この政府が答弁書で示されたことは、それではこれは違うと

○説明員(茂串俊君) 御答弁申し上げます。

わる靖国神社問題に関する質問に対する答弁書におきまして、ただいま野田委員御指摘の、稲葉誠一衆議院議員提出にかか

であるというふうにせられましたのは、この問題は国民意識とろでございますが、その中で閣僚の公式参拝を差し控えるべき

とは、そのとおりでございます。ただいま御指摘がありましたような御答弁を申し上げているこ

ある行為がこの宗教的活動に該当するかどうか検討するに当た または圧迫、干渉等になるような行為を言うものとされ、また 宗教的意義を持ち、その効果が宗教に対する援助、助長、促進 そして検討した結果お出し申し上げたのでございます。 っては、その行為の外形的側面のみにとらわれることなく、諸 ございまして、これも委員御承知のとおり、その行為の目的が 非常に克明な、かつまた一般的な判断基準を述べておるわけで 教的活動とはどういうものであるかということにつきまして、 きましては、御承知のとおり、憲法二十条三項の禁ずる国の宗 には、当然に津の地鎮祭に関する最高裁の判決を念頭に置いて、 も、私どもと申しますか、政府として統一見解を出します場合 これは五十二年七月十三日だと思います。そういう意味で私ど には、既に津の地鎮祭に関する最高裁の判決が出ておりました。 若干早い時期でございます。当時、統一見解を出しましたとき 府統一見解とほぼ同一の時期でございます。むしろこれの方が いますが、ちょうど宮澤官房長官がお読み上げになりました政 そのときには、実はこの津の地鎮祭に関する最高裁判決にお 当時、この答弁書を出しました五十五年十月二十八日だと思

おきましては、ここで言うところの、端的に言えば、目的効果 います。そういう意味で、昭和五十五年の十一月十七日当時に とって差し控えるというような見解となっておった次第でござ それでこの統一見解にあるような意見を述べ、またそれにのっ そして靖国神社の公式参拝全体をグローバルにとらえまして、 出るような問題ではないなというようなことでございまして、 うに把握したらいいかという点につきましては、非常にデリケおります目的効果論を当てはめる場合の社会通念をどういうふ ように、諸般の事情を十分に考慮した上で社会通念に従って客 ような問題ではない、あくまでも、この判決で述べております 前からも申し上げておりますが、法理の一点だけで結論が出る 問題自身が非常に国民の意識にかかわる問題でございまして、 どうも先ほど申し上げたような事情からしまして簡単に結論が ートな難しい問題でございまして、当時としましては、これは 観的に判断すべきだということでございますが、ここで述べて 合にどうなるかということでございます。いずれにしましても、 そこで、この判断基準を靖国神社の参拝問題に当てはめた場

出たわけでございます。その意味で先ほどの統一見解がったということでございます。その意味で先ほどの統一見解が論を当てはめる場合の社会通念というものが把握できていなか

その後、今回の段階におきましては、靖国神社懇談会が、先その後、今回の段階におきましては、靖国神社を我が国における戦没者追悼の中心的施遺族の多くは靖国神社を我が国における戦没者追悼の中心的施遺族の多くは靖国神社を我が国における戦没者追悼の中心的施力。かの方式による公式参拝の途があり得ると考える」といたしまして、靖国神社の公式参拝の途があり得ると考える」といたしまして、靖国神社の公式参拝の途があり得ると考える」といたしまして、靖国神社の公式参拝の途があり得ることを示しておるわけでございます。

そこで、政府といたしましては、この報告書に示された意見を参考といたしまして、そのような参拝方式を慎重に検討いたしました結果、今回実施いたしましたような総理その他の閣僚の参拝の態様、この態様によりますれば、先ほど申し上げましたいわゆる目的効果論に当てはめましても、社会通念上参拝の目的が宗教的意義を有することなく靖国神社を援助、助長するというような効果も生じないという判断に立ち至ったわけでございまして、その結果、先般の公式参拝が実施されたというのざいまして、その結果、先般の公式参拝が実施されたというのが今までの経過でございます。

○野田哲君 法制局長官、あなたは政治家と違うんですから、 ○野田哲君 法制局長官、あなたは政治家と違うんですから、 きれているんです。今度の靖国懇の報告は津市の、官房長官の郷里で すが、津市の体育館の地鎮祭の判決のつまみ食いをしているん ですよ、都合のいいところだけをね。昭和五十五年の今申し上 ですよ、都合のいいところだけをね。昭和五十五年の今申し上 です、津の地鎮祭の判決は五十二年なんですから。今まで出さ されたときは何も津の地鎮祭の判決がなかったわけじゃないん です、津の地鎮祭の判決は五十二年なんですから。今まで出さ れた政府見解や答弁書は全部津の地鎮祭の判決のあった後に出 されているんです。それを今さら津の地鎮祭の都合のいいとこ ろだけ判決文の中からつまみ食いして見解を変える、あるいは 憲法解釈を変える、これはあるべきことじゃない、許されない、 憲法解釈を変える、これはあるべきことじゃない、許されない、 こういうふうに思うわけです。

に触れているわけですよ、津の地鎮祭に関して。昭和五十九年さらに、今までの国会での議論でも、その点はこういうふう

四月十八日衆議院法務委員会で林議員の質問に対して前田政府四月十八日衆議院法務委員会で林議員の質問に対して前出政府見解を出しております」。つまり靖国神社の問題、護国神社の問題について。「津の地鎮祭に関する最高裁判決につきまして紹引用がありましております」。つまり靖国神社の問題、護国神社の問題について。「津の地鎮祭に関する最高裁判決につきましてだいまの政府見解を出しております」。つまり靖国を出しております。「内閣総理大臣そのただいまの政府見解を出しております。」、「内閣総理大臣そのにだいまの政府見解を出しております」。こういうふうにしての資格で靖国神社に参拝することは、憲法第二十条第三項との関係で問題があるとの立場で一とは、憲法第二十条第三項との関係で問題があるとの立場でしてきている。」、こういうふうにして出しているも即の所見解を出する。

情間事士に対して、対象で、)引動について、ない、ないて板垣議員の質問に対して味村政府委員答弁。 閣委員会で。昭和五十七年三月三十一日参議院内閣委員会にお宮らに、本委員会でもそういう見解が出ております、この内

靖国神社に対します公的参拝の問題につきましては、もう 韓国神社に対します公的参拝の問題につきましては、もう でがたび伸し上げたとおりでございます。政府といたしまして びたび申し上げたとおりでございます。政府といたしまして びたが申し上げたとおりでございまして、政府の立場ももうた 国会でたびたび御議論がございまして、政府の立場ももうた

こういうふうに述べておられる。 ては十分に検討をいたしたわけでございます。 はでございまして、まだ靖国神社に対する参拝が違憲じゃなけでございまして、まだ靖国神社に対する参拝が違憲じゃないかという疑いは否定できないところでございますが、この最高裁判決に照らしましても、私どもとしるれで、御指摘の最高裁判決につきましても、私どもとし

然違うじゃないですか。どうですか。
が違うじゃないですか。どうですか。前の国会答弁とこれは全いところだけが引用されるんですか。前の国会答弁とこれは全でこの際政府の態度を変更するに当たって津の判決の都合のいだ、こういうふうに明快に答えておられるわけです。それがなだ、こういうふうに明快に答えておられるわけです。それがなべまの政府見解はすべて津の判決を前提にして出したもの今までの政府見解はすべて津の判決を前提にして出したもの

○説明員(茂串俊君) 先ほども申し上げましたが、昭和五十五

年十一月十七日付の政府統一見解は、ただいま委員御指摘のと年十一月十七日付の政府統一見解は、ただいま委員の答弁にざいます。ただ、その場合に、今の法制局の政府委員の答弁にざいます。ただ、その場合に、今の法制局の政府委員の答弁にざいます。ただ、その場合に、今の法制局の政府委員の答弁にざいます。ただ、その場合に、今の法制局の政府委員の答弁にがある目的効果論と申しますが、目的において宗教的意義を持めゆる目的効果論と申しますが、目的において宗教的意義を持めゆる目的効果論と申しますが、目的において宗教的意義を持めゆる目的効果論と申しますが、日的において宗教的意義を持める場合には、諸般の事情を考慮して社会通信に任って客間的に判断すべきだと、こう言っているわけでございます。

そこで、この諸般の事情を考慮した上での社会通念に従ったを観的な判断というものがその当時できたかどうかという点で宮も申し上げ、また私も申し上げたと思いますが、この問題が言も申し上げ、また私も申し上げたと思いますが、この問題がお問題でありまして、その辺を十分に検討した上で結論を出わる問題でありまして、その辺を十分に検討した上で結論を出わる問題ではないということでございまして、当時はそのような問題ではないということでございまして、当時はそのような問題ではないということでございまして、当時はそのような問題がはないというとでございまして、当時はそのようなに従ったを観的な判断というものがその当時できないなどうかという点で容観的な判断というとでございます。

したがいまして、当時としては、一体その方式をどうしたらりたいと思うのでございます。

はまた機会を改めてさらにやりたいと思います。 私どもは納得できない。しかし後の予定もありますので、これへいのです。 これは官房長官の答弁も法制局長官の答弁も全く

な事柄で、社会的対立ないしは世論の対立を生ずるようなことている。「国家又は地方公共団体は、信教や良心に関するようの一番最後のところにこういうふうに藤林裁判長は付記をされての問題の最後に、あなた方が引用している津の最高裁判決

問題はさらに機会を改めて議論していきたいと思います。ころもしっかり受けとめてもらいたい。こういうことで、このと存するのである。」、こういうふうに述べておられる。ここのとを避けるべきものであって、ここに政教分離原則の真の意義が

#### 略

○板垣正君 私は靖国神社問題に絞りまして御質問をさしていいただきたいと思いますが、まず寿国神社の公式参拝が戦後四十ただきたいと思いますが、まず靖国神社の公式参拝が戦後四十年にして実現を見たことについて心から感謝申し上げている次年にわたる熱願であり、この実現はまことに感謝に対し高く評正ろであります。中曽根総理初め政府当局の英断に対し高く評価し、我が党の立場から、また多くの遺族、多くの関係者にかただきたいと思いますが、まず靖国神社の公式参拝が戦後四十ただきたいと思いますが、まず靖国神社の公式参拝が戦後四十ただきたいと思いますが、まず靖国神社の武参拝が戦後四十ただきたいと思いますが、まず靖国神社の場所を関係であります。官房長官、おけば、あります。といる対域によっている次によります。

こゝ。 
はこうしたことについてもう少し具体的に触れさしていただきはこうしたことについてもう少し具体的に触れさしていただきまた靖国神社は戦没者追悼のまさに中心的施設であります。私り、まさに遺族初め多くの国民の多年にわたる念願であります。靖国神社の公式参拝は、官房長官の談話にもございますとお

う立場において公的なかかわりを絶ったというふうに言えると 教分離の立場からかかわりを絶ったというよりは、まさに旧軍 の通達から見るところ、占領政策のもとにおいても、これを政 してこの通達が出された。日本国憲法はまさにこの二日後に、 いうことであります。つまり占領下に禁絶され、それを背景に はあの占領下神道指令のもとにおいても容認をされておったと であるとか、その他の葬儀であるとか、そうしたものについて うことであって、いわゆる文民の立場における殉難者の慰霊祭 が参列してはならない、公的かかわりを持ってはならないとい れることは、旧軍人戦没者の慰霊祭、そうしたものに公職の者 員とのかかわり合いが禁絶された。ただ、ここで非常に注目さ 地方長官あての公葬等の通達によって、公葬、慰霊祭等に公務 あります。そして二十一年の十一月一日、内務、文部次官から 神社初め国とのかかわり合いが一切断絶されるに至ったわけで 二十一年十一月三日に公布されるわけでございます。 人あるいはその遺族に対するある意味の懲罰的な立場、そうい 戦後、二十年の十二月十五日の神道指令によりまして、靖国 当時のこ

思うのであります。

そして、二十六年九月十日に、文部次官、引揚援護局次長の に、二十六年九月十日に、文部次官、引揚援護局次長のに公のなかかわり合いを持つことが許されないという憲法 がなければならない。しかし遺憾ながら、憲法の政教分離とのれなければならない。しかし遺憾ながら、憲法の政教分離とのれなければならない。しかし遺憾ながら、憲法の政教分離とのれなければならない。しかし遺憾ながら、憲法の政教分離とのれなければならない。しかし遺憾ながら、憲法の政教分離とのれなければならない。しかし遺憾ながら、憲法の政教分離とのれなければならない。しかし遺憾ながら、憲法の政教分離とのれなければならない。しかし遺憾ながら、憲法の政教分離とのれなければならない。しかし遺憾ながら、憲法の政教分離とのれなければならない。しかし遺憾ながら、憲法の政教分離とのれなければならない。しかし遺憾ながら、憲法の政教分離との共立によって、二十六年九月十日に、文部次官、引揚援護局次長のにつの大きな今日の問題もあったと今にして思うわけであります。

及んでいるわけであります。まさにそこに国民の幅広い声があ つがあったことは御承知のとおりであります。そしてまたそのを思あるいは靖国神社の国家護持等々、いろいろないきさ 議会において三十七の県において決議がされ、市町村において 本年三月末までに集められた署名は一千三十八万二百五十名に おる。公式参拝実現のための賛成署名運動が展開されましたが また各市町村にその組織を持ち、まさに国民的な基盤に立って この英霊にこたえる会の参加団体は現在四十三団体、この延べ を目指し、ひとり戦没者遺族会のみならず、幅広く英霊にこた 挫折の中で、新たに昭和五十年以来、靖国神社公式参拝の実現 取り上げ、絶えず熱心に戦没者に対する公的な立場において、 において処理すべきであると決議されているわけであります。 は千六百を超える市町村議会が、公式参拝は当然である、政府 ると言わなければなりません。そしてまた地方議会の決議、県 会員数は一千万名を超えております。そして全国各都道府県に える会、国民的な運動として展開されてきたわけであります。 は、昭和二十七年の独立回復以来、靖国の問題について絶えず 昨年来、英霊にこたえる会、遺族会を中心に、ぜひとも終戦 いずれにしましても、全国戦没者遺族で結成される遺族会で

行われておる。さらに昨年の八月十三、十四、十五と三日間、が展開され、関係方面に対する四十九万七千通のはがき陳情が成開され、関係方面に対する四十九万七千通のはがき陳情が大変な熱心な運動が全国的に展開されてまいりました。大会あ大変な熱でな運動が全国的に展開されてまいりました。大会あ四十年の八月十五日にはこの問題に決着をつけてもらいたいと、四十年の八月十五日にはこの問題に決着をつけてもらいたいと、四十年の八月十五日にはこの問題に決着をつけても終戦

日本遺族会青壮年部、つまり戦没者の遺児の方々でありますが、日本遺族会青壮年部、つまり戦没者の遺児の方々であります。これ以上の心の痛みをもたらすものはなかったのであります。これ以上の心の痛みをもたらすものはなかったのであります。たれ以上の心の痛みをもたらすものはなかったのであります。たら七月の末まで四十七都道府県によるいわゆるリレー陳情、から七月の末まで四十七都道府県によるいわゆるリレー陳情、から七月の末まで四十七都道府県によるいわゆるリレー陳情、から七月の末まで四十七都道府県によるいわかったのでありますが、対して熱心な陳情を繰り返された。こうしたことは到底いいかが入な気持ちではできない。本当にひたむきな国民的な熱意のげんな気持ちではできない。本当にひたむきな国民的な熱意のげんな気持ちではできない。本当にひたむきな国民的な熱意のがんな気持ちではできない。本当にひたむきな国民的な熱意のでありますが、日本遺族会青壮年部、つまり戦没者の遺児の方々でありますが、日本遺族会青壮年部、つまり、

そして、あの靖国神社において遺族会なり戦友会が亡き戦友を 月にはあさがお展が、十月には菊花展が、そしてまた他に常に があり、あるいは六月にはさつき展、また六月花菖蒲展が、七 展が行われている。四月には盆栽展があり、さらにさくら草展 神社の桜は有名でございますけれども、四季欠かさず花の奉納 ちん、これが皆神社に奉納されているわけでございます。靖国 としは一万六千三百二十二、大きなちょうちん、小さいちょう 五十八年には一万四千、五十九年には一万四千二百八十二、こ すが、これには毎年多くの献灯がなされます。この献灯はもう という実態であります。あるいは七月のみたま祭りがございま 年においては二百七十七回、ほとんど毎日これが行われている しのび、肉親をしのんでの慰霊祭がよく行われますが、五十九 ども、社頭は極めてにぎわっておるということでございます。 あるいは子供連れ、孫を連れて、そういう形でございますけれ のここ数年来の傾向としては特に若い人の参拝がふえておる、 の参拝者は約五百五十万人ということであります。そして最近 を集めていることは申すまでもございません。靖国神社の年間 り、今日も国民多くの英霊祭られし神鎮まるところとして敬仰 ます。創建以来まさに百十七年、戦没者二百四十六万余柱を祭 献花として拝殿前の華席には各流派交代で生花の奉納が行われ さらに、靖国神社はまさに戦没者追悼の中心的な施設であり

五十九年まで、有償頒布でありますが、二百五十八万部が頒布戦没者の遺書を掲載したカレンダーであります。五十一年から引き継いておりますが、これは靖国神社の四季のカラー写真、負担に耐えなくて、この英霊にこたえる会が昭和五十一年から負担に耐えなくて、この英霊にこたえる会が昭和五十一年から英霊にこたえる会では、毎年靖国神社のカレンダーを頒布い英霊にこたえる会では、毎年靖国神社のカレンダーを頒布い

場合五億五百八十一万。最近目立つのは、特に年とった遺族の場合五億五百八十一万。最近目立つのは、特に年とった遺族の市が参拝されて、もうこれが自分の参拝の最後だという形で五方が参拝されて、もうこれが自分の参拝の最後だという形で五かに奉賛会がございます。昨年の奉賛金一億一千三百十万円、かに奉賛会がございます。昨年の奉賛金一億一千三百十万円、かに奉賛会がございます。昨年の奉賛金一億一千三百十万円、各企業あるいは団体、個人会員等をもちまして七千七百七の件数でございますが、こうした形で靖国神社は長い歴史の中、曲数でございますが、こうした形で靖国神社は長い歴史の中、曲数でございますが、こうした形で靖国神社は長い歴史の中、曲数でございますが、こうした形で靖国神社は長い歴史の中、曲数でございますが、こうした形で靖国神社は長い歴史の中、直接の本語を経、また痛哭な思いでいろいるなものを経ながら、民族のまさに魂のこもるところ、国民の戦没者追悼の中心施設である、こう言えると思うわけでございます。

対し、中曽根総理に対し、速やかに従来の政府見解を見直して あるという見解をまとめ、昨年四月には党総務会において全会 行われておる。五十七年には「戦没者を追悼し平和を祈念する ります。延べ二千二百三十五人。こうした形で定着し、参拝が す。本年の八月十五日も閣僚、衆参議員百九十三名が参拝をい 常に国民とともにある政権政党として、公式参拝実現について 識者の意見を聴取し、真剣な検討を重ね、これについて合憲で おいて改めて、公式参拝問題と憲法との関連において各方面の 五十八年の秋には、我が党の政調内閣部会靖国問題小委員会に 日」が定められたことも御承知のとおりでございます。さらに たしました。五十六年の春以来既に十四回の参拝が行われてお 十五日の総理、閣僚、国会議員の参拝は既に定着を見ておりま わけであります。五十六年春以来、春秋の例大祭あるいは八月 もらいたい、ことしの夏までに見直してもらいたい。 致をもって党の見解としてこれが確認をされ、直ちに政府に したがいまして、我が党は国民政党として、政権政党として 五十五年以来党公約として掲げ、党を挙げて推進してきた これが昨

私も、この委員会においても再三この問題について政府の見

をただし、また従来の見解の見直しについて発言も重ねてきたわけでございますが、さてこれに対する政府の対応は極めて 関重であった。行政の立場における判断にとどめることにできないということで靖国懇談会を設け、十五名の識者に託して諮問をされ、率直に言って、私どもはむしろじりじりして、そうした気持ちでこの一年を過ごしてきたわけでございますが、この懇談会の答申を参考とし、重ねて政府においてはいろいろな角度から慎重に検討をされ、しかも従来のいろいろな見解、意見等を踏まえた節度ある見解をまとめられて八月十五日に公式急等を踏まえた節度ある見解をまとめられて八月十五日に公式急等を踏まえた節度ある見解をまとめられて八月十五日に公式急等を踏まえた節度ある見解をまとめられて八月十五日に公式参拝に踏み切られ、実行されたわけであります。決してこれは参拝に踏み切られ、実行されたわけであります。 加えて今日の決断を下されたということに対して、私は重ねて対意を表するところでございます。

庭応であります。私の接する範囲におきましては、遺族を初め 反応であります。私の接する範囲におきましては、遺族を初め 反応であります。私の接する範囲におきましては、遺族を初め 日当日、靖国社頭において総理、閣僚をお迎えした千名を超す もれた。やっと英霊が浮かばれた。総理が来てくれただけでも われた。やっと英霊が浮かばれた。総理が来てくれただけでも われた。これがもう英霊に対する何よりの供養である。戦後 四十年を振り返って戦没者とともに万歳を叫び、喜びましたと いう便りももらっております。むだ死にでなかった、長年の念 順がやっとかなって安心した。

あるいはある遺児でございます。戦死した父を尊敬し、またあるいはある遺児でございます。戦死した父を尊敬し、よがします。もっと素直に国のために殉じた人に敬意を表し、広がします。もっと素直に国のために殉じた人に敬意を表し、広がします。もっと素直に国のために殉じた人に敬意を表し、広がします。もっと素直に国のために殉じた人に敬意を表し、古の済持ちで平和を論じてもらいたい。こうした気持ちが次々とい気持ちで平和を論じてもらいたい。こうした気を尊敬し、またあるいはある遺児でございます。戦死した父を尊敬し、またあるいはある遺児でございます。戦死した父を尊敬し、またあるいはある遺児でございます。戦死した父を尊敬し、また

さて、そういうことで新聞等にもいろいろな投書が出ておりとができない、理解することができないわけであります。行するんだというような立場に対して私どもは絶対に認めることげてきたその遺族こそ最も平和を願うものであります。それ上げてきたその遺族こそ最も平和を願うものであります。それ上げてきたの遺族こそ最も平和を願うものであります。それ

てまずお伺いいたしたいと思います。どういうふうに受けとめて認識しておられるか、その点についますけれども、現時点において政府としてこれに対する反応を

○国務大臣(藤波孝生君) 今般、内閣総理大臣及び内閣総理大臣より実施したものでございます。

政府といたしましては、ただいま委員が御指摘になられまし政府といたしまして、しかもそれらも十分頭に置いて検なども検討をいたしまして、しかもそれらも十分頭に置いて検が行われ、多くの方々が望んでおられる。いろいろな内々調査が行われ、多くの方々が望んでおられる。いろいろな内々調査が行われ、多くの方々が望んでおられる。いろいろな内々調査が行われ、多くの方々が望んでおられる。いろいろな内々調査が日神社で戦没社の追悼を行ってよかった、公人として内閣総が日神社で戦没社の追悼を行ってよかったというふうに考えておるところでござい世大臣や閣僚が行ってよかったというふうに考えておるところでございではないたしましては、ただいま委員が御指摘になられましたようにある。

○板垣正君 その点について世論を現時点でよりはっきりと把いかということ、いかがでしょうか。 ・ いかということ、いかがでしょうか。

○国務大臣(藤波孝生君) 従来行われました調査なども十分念

きゃいかぬというふうに考えておるところでございます。ろでございますし、またそのことを非常に大事に考えていかな政治を進めていく立場の者といたしまして非常に気になるとこ政治を進めていく立場の者といたしまして非常に気になるとこざいます。国民の皆さん方が政治の動き、いろいろな政治の判頭に置いて検討してきたということは今申し上げたところでご頭に置いて検討してきたということは今申し上げたところでご

今、国民の皆さん方がどう考えておられるかということを調 今、国民の皆さん方がどう考えておられるかというように考 変があるかどうかということを判断したい、こういうふうに考 要があるかどうかということを判断したい、こういうふうに考 要があるかどうかということを判断したい、こういうように考 要があるかどうかということを判断したい、こういうように考 要があるかどうかということを判断したい、こういうふうに考 要があるかどうかということを判断したい、こういうふうに考 ところでございますが、それらの動きなどもよく見きわ などもよく検討してみたい、その上に立ちまして政府がやる必 要があるかどうかということを判断したい、こういうふうに考 ところでございますが、それらの動きなどもよく見きわ などもよく検討してみたい、その上に立ちまして政府がやる必 要があるかどうかということを判断したい、こういうふうに考 ということを判断したい、こういうふうに考

○板垣正君 次は海外の反応でございますが、新聞報道等によいる、そういうものが多いというふうに紹介されておりますけれる、そういうものが多いというふうに紹介されておりますけれる、アジア諸国など諸外国は公式参拝に専ら批判的でありますと、アジア諸国など諸外国は公式参拝に専ら批判的でありますが、新聞報道等により、

○説明員(松浦晃一郎君) 今の先生の御指摘のように、各国できております。

二点は、これは官房長官の談話にある点でございますけれども、とであるということ、これが第一点でございます。それから第て、今回の目的はあくまでもその戦没者の追悼を行うというこ神社を我が国の戦没者追悼の中心的施設であると考えておられお触れになりましたけれども、国民や遺族の方々の多くが靖国お触れになりましたけれども、国民や遺族の方々の多くが靖国

はずでありますが、そういう形で御努力を願いたい。 はずでありますが、そういう形で御努力を願いたい。 はずでありますが、そういう形で御努力を願いたい。 とを二度と繰り返してはならないとの反省と決意の上に立って、とを二度と繰り返してはならないとの反省と決意の上に立って、とを二度と繰り返してはならないとの反省と決意の上に立って、とを特に強調しておりますし、今後もこういう説明を行いましてを特に強調しておりますし、今後もこういう説明を行いましてで戦没者を追悼し平和を祈念する、靖国神社はまさに国民挙げて戦没者を追悼し平和を祈念する、靖国神社はまさに国民挙げて戦没者を追悼し平和を祈念する、もうそこに私は尽きると思うんです。そうしたことについてぜひこの上とも外交的にも御穷力いただいて誤解を解いていただき、必ず御理解いただける努力いただいて誤解を解いていただき、必ず御理解いたい。

さらにお伺いしたいわけですが、総理、閣僚の公式参拝実現さらにお伺いしたいわけですが、総理、閣僚の公式参拝実現を契機に、国際的な儀礼として、外国から国公賓がお見えの節を契機に、国際的な儀礼として、外国から国公賓がお見えの節を契機に、国際的な儀礼として、外国から国公賓がお見えの節を契機に、国際的な儀礼として、外国から国公賓がお見えの節を契機に、国際的な儀礼として、外国から国公賓がお見えの節を契機に、国際的な儀礼として、外国から国公賓がお見えの節を契機に、国際的な儀礼として、外国から国公賓がお見えの節を契機に、国際的な儀礼として、外国から国公賓がお見えの節を契機に、国際的な儀礼として、外国から国公賓がお見えの節を契機に、国際的な儀礼として、外国から国公賓がお見えの節を契機に、国際的な儀礼として、外国から国公資がお見えの節を契機に、国際的な儀礼として、外国から国際の場合においる。

もふさわしい時期、つまり靖国の春秋の例大祭、また来年も八現していただいたわけでございまして、したがいまして、今後極垣正君 最後に官房長官にお伺いしますが、公式参拝を実

りたい。 いうふうに信じております。この点について長官の御見解を承理、閣僚靖国神社の公式参拝を今後も長く続けていただけると月十五日はめぐってくるわけでございます。私どもは当然、総

○国務大臣(藤波孝生君) 委員の御趣旨はよく承ったところで○国務大臣(藤波孝生君) 委員の御趣旨はよく承ったところでではいます。これから十分検討を行いまして、適切な形で対処していくようにいたしたいと、こう考えております。していくようにいたしたいと、こう考えております。

#### 町

略)

○原田立君 それでは次に靖国神社公式参拝問題についてお伺

参拝、憲法違反のような行為を行うことは、これはもう重大な 現在の決められた憲法を遵守して、そうして立法、行政、司法 明らかに憲法に抵触する問題であります。これはどういうふう あるところの靖国懇からの報告によって今までの方針を変えた また信教の自由を定めた憲法に抵触することも明らかでありま 私どもは断じて許すことのできない暴挙である、到底認め得な 憲法を侮辱する行為である、こういうふうに私は思うのであり 等を行うというのが役目であります。その頂点に立つ人が公式 に御答弁なさっても理解しがたい問題であります。また内閣は 内閣総理大臣あるいは国務大臣、こういう立場で行くときには うのであります。だけれども、いやしくも公人という立場で、 人という立場で行かれるならば決してそれは問題ではないと思 てのほかであるという考えを持っております。私人として、私 に対する公式参拝歓迎のお話がありましたけれども、私はもっ 容認するわけにはいかない。先ほど同僚委員の方から靖国神社 もやすやすと変えるということは、もう私どもはこれを断じて んだということでありますけれども、こんな重大なことをいと す。先ほど来の議論を通じますと、官房長官の私的諮問機関で 靖国神社が一宗教法人であることは間違いない話であります。 いこととまず申し上げておきたい。参拝方式を変えたとはいえ、 部閣僚を除き靖国神社に公式な立場で参拝したことに対して、 靖国神社参拝の件では、去る八月十五日午後、総理並びに一

の多くの方々がぜひ靖国神社に公式参拝をしてもらいたい、国○国務大臣(藤波孝生君) 長い間にわたりまして、国民や遺族 ろでございます。それを受けとめさせていただきました。 公式参拝をしてもらいたい、こういう強い御要望のあったとこ 各方面から、ぜひ戦没者追悼の中心的な施設である靖国神社で でありまして、その上に立ってそういう参拝の形式でこられた。 苦労いただいて、憲法との関係も十分検討してこられたところ からない、あるいは私人でというような形で歴代内閣は大変御 のために命をささげて亡くなった方々に対し、公人か私人がわ うして今回実施したのか。その理由、根拠をお聞かせ願いたい。 ういうふうに憲法に抵触、違憲に相当するようなことを一体ど そこで、それらはこれからまたいろいろ議論するとして、こ

断をするに至りましたので、時間をかけて検討いたしました結行っても憲法が禁止する宗教的活動に該当しない、こういう判 いましたような方式で公式参拝をいたしますれば、公式参拝を 告書を受け取った後も種々検討をいたしまして、そして先般行 政府自身でもいろんな角度から検討もしてきており、そして報 す。それらも報告書の中に書かれておるところでございます。 れる委員の方々から、新しい施設をつくってはどうかといった の方々の御意見でございますとか、中にはクリスチャンであら いました。報告書の中に併記されておりますように、法律学者 会合を開いていただきまして、中にはいろいろな御意見がござ 御討議をいただいてきたところでございます。二十回を超える 特にそこも十分念頭に置いて約一年間にわたりまして靖国懇の すようにお願いを申し上げたいと思う次第でございます。 結論に導いたことでございますので、ぜひ深い御理解を賜りま たところでございます。十分検討いたしました結果、そういう いた上で、この懇談会の報告書を参考にいたしまして、さらに ような御提案などもこの懇談会の意見の中には出てきておりま さらに、今御指摘のように、憲法との問題がございますので いろいろな御意見がございました。そういう御意見をいただ 八月十五日午後のような形での公式参拝にさせていただい

なり政令等に基づいているものなのか、それとも法律等には全 ○原田立君 あなた、そう幾ら言われても理解なんかしません 房長官あてに報告書が出された。一体この懇談会の性格は法律 く関係のないものなのか、ただ単なる長官の私的諮問機関なの 八月九日に閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会から官

)国務大臣(藤波孝生君) 靖国懇は内閣官房長官決定により開

> 談会でございます。 催したものでございまして、その性格は行政運営上の会合、 懇

こういうのがありますけれども、これに該当するということで をつかさどらせるための合議制の機関を置くことができる。」、 学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務 るところにより、重要事項に関する調査審議、不服審査その他 ○原田立君 国家行政組織法第八条には「第三条の各行政機関 には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定め

問機関として懇談会を設けたものでございます。 ○国務大臣(藤波孝生君) いわゆる八条機関ではなく、 私的諮

そんなに物すごい力があるんですか、その報告書は。ういう重要なものをいとも簡単に直すことができるんですか。 されたのでそれが定着化しているわけです。今回の場合あなた委員会、いろいろな衆参の委員会においてそれが公式に鮮明に があるから現在ではそういう行為はしないんだと、そういう政和五十五年の宮澤官房長官の時代に発表になった、違憲の疑い が私的諮問機関という立場での報告書で従来築き上げてきたそ 府の統一見解がございましたね。それは予算委員会あるいは当 ○原田立君 そこが問題なんですよ。毎々言われております昭

せていただいたところでございます。 をお願いして報告書を出していただき、それを参考にして政府 まして、この問題について慎重に検討いたしますために懇談会 の責任においていろいろ検討いたしました結果、態度を決めさ 上の参考にさせていただかなきゃいかぬ、こういうふうに考え ○国務大臣(藤波孝生君) 広く各界の御意見を伺って行政運営

たいと思います。 きましては、これは事柄上、法制局長官からお答えを申し上げ 統一見解というものが今度変更になったということの中身につ なお、宮澤官房長官時代に国会で申し上げております政府の

明確に私的諮問機関の性格について官房長官と総務庁長官はち けれども、いかがですか。 ゃんと仰せになっていますよね。これは御記憶だと思うんです あるかということ、昨年四月十日の参議院予算委員会の席上で ○原田立君 官房長官、私的諮問機関の性格はいかなるもので

九年四月十日、本院予算委員会におきまして後藤田長官及び私合のあり方等につきましては、先生御指摘のように昨年、五十 ○国務大臣(藤波孝生君) いわゆる懇談会など行政運営上の会 から答弁申し上げたところでございます。そのことはよく心得

> その考え方は今日も変わっておりません。 いかぬ、政府の考え方をお話を申し上げたところでございます。 と申し上げるとどうかと思いますが、それぞれに臨まなければ 会と私的懇談会のあり方については十分厳格に区別して、活用 ておるつもりでございます。その見解につきましては今日にお いても変更はありません。いわゆる行政組織法八条機関の審議

す。」、こういう御答弁をなさっている。 房長官は、いろんなことの話があって、「ただいま行政管理庁 す」と、こういう御答弁をなさっていますね。それから藤波官 運営上の意見交換、懇談会等の場にとどめるべきものでありま ょっと省きますけれども、要点だけ言いますと、「単なる行政 の予算委員会の我が党の峯山議員に対する答弁です。 よく指導してまいりたい、このように考える次第でございま 長官からお答えを申し上げました趣旨に沿いまして政府全体を ○原田立君 まず総務庁長官の答弁、去年の四月十日の参議院 前後をち

ども、五十五年十一月十七日、衆議院の議院運営委員会にお て宮澤官房長官が示された政府統一見解。 それで、資料がなかったのでちょっと先ほど省きましたけ

ている。 第二十条第三項との関係で問題があるとの立場で一貫してき が国務大臣としての資格で靖国神社に参拝することは、憲法政府としては、従来から、内閣総理大臣その他の国務大臣

ことである。 な参拝が違憲ではないかとの疑いをなお否定できないという 政府としては違憲とも合憲とも断定していないが、このよう 憲か違憲かということについては、いろいろな考え方があり、 右の問題があるということの意味は、このような参拝が合

し控えることを一貫した方針としてきたところである。 とり、国務大臣としての資格で靖国神社に参拝することは差 そこで政府としては、従来から事柄の性質上慎重な立場を

従来の政府の態度といたしましては、今御指摘のように宮澤官 房長官時代の政府統一見解があって今日に至っておる。 ろいろ時間をかけて慎重に検討してきたところでございます。 方面からの非常に強い御要望がございまして、それを受けてい ○国務大臣(藤波孝生君) 今回の公式参拝につきましては、

と僕は思うんです。いかがですか。

処置は、従来の方式を全部ぶち壊すような、そういうやり方だ

これが五十五年の十一月十七日の宮澤官房長官の政府統一見解。

こういう一連の動きから見て、今回あなたがおとりになった

いたしていろいろ検討してきたところでございます。頭に置きまして、いわゆる公式参拝の様式に非常に深い思いをればいいかといろいろ検討いたしまして、憲法との関係を特に要望にこたえるということにするとすればどんなふうに対応すいまして、その統一見解を十分念頭に置きまして、各方面の御いまして、その統一見解を十分念頭に置きまして、各方面の御

になった次第でございます。 頭に置いて政府において検討をいたしました結果、こういう形 ころでございます。各方面、特に憲法とのかかわり合いを十分 ふうな形で公式参拝をいたします、こういうことにいたしたと の閣僚の自由な御判断にゆだねまして、内閣総理大臣はこんな はそういう方法も当然あるわけだし、といったことをそれぞれ 様式で、そして私的な参拝をするというふうにお考えになる方 いろんなことも頭に置きまして、さらにまた従来のような参拝 るという形のものや、あるいは社殿で一礼するという方式や、 れますが、その中をずっと通って閣僚が本殿まで行って一礼す ゅういろんな団体が拝殿の中でいわゆる宗教行事をやっておら 式参拝――それは八月十五日でございますから、ずっと一日じ 閣僚は一定時間靖国神社の方にお願いをして、そういう形で公 とを各閣僚に御連絡を申し上げまして、考え方を同じゅうする こういうふうな形で公式参拝を行うことにいたしますというこ 閣僚の信教の自由を確保するという意味でも、内閣総理大臣は するということであれば憲法の違反にはならない。また個々のを十分念頭に置きまして、そして今回のような様式で公式参拝 さないというようなあり方、そういった憲法とのかかわり合い った誤解を招かないというような形、あるいは信教の自由を侵 先ほど来お答えを申し上げておりますように、宗教活動とい

明を申し上げたいと思います。

現を申し上げたいと思います。

明を申し上げたいと思います。

成が、統一見解としてお示しをいたしてまいりました宮澤官なお、統一見解を十分念頭に置いて検討をさせていただいた、これで全部ぶち壊しにするという意味ではなくて、従来の統一見解を十分念頭に置いて検討をさせていただいた、こからことをぜひ御理解をいただきたいと思うのでございますけったが、これで全部ぶち壊しにするという意味ではなくて、従来の統一見解を十分念頭に置いて検討をさせていただいた、こが明員(茂串俊君) あらまし官房長官から御祭につきまして御説の説明員(茂串俊君) あらまし官房長官から御祭につきまして御説の記述が、統一見解としてお示しをいたしてまいりました宮澤官なお、統一見解としてお示しをいたしてまいりました宮澤官は、一見解としてお示しをいたしてまいりました宮澤官なお、統一見解としてお示しまい。

お否定できない」ということを述べておるわけでございますが、して、公式参拝につきましては「違憲ではないかとの疑いをな御指摘の昭和五十五年十一月十七日の政府統一見解におきま

これは先ほど官房長官からも御答弁申し上げましたように、ここれは先ほど官房長官からも御答弁申し上げましたように、これは先ほど官房長官からも御答弁申し上げましたように、これは先ほど官房長官からも御答弁申し上げましたように、ここれは先ほど官房長官からも御答弁申し上げましたように、ここれは先ほど官房長官からも御答弁申し上げましたように、ここれは先ほど官房長官からも御答弁申し上げましたように、ここれは先ほど官房長官からも御答弁申し上げましたように、ここれは先ほど官房長官からも御答弁申し上げましたように、ここれは先ほど官房長官からも御答弁申し上げましたように、ここれは先ほど官房長官からも御答弁申し上げましたように、ここれは先ほど官房長官からも御答弁申し上げましたように、ここれは先ほど官房長官からも御答弁申し上げましたように、ここれは先ほど官房長官から御答弁申し上げましたように、これは大ほどでは、

いうことにかんがみてみますると、客観的に見て今回の参拝が追悼の行為としてふさわしい方式によって追悼の意を表すると を十分に検討いたしました結果、今回の参拝は確かに靖国神社これは実施がもとよりできないわけでございますので、その点 的効果論に当てはめまして合憲にたえるということでなければ する見解でございます。 ので公式参拝に踏み切ったというのが、いわば我々の立場から 回の参拝が違憲ということにはならないという確信を得ました まして、そうして先ほど申し上げた判決に照らしましても、今 長の効果を有するとか判断されることはないという結論になり 宗教的意義を有するとか、あるいは靖国神社に対する援助、助 れるものでありまして、しかも神道儀式によることなく、かつ して、専ら戦没者の追悼という宗教とは関係のない目的で行わ が戦没者の追悼を行うことを望んでいるという事情を踏まえま 没者追悼の中心的施設であるとし、同神社において総理や閣僚 定できないにしても、第一に国民や遺族の多くが靖国神社が戦 が宗教施設である以上、宗教とのかかわり合いがあることは否 津の地鎮祭最高裁判決のいわゆる目的効果論でございます。目 憲、違憲を判定する一番基本的な解釈の基準と申しますのは、 ましていろいろと検討をいたしました結果、この公式参拝の合 ゆる靖国懇から報告書が出まして、この報告書を参考にいたし 今回、先ほども官房長官からお話がありましたように、いわ

○原田立君 法制局長官、あなたの今の話の中に追悼というのの原田立君 法制局長官、あなたの今の話の中に追悼というではないまして、これ自体が宗教的な意義を有するという行為でございまして、これ自体が宗教的な意義を有するという行為でございまして、これ自体が宗教的な意義を有するということではないまして、これ自体が宗教的な意義を有するというできない。 ○原田立君 法制局長官、あなたの今の話の中に追悼というのいと我々は考えております。

葉はおかしいけれども、憲法を守る重要な立場にある人だと、○原田立君 法制局長官は憲法を守る番人である、ちょっと言

立場でございます。
○説明員(茂串俊君) 大変おこがましい、自分のことでございますから言いにくいことでございますけれども、私の所掌は、ますから言いにくいことでございますけれども、私の所掌は、ますから言いにくいことでございますけれども、間違いありませんね。こういうふうに私は認識するけれども、間違いありませんね。

○原田立君 おこがましいですね。

それでお聞きするんですけれども、前の角田法制局長官のおおのときは、はっきりと違憲の疑いがあるということをもう五がそういうふうに出てきたのときに言っています。それから宮澤官房長官の談話が出てきている。今回茂串法制局長官は、これは合憲であるといさ非常に重要な事柄を私的諮問機関の報告書を得て、それを見な非常に重要な事柄を私的諮問機関の報告書を得て、それを見な非常に重要な事柄を私的諮問機関の報告書を得て、それを見な非常に重要な事柄を私的諮問機関の報告書を得て、それを見がよういうことは、行政上そういうことは許されるんですか。

ったわけでございますけれども、いずれにしても、先ほどかられば公式参拝ができるかということも内々としては検討してお 局は政府の法律解釈の番人として憲法解釈の元締めであるはず る政府判断を変更したのみで、憲法二十条の解釈を変更したも たと受け取ってよいのか、あるいは社会通念、国民意識に対す 従来の統一見解を変更するものであるとの意味でありますけれ とで、先ほどから申しましたように、なお合憲であると断定は いったものについての判断を下すわけにはまいらないというこ 申しますように、国民意識に深くかかわる問題でありますだけ しましても内々いろいろと検討いたし、またどのような形であ ございませんで、前々からこの点につきましては、我々といた のではないと、こう言うのか、一体どっちなのか。また、法制 ども、その限りにおいては、政府の憲法二十条の解釈を変更し に私の言いたいのは、十月十四日の官房長官談話で述べている ○原田立君 ちんぷんかんぷんでよくわかりませんね。要する できないという立場を維持しておったわけでございます。 に、我々だけの立場でその前提となる与件と申しますか、そう ○説明員(茂串俊君) いともやすやすと変えたわけでは決して それが政治的判断に左右されては務めを果たし得

V

しかし過去、法制局がたしか昭和二十七年ごろ政府の憲法解制局長官いかがですか。

○説明員(茂串俊君) 今回の総理等の靖国神社公式参拝の問題 ○説明員(茂串俊君) 今回の総理等の靖国神社公式参拝の問題 の処理につきましては、政府はこれまで公式参拝をいわばグローバルにとらえまして、違憲とも合憲とも断定していないが、 な結論を出していなかったのでございますが、今回のような公な参拝につきましては、靖国懇等の報告も参考といたしまして、 式参拝につきましては、靖国懇等の報告も参考といたしまして、 大条三項に抵触することにはならないという結論を得るに至っ たということでございまして、憲法二十条三項の解釈そのもの たということでございまして、憲法二十条三項の解釈そのもの たということでございません。

○原田立君 官房長官、総務庁長官にも聞くんですけれども、 ○原田立君 官房長官、総務庁長官にも聞くんですけれども、 ○原田立君 官房長官、総務庁長官にも聞くんですけれども、いかがですか。まずこれは総務庁長官に聞きましょう。 をして後、官房長官。

方いわゆる懇談会の方は、これは行政運営上の必要があって内 大限に尊重するという立場に置かれるわけでございます。一 は国の機関として合議制の意思決定があって、公の権威を持っ て答申をせられるものでございますから、政府としてはそれを て答申をせられるものでございますから、政府としてはそれを でございます。一方 れは私が予算委員会でお答えをしたとおりでございます。一方 れは私が予算委員会でお答えをしたとおりでございます。一方 れといわゆる懇談会、これの違いの件でございますが、こ の国務大臣(後藤田正晴君) 国家行政組織法の第八条機関、そ

閣あるいは各省庁で何らかの方針を決めたいというときに、役閣あるいは各省庁で何らかの方針を決めたいというときに、役割あるいは各省庁で何らかの方針を決めたいということも当然あってしかるべきであろう。そしてむしろ、私はあのときの答弁でも申し上げているように、今日のような時代には広く各方面の意見を聞くという、懇談会というものは一概に否定してはいけないんだ、これはあっても差し支えないんだ、こう申し上げておるんですが、ただ問題は、いわゆる八条機関といわゆる懇談会とがややともすれば混同せられておる、これだけははっきりとして区別をしていかなければならぬ。そういうことで、既に昭和三十六年に行政管理庁から各省にこの点については注意を喚起し、というときいます。そこで、今回この問題について官房長官がこの会議を開かれた、いわゆる懇談会はこの基本線に沿って十分配慮しながらやっていただいたものと、かように私は考えておるわけでございます。

いますが、その限度内における解釈は、社会通念あるいは国民の文言の解釈の範囲の許される限度内であることは当然でござ ささげ、そして平和を祈念する、こういう立場で参拝をしたわいいますか、お国のために命をささげられた方々に追悼の誠を るならば、まさにこの靖国神社というものは、国民の大部分の さように考えておるんです。しかし、今回のようなやり方であ 場、これも加味してフレキシブルな解釈で差し支えない、私は 意識の変化、こういうものを踏まえながらいわば社会学的な立 ませんけれども、日本のような硬憲法の解釈というものは、そ しては考えなきゃならぬ、これは基本であることは間違いあり ものはすぐれて憲法学者等の意見を十分参考にしながら政府と 反にはならない。なぜならばと言えば、私は憲法の解釈という 私は今回のようなやり方でやるならば、これは憲法二十条の違 する、こういったような考え方は私には当たっておりません。 三項に定める特定の宗教なりあるいは国家神道なりを鼓舞激励 けでございます。私は率直に言って、それによって憲法二十条 として公式参拝をいたしました。しかし、私はその際に、何と としては承らしていただきたいと思いますが、しかし私も閣僚 う懇談会でやるのはけしからぬじゃないか、これは私は御意見 人あるいはまた遺族会の方々は追悼の場として靖国神社という そこで、御質問の重要な憲法の解釈等にわたる問題をこうい

え方でございます。参拝といえどもこれは憲法違反にはならない、私はさような考を拝といえどもこれは憲法違反にはならない、私はさような考目的、効果といったようなことを考えて参拝するならば、公式今日の社会通念ではないのか。ならば、今回のようなやり方でものを中心的な施設であるとお考えになっているのが、これはものを中心的な施設であるとお考えになっているのが、これは

いては、なるべく私どももこの二十一回にわたる会合にはできのところで、そろそろこの懇談会の終わる時期が来ている、つ 相談ができまして、そこで報告書がつくられるということにな の問題を判断する際に判断しやすいように二十一回にわたる懇 るだけ出席するようにいたしてまいりましたので、いろいろ御 とも先ほど申し上げたとおりでございます。一年にわたりまし ころでございます。その考え方は変わっておりませんというこ いかなきゃいかぬということを昨年も国会で申し上げておると れる、そのことを参考にするということとは明らかに区別して ゆる八条機関の答申と、私的な懇談会でいろいろ意見が述べら った次第でございます。 談会の意見が出されたところをひとつまとめよう、こういう御 意見は耳で聞いてきたところでございますけれども、 て靖国懇が行われてまいりまして、林座長あるいは林座長代理 ○国務大臣(藤波孝生君) 先ほど申し上げましたように、 政府がこ

のある話だと思いますので、そのようには理解していないとい 書かれております併記された部分なども十分参考にして政府の すから、だからということではなくて、この報告書のそれぞれ こういうふうに受けとめておるところでございます。しかし、 ころに赴いだということを報告書の中で意思表示せられたもの、 けれども、こういうことについては懇談会の大勢がそういうと ことは、いろいろ事柄によっては中身が併記せられております うふうに申し上げたいと思うところでございます。 れは受け取る政府の方がどう考えるかというところと十分関係 であるというふうには考えていないところでございまして、こ でございますので、懇談会の報告書の書かれました事柄が越権 責任において検討し決定したということにいたしておるところ 会報告書はあくまでも参考にさせていただいて、そして政府の 態度を決めるということにいたしたところでございます。懇談 意見を政府の行政運営の参考にしていくということでございま これは八条機関の審議会と違いまして、政府としてはいただく 途を探ることがいいと思うというような表現になっております 最後のところで、かくかくしかじか政府として公式参拝の方

田立君 総務庁長官ね、憲法二十条には「信教の自由は、

らない。」、「国及びその機関は」と。びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはなびその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはなが一項ですよね。二項には「何人も、宗教上の行為、祝典、儀特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。」、これ何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から

で受け入れがたい、これだけ申し上げて終わります。 田長官の意見も、ちょっと言葉は悪いけど、詭弁みたいなこと がって宗教活動には該当しないんだ、したがって私は憲法違反 なりあるいは国家神道を鼓吹するということは毛頭ない。した ように、今回のようなやり方であるならば、それは特定の宗教 活動はいけないと書いてある。したがって私は、先ほど申した にも強制せられておるつもりはございません。第三項は、宗教 加はだれにも強制せられない、こう書いてあります。私はだれ 第一項は信仰の自由を保障しておる。第二項は宗教行事への参 いかというふうに私は指摘したいんですが、いかがですか。 ようにお聞きしたけれども、明らかにそれはおかしいんじゃな すか。先ほどは全然そんなことは違反しないんだという結論の だったら公式参拝するというのはこれに違反するんじゃないで ○原田立君 もう時間ですからこれでやめますけれども、後藤 には該当しない、かようにお答えしておるわけでございます。 ○国務大臣(後藤田正晴君) 今御指摘のように、憲法二十条の あなたも、国務大臣として、国の機関の一つでしょう。それ

近いと思うんですね。これはあなたもおわかりだろうと思うんいんですよ、これは。違憲の疑いというのは違憲ということに近いと思うんですね。違憲かどうかわからないというんじゃなの疑いを禁じ得ないというのは違憲だということに私は非常に

#### (戦

## )内藤功君 (略)

衛隊と靖国神社の関係をお伺いしたい。隊の指揮監督をされる地位にあられるわけですが、我が国の自いろんな御議論を私も拝聴しておりました。防衛庁長官は自衛さて、私はもう一点お伺いしたいのは、きょうは靖国神社の

きたいと思うんです。
またいと思うんです。
またいと思うんです。
またいと思うんです。
またいと思うんです。
またいと思うんです。
までしたことがあるのか、計画をしていることがあるのか。
までしたことがあるのか、計画をしていることがあるのか。
までしたことがあるのか、計画をしていることがあるのか。

はございませんし、またそのような予定もございません。○説明員(友藤一隆君) 靖国神社への公式参拝ということでご

☆ 1、。○説明員(大高時男君) 自衛隊におきます靖国神社に関する教の説明員(大高時男君) 自衛隊におきます靖国神社に関する教

公式参拝は憲法違反の疑いを禁じ得ない、法律家の言葉で違憲 議論で、昭和五十五年十一月十七日の政府見解というものは、 戦記念日の黙禱というようなことでございますが、こういった 戦記念日の黙禱というようなことでございますが、こういった 戦記念日の黙禱というようなことでございますが、こういった で、法制局長官に伺いますが、先ほど来の御 ことについては話をするという状況でございます。 ことについては話をするという状況でございます。 の内藤功君 そこで、法制局長官に伺いますが、先ほど来の御 ことについては話をするという状況でございます。

どっちなんですか。そういう問題。一体どこで変わったのか、 ったのか。同じ法制局です、茂串さんも五十五年のときおられ式であれば憲法に違反しない。これは変わった。どうして変わ をやめたから、それで違憲なものが合憲に変わったのか。私は のあるものなのか。それともかしわ手をぱんぱんと二回やるの 懇談会、靖国懇の意見が出たから変わったのか。そんなに権威 すからね。きょうの多数はあしたは少数になります。数なのか たので直したというんですか。じゃどこの道理が間違っていた れをも納得させる根拠がなきゃなりませんよ。それは一体何な 百八十度変わるにはだれをも納得させる、憲法学者を含めただ ったんですか。法律家の法律解釈、しかも憲法解釈がくるっと じゃ権威にかかわりますよ。これは率直に言ってどうして変わ る変わるんじゃ、こんなふうに大事な問題で百八十度変わるん 政府に対して役に立っているお役所としてこんなふうにくるく じ人なんです。どうして変わったのか。憲法の解釈を通じて、 たはずですね。あなたが反対したということは聞きません。同 話なるものでは、このような方式、つまり一礼をするという方 んですか。道理なんですか、数なんですか。道理が間違ってい は憲法違反だったが、それをやめて玉ぐしの奉てんも自分でや 番最後のことだと思うんですよ。かしわ手が二回鳴ったとき か。それとも数なのか。数なら、数はしょっちゅう変わりま もう一つは、その見解をことしの八月十四日の官房長官の談

いと思います。

いと思います。

いと思います。

いと思います。

いと思います。

いと思います。

いと思います。

になる。結局、突き詰めてくるとそこになるんじゃないか。

たいろんな質問があったけれども、どうして変わったのか、先ほどかないろんな質問があったけれども、どうして変わったのか、先ほどかないろんな質問があったけれども、どうして変わったのか、先ほどかないろんな質問があったけれども、どうして変わったのか、それで合いない、おじぎだけにした、深々と頭を下げられた、それで合らない、おじぎだけにした、深々と頭を下げられた、それで合いと思います。

○説明員(茂串俊君) これは委員に申し上げるまでもなく、憲か形的側面のみにとらわれることなく、諸般の事情を考慮し、の外形的側面のみにとらわれることなく、諸般の事情を考慮し、が表演と立てるかである。それからまた、ある行為がこの宗教で禁止されるものである。それからまた、ある行為がこの宗教の活動に該当するかどうかを検討するに当たっては、その行為的活動に該当するかどうかを検討するに当たっては、その行為が所動に該当するかどうかを検討するに当たっては、その行為が上されるものである。それからまた、ある行為がこの宗教の外形的側面のみにとらわれることなく、諸般の事情を考慮し、治明真(茂串俊君) これは委員に申し上げるまでもなく、憲の外形的側面のみにとらわれることなく、諸というによりでございます。

参拝が違憲でないという結論を出したわけでございます。 あるところの目的効果論に当てはめても、いわゆる宗教的意義 報告書が出てまいりまして、そうしていろいろなことを言って 問題であるというような観点からあのような統一見解を維持し けに、法理の一点だけで判断をするというわけにはまいらない の地鎮祭に関する最高裁判決が既に出ておったわけでございま であろうという、そういう判断を下しまして、そうして今回 を有することもないだろうし、また援助、助長的な効果もない であれば、今申し上げたいわゆる憲法二十条三項の解釈基準で また独自に考えました結果、今回行われましたような公式参拝 いろとございまして、そういった点も参考とし、そうして我々 おります。そこにはいわゆる社会通念を反映している点もいろ ておったわけでございます。しかるに、今回いわゆる靖国懇の でございますが、事柄が国民意識に深くかかわるものであるだ す場合の社会通念に従って客観的に判断すべき必要があるわけ す。そこで今申し上げましたようないわゆる目的効果論に照ら 七日当時における政府統一見解の当時におきましては、この津 そこで、先ほど御指摘のありました昭和五十五年の十一月十

援助とかいう目的効果があったかどうか、そこにあなたは着目援助とかいう目的効果があったかどうか、そこにあなたは着に、五十五年のときはそれは憲法違反でない。どこが違うかというであった。今度の場合は憲法違反でない。どこが違うかというであった。今度の場合は憲法違反でない。どこが違うかというであった。今度の場合は憲法違反でない。どこが違うかというであった。それでこの前は、五十五年のときはそれは憲法違反している。それでもっていいですか。

○説明員(茂串俊君) 先ほど申し上げましたが、「違憲ではないかとの疑いをなお否定できない」という昭和五十五年十一月いかとの疑いをなお否定できない」という昭和五十五年十一月いかとの疑いをなお否定できない」という昭和五十五年十一月いかとの疑いをなお否定できない」という昭和五十五年十一月いかとの疑いをなお否定できない」という昭和五十五年十一月いかとの疑いをなお否定できない」という昭和五十五年十一月いかとの疑いをない。

点だけでそういった判断を下したわけでは毛頭ないわけでござ 為には当たらないという判断をいたしたわけでございまして、 果論に照らしましても、目的が宗教的意義を有するとか、ある るというようなやり方、態様の参拝方式でございますが、こう かつ追悼の行為としてふさわしい方式によって追悼の意を表す のであり、しかも方式としましては、神道儀式によることなく 専ら戦没者の追悼という宗教とは関係のない目的で行われるも を行うことを望んでいるという事情を踏まえまして、そうして であるとして、また同神社において総理や閣僚が戦没者の追悼 ども、国民や遺族の多くが靖国神社が戦没者追悼の中心的施設 ある以上、宗教とかかわり合いがあることは否定できないけれ た結果、これは先ほどからほかの委員の御質問に対しても申し 決して、ただかしわ手を打たなければ合憲になるというその一 いは効果が宗教に対する援助、助長等になるといったような行 いったやり方であれば、 上げておりますように、今回の参拝は、靖国神社が宗教施設で 今回、先ほども申し上げましたようにいろいろと検討しまし 先ほど申し上げましたように、目的効

のことをいろんな装飾をつけて言っているだけの話だと私は思その本当の理屈は一つだけなんです。かしわ手を打たない。そとはいわゆる理屈なんですね。あぶくみたいなものなんです。たんですよ。そのほかのこともと言うけれども、そのほかのこへの藤功君 いや、やはりかしわ手を打たないから合憲になっ

ますよ。

此処に祀られた以上は、これは国の神様であるという点に、もれるんだという頭があるからだと思います。そうでなく、一且遺族がですね。「確かに、自分の一族の方が神様になっておら 神様だと。 りますが、あれは実際に合わない。自分の息子じゃない、 こういうふうに言っておりますね。「九段の母」という歌があ う一層の気をつけて貰ったらいいんじゃないかと思います。」、 ている間に平気で話をしているというようなのもあります。」、 る。」「という考えは勿論もっておられるに相違ありませんが、 くるのではないかと思うのです。」「自分の一族が神になってい うな考え方が、いろいろの精神方面に間違った現われ方をして ければならぬのですが、人霊も神霊も余り区別しないというよ 自分の息子じゃない、神様だというような考えを持って戴かな せんと、何時まで自分の息子という考えがあっては不可ない。 るのかという問題について、「遺族の方は、其のことを考えま らしいですが、それにこう言っておりますよ。だれを祭ってあ あったかなかったかということはどっちでも同じことなんです 一方に親しみという方の点が加わるものですから」「お祭をし 木孝雄陸軍大将が、偕行社という陸軍の将校団の機関誌がある 宗教的活動になる、ここのところが問題なんです。かしわ手が それで、総理の資格で公式参拝をして一礼したということが 靖国神社というのは、昭和十六年に当時の靖国神社宮司の鈴

私はこれ以上引用しませんが、本当にこれがこの靖国神社の私はこれ以上引用しませんが、本当にこれがこの靖国神社の前で頭を下ったかということにかかわりなく、この靖国神社の前で頭を下ったかということにかかが、あるいは最敬礼あるいは深々とおじぎをなさけれども、この自体で宗教施設の前に行っていわゆるかしわ手をおなたの任務じゃないですか。さっき質問ありましたけれどもあなたは一体、内閣からぜひこれを合憲にしてもらいたいんだけれどもその理屈をつくってくれ、こう言われて仕事をするんけれどもその理屈をつくってくれ、こう言われて仕事をするんけれどもその理屈をつくってくれ、こう言われて仕事をするんけれどもその理屈をつくってくれ、こう言われて仕事をするんけれどもその理屈をつくってくれ、こう言われて仕事をするんけれどもその理屈をつくってくれ、こう言われて仕事をするんけれどもその理屈をつくってくれ、こう言われて仕事をするんけれどもの理屈をつくってくれ、こうによればこの靖国神社の事がためばいたいの靖国神社の本は、この靖国神社の本は、この靖国神社の本は、この靖国神社の本は、この靖国神社の本は、この靖国神社の本は、この靖国神社の本は、この靖田神社の本は、この靖田神社の本は、この靖田神社の本は、この靖田神社の本は、この古代が、本道に関きたいんです。

書官を通して提出しているわけですね。 学の相沢久さん、立教大学の池田政章さん以下名前を見れば、 それから八月十四日には例えば三十六人の憲法学者、 ね。その中の憲法学者は反対したんでしょう、憲法違反の疑い 十回ですか、懇談会を開いてそれでやったと、こう言いました 事だと、あなたはそういうように思ったから一年間かかって何 十六名。その方がサインしてこの見解を官房長官のところに秘 今各大学の憲法の講座を持っている<br />
一流の先生ですよ。皆で三 公式参拝問題についての憲法研究者の見解、この中には上智大 があるということで佐藤功さんですか、それから芦部さん反対。 ○内藤功君 官房長官に伺いますが、この憲法の関係が一番大 くるとかいうことは一切しておらないつもりでございます。 結論を内閣にもまた官房長官にも申し上げたわけでございまし 私の立場で十分に検討いたしまして、そして私の信念に基づく 決して政治的に内閣から要請を受けて無理に法律構成をつ 靖国神社

社会通念とか国民感情とか言うけれども、それは憲法解釈の社会通念とか国民感情とか言うけれども、それは憲法解釈の問題なんだ、これはすぐれて憲法解釈の問題なんだ。それだけ多くの人が反対しておる。むしろこのいて憲法学者のこれだけ多くの人が反対しておる。むしろこの法律学辞典を見ると、社会通念というところには常識と書いてある。常識というのは、さっき私が聞いたように、多数の人がある。常識というのは、さっき私が聞いたように、多数の人がある。常識というのは、さっき私が聞いたように、多数の人が必要だと思うんですね。この憲法学界の多数の反対、これをどう見るか。

○国務大臣(藤波孝生君) ここ数年来、国民の皆さん方の中のいるの意識をもって情暴にしているのについて官房長官どうお考えになるんですか。 たがうの点について官房長官どうお考えになるんですか。 まずにこれに厳しい批判を持っていますよ。どうしてこういう非常にこれに厳しい批判を持っていますよ。どうしてこういう非常にこれに厳しい批判を持っていますよ。どうしてこういう非関していると言国民の意識をもって横暴にもこの反対意見を圧殺していると言国民の意識をもって横暴にもこの反対意見を圧殺していると言知ざるを得ないと私は思うんですね。にもかかわらず、これを社会通念だと称してやった。どうしてそんなに急ぐのか。ここ社会通念だと称してやった。どうしてそんなに急ぐのか。ここれを社会通念だと称してやった。どうしてそんなに急ぐのか。ここれを社会通念だと称してやった。どうしてそんなに急ぐのか。これが大変な弾あるいは戦前では大本教ですね。国民の皆さん方の中のの国務大臣(藤波孝生君) ここ数年来、国民の皆さん方の中のの国務大臣(藤波孝生君) ここ数年来、国民の皆さん方の中のの国務大臣(藤波孝生君) ここ数年来、国民の皆さん方の中の

いろいろとお話がございましたが、

把握いたしてきたところでございます。
把握いたしてきたところでございます。

地域の観体やあるいは遺族の方々などを中心としたいろいろな関係団体などから、ぜひ公人としての立場で戦没者に対した。それできておるところでございます。随分多くの方々がこの間にたくさんの議会から決議が行われて、政府にもその旨が寄せにたくさんの議会から決議が行われて、政府にもその旨が寄せにたくさんの議会から決議が行われて、政府にもその旨が寄せにたくさんの議会から決議が行われて、政府にもその旨が寄せに対しるい人の対域を対したいろいのないのない。

一方、今委員御指摘のように、特に、わけても憲法問題といった。 一方、今委員御指摘のように、特に、わけても憲法問題とい 一方、今委員御指摘のように、特に、わけても憲法問題とい

思談会の中でも、今お話がございましたように、どなたがどあいう意見を述べたかということを申し上げておきたいとついう意見を述べたかという固有名詞を出さないことにいたしういう意見を述べたかという工夫をしていただいておりますので、佐藤教授がどうおっしゃった、芦部教授がどうおっしゃったということをここで申し上げることを控えますが、私もできる限り出席をいたしてきたところでございます。ま場からの御意見も拝聴をいたしてきたところでございます。ままずに参考にさせていただいまました懇談会の報告書の中にも、できる限り併記するという工夫をしていただいておりますので、方に、どなたがどういう意味でも報告書を参考にするということを申し上げておきたいとを参考にさせていただいたということを申し上げておきたいとを参考にさせていただいたということを申し上げておきたいとを参考にさせていただいたということを申し上げておきたいとを参考にさせていただいたということを申し上げておきたいとを参考にさせていただいたということを申し上げておきたいと

五日に公式参拝に至ったところでございます。 をいたしました結果、御報告を申し上げたようなことで八月十をいたしまして結果、御報告を申し上げたようなことで八月十をいたしましてにいたしまして、いろんな角度から慎重に検討て、しかも政府自身がいろいろな調査をいたしましたり、いろで、しかも政府自身がいろいろな調査をいたしまして、これを参考にし懇談会の報告書をちょうだいいたしまして、これを参考にし

ははないで、また。 で、ででは、十分参考になるというようなこともいろいろお で、最高裁での判決としては、これを判断するのに津の地鎮祭 につきましては、十分参考にさせていただきましたし、そして はは学者の意見、憲法学者の意見を無視するのかということ

問題は、今度の参拝の形式とかかわるところが多分にあろう問題は、今度の参拝の形式とかかわるところが多分にあろう問題は、今度の参拝の形式とかかわるところが多分にあろう問題は、今度の参拝の形式とかかわるところが多分にあろう問題は、今度の参拝の形式とかかわるところが多分にあろう問題は、今度の参拝の形式とかかわるところが多分にあろう

中に触れましたように、諸外国に対しましては、誤解を与える 御指摘につきましては、宗教法人靖国神社という場所が極めて宗教的な非常にそういったたずまいの場所ではないかという 十分注意いたしまして、憲法との関係について厳格な態度で進 ではないかというような誤解を与えるようなことのないように ないか、靖国神社に対して特に政府がいわゆる肩入れをするの とのないように、かつての国家神道の時代に逆戻りするのでは ろ御説明も申し上げ、そして今後とも憲法に抵触するようなこ ようなことのないように、外務省を中心にいたしましていろい いうことについても十分の配慮を行い、そして官房長官談話の 公式参拝をするけれどもほかの閣僚に強制するものでもないと ち、しかもこの判断したことは、内閣総理大臣がそういう形で 会通念とにらみ合わせて憲法に抵触しない、こういう判断に立 うということであれば、いろいろ現在の国民の見ておられる社 しないとされてきたことについて、そういう形で公式参拝を行 まして、憲法とのかかわり合いについても、違憲の疑いなしと で心から平和を祈念するという一礼をしたということでござい 常に多くの方々が戦没者を追悼する中心的な施設であるという るところでございます。ただ、その場所を、国民、御遺族の非 宗教に関係の深い場所であるということはよく認識いたしてお を申し上げたいと思うのでございます。 経緯につきましてぜひ深い御理解をいただきますようにお願 ところでございまして、私どもが慎重に検討してまいりました んでいくようにしなければならぬ、こういうふうに考えてきた いて一礼をするということによりまして戦没者を追悼し、そこ ふうに考えておられるというこの背景を受けて、その場所に赴

〇内藤功君 ちょっと最後に一問。

納得できませんね。

で、これについてちょっと質問しておきたい。 私は、次に、外国の国公賓の参拝をという声が出ていますの

外国の国公賓ということになると、例えばアメリカ大統領を

含む各国の首脳が、東京でサミットがある、近くあるようですけれども、そのときに来たときに参拝させる、これも一つの外けれども、そのときに来たときに参拝させるという意見が行っているように私はいろいろ聞いておりまさとになると、その戦争、過去の日本の起こした戦争についてたいなると、その戦争、過去の日本の起こした戦争についてたいなるというが亡くなった戦争の政治の最高責任者であった人が神様になった罪符を与えるという政治的な意味を持つことにならないか。ここらあたりは、今盛んにあなたのところにも国公賓を参拝させるという意見が行っているように私はいろいろ聞いておりますけれども、一体これをどういうふうにお考えになっているの外間の国公賓の参拝になると思うんですね。これは総理の公式参拝以上か、こういう意見についてですね。これは総理の公式参拝以上か、こういう意見についてですね。これは総理の公式参拝以上の重大な国際的な意味を持った問題です。官房長官のお考えを問きたいです。

○国務大臣(藤波孝生君) 私は外務省に籍を置いたことがない○国務大臣(藤波孝生君) 私は外務省に籍を置いたことがないれてございます。それは国によっていろいろありますから、わけでございます。それは国によっていろいろありますから、おけでございます。それは国によっていろいろありますから、とになるように努力する、こういうようなことにかにしておるかというのが一つあって、そしてそのことが非常に適しておるかどうかとか、正しいかどうかというようなことを現しておるかというのが一つあって、そしてそのことが非常に適しておるかどうかとか、正しいかどうかというようなことにならになるように努力する、こういうようなことにいたしておるとになるように努力する、こういうようなことにいたしておるとになるように努力する、こういうようなことで決めておるわけでろんな意見を参考にするというようなことで決めておるわけでろんな意見を参考にするというようなことで決めておるわけでろんな意見を参考にするというようなことで決めておるわけでろんな意見を参考にするというようなことで決めておるわけでろいます。

相談は外務省にあろうと思います。しかし外務省からこうした相談は外務省にあろうと思います。しかし外務省からこうした大部分が東京にありますから、この日本にあります。その国の大使館あるいは領事館、公使館が日本でのそのことをどうとら大使館あるいは領事館、公使館が日本でのそのことをどうとら大でいて、そして本国の大統領や総理大臣が日本で行動するのえていて、そして本国の大統領や総理大臣が日本で行動するのたでいて、そして本国の大統領や総理大臣が日本で行動するのといる討議して決める事柄だろうという集立におります。

ります。○内藤功君 納得できませんが、時間が来ましたので、人事院の内藤功君 納得できませんが、時間が来ましたので、人事院

# 十四号(閉会中審査)(昭和60年9月6日)【六一二】第百二回国会衆議院法務委員会議録第二

(発言者) 横山利秋(委員)

是) 嶋崎均 (国務大臣。 法務大

臣)

稲葉誠一(委員)

局参事官、内閣法制大森政輔(説明員。内閣法制

理) 局第一部長事務代

·村巖(委員)

中

[発言順。敬称略]

## 横山委員 (略)

さて、公式参拝なるものについて、政府の、官房長官の私的さて、公式参拝なるものについて、政府の、官房長官の私的さて、公式参拝したことについては私ども多大の疑義を禁じ得ないのであります。しかも、靖国神社の国家護持につきましてはいのであります。しかも、靖国神社の国家護持につきましてはいのであります。しかも、靖国神社の国家護持につきましてはいのであります。

どうかということについていろいろ経過があったことは、 りますので、かねてから国を代表する者が公式に参拝をしたら 的な施設であるということも一般的に認められておる状況であ 景の中で戦没者を追悼するという気持ち、靖国神社がその中心 長、副級長をやった五年生の友達も全部戦死をしておるという 残らず戦死をしておるというような環境に育ち、また当時の級 ょうし、私たち中学の同級生で陸士、海兵へ行った者は一人も りますし、我々自身の育った時期というようなこともありまし でございますが、御承知のように戦没者を追悼するということ ○嶋崎国務大臣 どういう心境で公式参拝に臨まれたか伺いたいと思います。 うことは大変遺憾千万なことだと思いますが、法務大臣は一体 ような環境に育ってきたわけでございます。また、そういう背 につきましては、どこの国でも一般的に行われておることであ てそういう今言ったような立場の中で公式参拝をやられたとい て問題にしたいのでありますが、特にきょうは、法務大臣とし 今、首相を初め十八閣僚が公式参拝をしたことについ ただいま御質問の靖国神社の公式参拝の問題

> います。 ど御指摘のあったように我々もよく承知をしておるわけでござ

が実情であるわけでございます。

が実情であるわけでございます。

が実情であるところでこの戦没者の追悼をしてもらいたいという気持であるところでこの戦没者の追悼をしてもらいたいという気持であるところでこの戦没者の追悼をしてもらいたいという気持して、また一般的な心情としましても、そういう中心的な施設して、また一般的な心情としましても、そういう中心的な施設しかし、そういう中で、今回はいろいろな人の意見も聴取をしかし、そういう中で、今回はいろいろな人の意見も聴取を

○横山委員 戦死者の墓にお参りをするということなのであります。

でありますか。

ことがありますか。

靖国神社のすぐそばでございますが、本当にお参りされるならば、無名戦士の墓になぜお参りしないのでにお参りされるならば、無名戦士の墓になぜお参りしないのでにお参りされるならば、無名戦士の墓になぜお参りをされたといがありますが。

本当にお問いしますが、無名戦士の墓にお参りをされた

○嶋崎国務大臣 今回はお参りはいたしませんけれども、別の機会にお参りな都合でお参りはしておりません」と呼ぶ)十五日の日はいろいろ言する者あり)よその機会にお参りしたことは何回かあります。言する者あり

たそうであります。また談話で、「法務大臣と書くと法務省とすが、これを見ますと、肩書を法務大臣とせず国務大臣とされても多少気持ちの上でじくじたるものがあったようでございまでも多少気持ちの上でじくじたるものがあったようでございまかるとう、新聞の報ずるところでありまして、我々も十分事態の推移を見て判断をしていきたいと思っております。 他のでは、 のでした。 のでした。 のでしているようでございます。 はでそうでありますと、 のでしているようでございます。 はでそうでありますと、 の中にも があるところでありまして、 の中にも がそうでありますと、 の中にも

○嶋崎国務大臣 かねてこの問題についていろいろな議論があ

ういう意味でありますか。

よい。」というふうに対応されたそうでありますが、これはどの絡みが生ずるので避けた。玉ぐし料とか供花料は慎んだ方が

りぎりの段階でございましたけれども、それまでは従来の考えりぎりの段階でございましたけれども、そういうをきの資格はどういうことであろうかというようなことでごうときの資格はどういうときには私的参拝であるというのが長らざいまして、そういうときには私的参拝であるというのが長らざいまして参拝をするというようなことも申し上げておりました。人として参拝をするというようなことも申し上げておりましたのな考え方であるわけでございます。そういうないたがますでというようなことがあるわけでございます。

あるかという問題であります。
○横山委員 それでは法務大臣たると同時に政治家という問題ばかりでなくて、このことが政治的にどんな影響がいしたいのでありますが、事靖国神社に公式参拝する、しないいしたいのでありますが、事靖国神社に公式参拝する、しないの横山委員 それでは法務大臣たると同時に政治家としてお伺

伝えるところによりますと、中国側の反応は、単にこればかてえるところによりますというものが国内及び国外に与える影響というものをとしてあなたは公式参拝だけだというふうにお考えでしょうか。としてあなたは公式参拝だけだというふうにお考えでしょうかとしてあなたは公式参拝だけだというふうにお考えでしょうかとしてあなたは全然手だけだというふうにお考えでしょうか。

○嶋崎国務大臣 我が国の憲法の精神というのは、我々も十二〇嶋崎国務大臣 我が国の憲法の精神というのは、我々も十二分に説明をしておるわけでございまして、そういう意味で力題として事柄を処理しておるわけでございまして、そういう意味で今度の問題についても、対外的にざいまして、そういう意味で今度の問題についても、対外的にざいまして、そういう意味で今度の問題についても、対外的にごいまして、そういう意味で今度の問題についても、対外的にごいまして、そういう意味で今度の問題についても、対外的にごいまして、そういう意味で今度の問題についておるというように別個の財産というのは、我々も十二分に続回る大阪の関連についます。

法務大臣としては守らなければならぬ、堅持しなければならなことはやはり大事なことだと思います。他はいかんともあれ、をよく承知をしておるのですが、法務大臣なるがゆえにという法務大臣のお人柄なり、あるいは今日までのあなたの政治活動法務大臣のお人柄なり、あるいは今日までのあなたの政治活動

私は強く警告をしておきたいと思います。 私は強く警告をしておきたいと思います。他の閣僚とは違ました人権の問題についてもそうであります。他の閣僚とは違ました人権の問題についてもそうであります。他の閣僚とは違ました人権の問題についてもそうであります。私がかつて言いい一つのポイントがあると思うのであります。私がかつて言いい一つのポイントがあると思うのであります。私がかつて言いい一つのポイントがあると思うのであります。

#### (略)

(略)

○稲葉(誠)委員 法務大臣という立場ですからお聞きするわけなのです。 ○稲葉(誠)委員 法務大臣という立場ですからお聞きするわけるのにすけれども、憲法の二十条がどういう経過からできたのか、のですけれども、憲法の二十条がどういう経過からできたのか、のですけれども、憲法の二十条がどういう立場がすか国務大臣という立場ですか国務大臣という立

○嶋崎国務大臣 憲法の中で「信教の自由」ということで二十○嶋崎国務大臣 憲法の中で「信教の自由は、何人に対 スは政治上の権力を行使してはならない。」ということにけ、又は政治上の権力を行使してはならない。」ということにけ、又は政治上の権力を行使してはならない。」ということで当ります。「信教の自由」ということで二十条の規定があるわけでございます。「信教の自由」ということで二十分嶋崎国務大臣 憲法の中で「信教の自由」ということで二十

ございませんし、連絡がとれなかったのですが、今の二十条の 尊重するという考え方で書かれたものだと理解しております。 制約条件の重さというところで考えまして、今度の規定の趣旨 うのはいろいろな考え方があると思いますけれども、そういう ヲ有ス」と頭がついているわけでございます。法律の解釈とい 秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教の自由 ○嶋崎国務大臣 旧憲法では第二十八条に、「日本臣民ハ安寧 ところで旧憲法と違うところはどこにあるわけですか。 ○稲葉(誠)委員 そこまで私の方も細かい通告をしたわけじゃ 考え方の中でこの規定ができたものだと理解しております。 中では信教の自由を極力尊重していかなければならないという いろな評価があるところであると思いますけれども、新憲法の ○稲葉(誠)委員 細かい質問の通告をしてなかったわけですか は、人権をより尊重するというのですか、宗教的な自由をより 御承知のように、日本の長い宗教問題の認識についてはいろ なかなかうまく連絡がとれなく

てあれですが、今の憲法の二十条ができたというのは第三項にてあれですが、今の憲法の二十条ができたというのは第三項に日本の戦争との関連といいますかその反省の上に立ってできたということではないのでしょうか。これは大変失礼ですけれども、奥野先生とここにおられる森先生が非常に専門家だと考ども、奥野先生とここにおられる森先生が非常に専門家だと考だも、奥野先生とここにおられる森先生が非常に専門家だと考だも、奥野先生とここにおられる森先生が非常に専門家だと考にいっないと質問にもならないし、答えにもならない。これは本来予算委員会で十分しなければいけないことだ、こういうふ本来予算委員会で十分しなければいけないことだ、こういうふ本来予算委員会で十分しなければいけないことだ、こういうふ本来予算委員会で十分しなければいけないことだ、こういうふ本来予算委員会で十分しなければいけないことだ、こういうのは第三項にてあれですが、その点についてのお答えが一つ。

それからもう一つ、これは質問としてはちょっとあれなのでそれからもう一つ、これは質問としてはちょっとあれなのできたいと思っております。 それからもう一つ、これは質問としてはちょっとあれなのできたいと思っております。 それからもう一つ、これは質問としてはちょっとあれなのではよく またいと思っております。 それからもう一つ、これは質問としてはちょっとあれなのできたいと思っております。

御答弁させていただきたいと思います。

御答弁させていただきたいと思います。

御答弁させていただきたいと思います。

の大きな理由ではないかという点につきましては、国家神道

正の大きな理由ではないかという点につきましては、国家神道

正の大きな理由ではないかという点につきまして、といるにしては、国家神道

正の大きな理由ではないかという点につきましては、国家神道

れども、そこら辺はどういうふうにお考えなのでしょうか。答えがなかった。それは答えにくいところかもわかりませんけのだろうかということをお聞きしたわけです。それに対するおれる、それについて大臣としては一体どういうふうにお考えなはよくないかもわかりませんけれども、大きく取り上げておらは新(誠)委員 私が新聞社の方々や何かのことをあれするのの稲葉(誠)委員 私が新聞社の方々や何かのことをあれするの

○嶋崎国務大臣 御承知のように、私たちの育った環境という嶋崎国務大臣 御承知のように、私たちの事に行いておるわけでございます。しかし、我々が社会に生たちは思っておるわけでございます。しかし、我々が社会に生たちは思ってきた人間でありますので、形而上の社会の話としのは多神教というか、仏様もあり神棚もあるというような環境のは多神教というか、仏様もあり神棚もあるというような環境のは多神教というのは多神教というが、仏様もあり神棚もあるというような環境という

参拝が行われたというふうに理解をされており、私もそう考え りという性格のものでもないというような判断の中でこの公式 のような形のものならば、これはその目的として宗教的な意義 かそうでないかというようなところの議論も詰めまして、今度 要望があり、反面過去にいろいろ議論になりました合憲である るわけでございまして、そういう中でやはり国を代表する国務 理を進めていく段階として必要であるということも理解をされ ろな議論が行われ、またそういうことが物の考え方について整 な生活をしておるわけでございますから、そういう中でいろい があるような気持ちがするわけでございます。しかし、社会的 が適当であるかどうかということについては、私は相当問題点 話であって、そういうことの中で区分けをして議論をすること ておるわけでございまして、基本的にはこれは形而上の社会の 拝をすることになったというのが経緯だろうというふうに思っ かつまた一般の議論を十分そしゃくした上でそれが憲法に違反 らの問題について、靖国懇その他を中心にして広く意見を聞き、 をしておるわけでございますが、今回はいろいろな意味でそれ 公式参拝問題というのが長らくの経過があったことも我々承知 だろうと思っておるわけでございます。そういう意味で、この たそれが強く要望されてきておるという経過があることも事実 持ちがあるということは、多くの国民がそれを望んでおり、ま いうことは事実であるわけでございまして、それを追悼する気 というものを深く持ったものでもないし、かつまた国家としま しておるかどうかということについても吟味をした上、この参 しても特定の宗教に対して援助したりあるいはこれを遠ざけた 大臣あるいは総理に参拝をしていただきたいというような強い 御承知のように、さきの戦争の中から多くの犠牲者が出たと

るわけですね。国家神道を奉ずる宗教法人だということがはっ一番最初に書いてありまして、最後のところで性格づけしていね。それは、明治天皇の立正安国の大義が何とかということが○稲葉(誠)委員 靖国神社は神社ですから社則があるわけです

ったか、これについてはどういうふうに理解をされるでしょう本の戦争と国家神道との結びつきというのはどういうものであ ものがあると思うのですが、いろいろなことを抜きにして、日 なった、この経過なんか非常に難しいというか、私は興味深い という呼び方を否定して、後から太平洋戦争というような形に ですけれども、国家神道と日本の戦争――戦争も、大東亜戦争 十条、殊に第三項に該当するというふうに私は考えるわけなん ますから、そこに公式参拝するということは、これは憲法の二 社則は独立してからつくったものですね。そういうふうにあり 国家神道を奉ずる宗教法人だとはっきり書いてあるのですよ。 は思うわけなのです。大変失礼ですが、口述試験じゃありませ な結びつきがあったのか、ここがまず一番大事なところだと私 うものであって、それが日本においてこの戦争とどういうふう 使われたわけですけれども、国家神道というものは一体どうい きり書いてあるわけですね。今、大臣も国家神道という言葉を れども、そこら辺がなかなか大事なところだと私は思うのです ん、口頭試問じゃありません、そういう意味じゃありませんけ

○嶋崎国務大臣 戦争の性格をどういうぐあいに規定するかということ、その考え方というのはいろいろな議論があると思います。しかについても、私は非常に議論のあるところだと思います。しかについても、私は非常に議論のあるところだと思います。しかいていったというような論理構成ができるかどうかということますし、また国家神道があったから戦争に直接そいつが結びついずれにしましても、宗教法人である靖国神社であると思いいうことは、私たちも承知をしておるわけでございます。

ただ、そこに戦没者が合祀をされておるということでありまただ、そこに戦没者が合祀をされておるとでと思り取ってとを極力排除をしまして、戦没者に対して追悼をするという気持ち、また靖国神社自身に戦没者が合祀をされておるという東実、そこでこの追悼の気持ちをあらわすために参拝をしいう第実、そこでこの追悼の気持ちをあらわすために参拝をしいうまう、あるいは神社そのものに対する宗教的な援助というようして、そういう神社そのものに対する宗教的な援助というようして、そういうは神社そのものに対するということでありまいが、そこに戦没者が合祀をされておるということでありまいます。

か、戦争を助長することに国家神道が一つの貢献をしたという国家神道との結びつきというのはどういうふうなものであったことを言っておるわけではございません。少なくとも、戦争とこを譲載)委員 私は、国家神道が戦争を引き起こしたという

えとが必ずしも合致してないわけです。 方です。いろいろお答えがありましたけれども、何か質問と答ことは一般的に言えることではないかというのが私の理解の仕

あそこに大臣自身も公式参拝をされたわけですが、あそこにお名クラスの戦争犯罪人も祭られておられる。今さらAクラスはAクラスの戦争犯罪人があそこに祭られている、それに公式参拝するということを言うのはおかしいのではないかというふうにおきなんでしょうか。そういうようなもので、まったります。そういうことを言うのはおかしいのではないかというふうにおっている。そういうことを言うのはおかしいのではないかというふうにおっている。そういうようなものを肯定したことになるので、るということはおかしいではないか、あの大東亜戦争といいまっか侵略戦争、そういうようなものを肯定したことになるのではないかという理解の仕方をアジアの国の人々は多くしておらはないかという理解の仕方をアジアの国の人々は多くしておられるようですね。そういう点については大臣はどういうふうにお考えなんでしょうか。

○嶋崎国務大臣 私たちがお参りしたのは、祖国あるいは同胞の嶋崎国務大臣 私たちがお参りしたのは、そこで戦没であろうと思います。我々自身がお参りしたのは、そこで戦没ことにつきましては、これは靖国神社の中での取り扱いの問題ことにつきましては、これは靖国神社の中での取り扱いの問題というような意味でありまして、どういう人を合祀するかというというに、正などになろうと思います。

常にしづらいところであるかもしれません。○稲葉(誠)委員 私はA級の戦争犯罪人のことについてお聞き

内閣法制局がおいでになっておりますのでお聞きをしたいの内閣法制局がおいでになっておりますのでおる、憲法二十条についての見解というか、靖国神社うものである、憲法二十条についての見解というか、靖国神社うものである、憲法二十条についての見解というか、靖国神社うものを公式参拝ということについて、公式参拝というのはこういいうようなことについても規定したといいますか答弁したいの内閣法制局がおいでになっておりますのでお聞きをしたいの内閣法制局がおいでになっておりますのでお聞きをしたいの内閣法制局がおいでになっておりますのでお聞きをしたいの内閣法制局がおいてになっておりますのでお聞きをしたいの内閣法制局がおいてになっておりますのである。

理の私から答弁させていただきます。○大森説明員 第一部長が病気休養中でございまして、事務代

答弁書の中では、「靖国神社への公式参拝とは公務員が公的な十月二十八日付で稲葉委員に対する答弁書がございます。そのうことでございますが、この点に関しましては、昭和五十五年お尋ねは、公式参拝というものは一体どのようなものかとい

ます。 資格で参拝することを指し、」このように述べた経緯がござ

○稲葉(誠)委員 私の聞いているのは、公式参拝の仕方、公式 がどうかは別として、参拝の仕方によっては公式になったりな おったりするのですか。どういうことなんですか。二拝二 お一礼というのですか、ああいうやり方であれば公式参拝であ り、そしてそれが違ったら、ただ拝礼するだけならそういう問題は ども、それが違ったら、ただ拝礼するだけならそういう問題は ども、それが違ったら、ただ拝礼するだけならそういう問題は とも、それが違ったら、ただ拝礼するだけならそういう問題は とも、それが違ったら、ただ拝礼するだけならそういう問題は とも、それが違ったら、ただ拝礼するだけならそういう問題は ですよ、私などには。これは恐らく一般の国民も、何だかやけ に、俗な言葉で言えば法律を変なふうに理解するので、だからそ うな形でやっているんだというふうに理解するので、だからそ うな形でやっているんだというふうに理解するので、だからそ うな形でやっているんだというふうに理解するので、だからそ うな形でやっているんだというふうに理解するので、だからそ

○大森説明員 どうも同じ言葉を繰り返して恐縮でございます ○大森説明員 どうも同じ言葉を繰り返して恐縮でございます。 ごかます。 に対しましては、やはり先ほどお答えいたしましたように、公務員が公的な資格で行う参拝でああという以外に答えようがないというふうに考えております。 (稲葉(誠)委員「じゃ参拝は」 と呼ぶ)なお、もう一つ非常に紛らわしい言葉といたしまして、公 と呼ぶ)なお、もう一つ非常に紛らわしい言葉といたしまして、公 が定めた参拝と申しますのは、靖国神社に関しましては靖国神社が と呼ぶ)なお、もう一つ非常に紛らわしい言葉といたしまして、公 が定めた参拝の方式を言うというふうに使われている次第でございます が定めた参拝の方式を言うというふうに使われている次第でございます

○稲葉(誠)委員 靖国神社が定めた参拝の方式というのはどう

○大森説明員 私ども神道の祭祀に関しましてはそう深く研究
 ○大森説明員 私ども神道の祭祀に関しましてはそう深く研究

○稲葉(誠)委員 話が余り横に入っちゃいますとあれですから、一の稲葉(誠)委員 話が余り横に入っちゃいますとあれですから、

解をしているわけでございます。 ○嶋崎国務大臣 一般的にそういう状態であるというふうに理

○稲葉(誠)委員 それはどうしてわかるのですか、そういうこ

とが。

○嶋崎国務大臣 諸外国でもそのとおりでありますけれども、○嶋崎国務大臣 諸外国でもそのとおりでありまして、がうことでございますから、そこで参拝をしたということは、一般的意を表するということ、それを追悼するということは、一般的祖国あるいは同胞あるいは家族のための戦没者に対しまして敬祖国あるいは同胞あるいは家族のための戦没者に対しまして敬

今度の扱いでは、我々も従来から参拝をさしていただいたとや度の扱いでは、我々も従来から参拝をさしていただいたということは非常に多いわけでございますが、二礼二拍手一礼というような形できちっとお参りをするというようなことでございますが、二礼二拍手一礼というような形できちっとお参りをするというようなことでございますが、これは私的参拝っているというようなことでございますから、これは私的参拝のであろう。今度はそういう意味で、私的参拝というようなことでずったあろう。今度はそういう言味で、私的参拝というようなことでずったが適当であるいはその効果が宗教に対するところの援助、助長とされているとの任道、干渉になるかどうかというようなことでずったはその圧迫、干渉になるかどうかというようなことでずった。そういうことに傾斜をしないような形で処理をする方が適当である、そういう考え方の中でこの公式参拝が行われたというのが実情であろうと思います。

回職業(誠)委員 ちょっとくどくなって恐縮なんですけれどもの確業(誠)委員 ちょっとくどくなって恐縮なんですけれどものか。とらなかったというのは、そういうなところなので、それが、よくわかったようなわからないようなところなので、それが、よくわかったようなわからないようなところなので、それが、よくわかったというのは、今ちょっとお話がありましたが、よくわかったというのは、そこに何かこだわりというか。とらなかったというのは、そこに何かこだわりというからない。

○嶋崎国務大臣 そういう正式な参拝の姿をとると、それが宗教的な意味を持っておるというない参呼という性格をしたがいまして、そういう形をとらない姿でお参りをすることしたがいまして、そういう形をとらない姿でお参りをすることがいまして、そういう形をとらない姿でお参りをすることであるがいる。

れは私的参拝で、一礼だけすると公式参拝だというのは、まあこれは、ある意味では、二礼二拍手一礼でお参りをするとこ

解しています。 出すためにそういう形式によらなかったということであると理少なくともそういう宗教的な意味を持たないというような形を理屈で言うといろんな批判あるいは論評もあるかと思いますが、

提のもとにやられた、こういうことですか。○稲葉(誠)委員(そうすると、結局、憲法二十条に触れないよいというふうな前

○嶋崎国務大臣 そのとおりでございます。

質問させていただきたいというふうに思います。○稲葉(誠)委員。 これは参拝の方式とかなんとからなりればいけない問題だと私は考えておるわけですが、りも、全体のもっと大きな問題として深くいろいろな角度からりも、全体のもっと大きな問題として深くいろいろな角度からりも、全体のもっと大きな問題として深くいろいろならとよ

### (略)

○中村(巖)委員 最初に、靖国神社の参拝の問題をお尋ね申し

たいと思います。複にわたる部分があるかと思いますけれどもお許しをいただき複にわたる部分があるかと思いますけれどもお許しをいただきがありまして午前中の委員会に出席をしておりませんので、重年前中も議論があったと思いますけれども、私ちょっと所用

でいるわけでございます。 (八月十五日に中曽根総理大臣を初めとして閣僚でいるわけでございまして、政府が見解を明らかにする形はいろいたわけでございまして、政府が見解を明らかにする形はいろいたががででされて、政府が見解を明らかにする形はいろいたががででざいまして、政府が見解を明らかにする形はいろいたががででされて、政府が見解を明らかにする形はいろいたががででされて、政府が見解を明らかにする形はいろいたががででされて、政府が見解を明らかにする形はいろいたががあったわけでございまして、政府が見解を明らかにする形はいろいたががあったわけでございまして、政府が見解を明らかにする形はいろい、あるいはまた内閣法制局が国会において答弁するというな形でなされて、もう数次にわたって見解を明らかにされているわけでございます。

的な議論でございましたけれども、その前提としては、やはりどういった場合にこれは公式参拝となるのかということが中心その中では、公式参拝ということはどういうことであるのか、

ておったわけでございます。 で決定したらどうかとかいうようなことがいろいろ議論をされ るかどうか、玉ぐしを奉奠をしたらどうかとか、あるいは閣議 重大な問題である、こういう認識を前提として、公式参拝であ 公式参拝というものは憲法に違反する疑いがあるという憲法上

伺っておきたいと思います。 うものがどういうものであったかということを法制局に最初に そこで、従来の内閣の公式参拝問題についての統一見解とい

ますと、この内容は国務大臣の靖国神社参拝について、 のものであろうと思われますので、とりあえずその内容を述べ 面特に問題になると思われますのは昭和五十五年十一月十七日 して当時の宮澤官房長官が説明いたしたものがございます。当 五十五年十一月十七日、衆議院議院運営委員会理事会におきま おきまして安倍官房長官が答弁したものが一つと、もう一つは ○大森説明員 お尋ねの公式参拝に関する政府の統一見解と申 しますのは、昭和五十三年十月十七日、参議院の内閣委員会に

第二○条第三項との関係で問題があるとの立場で一貫してき が国務大臣としての資格で靖国神社に参拝することは、憲法 政府としては、従来から、内閣総理大臣その他の国務大臣

な参拝が違憲ではないかとの疑いをなお否定できないという 政府としては違憲とも合憲とも断定していないが、このよう 憲か違憲かということについては、いろいろな考え方があり、 右の問題があるということの意味は、このような参拝が合

を敷衍説明したというふうに承知しております。 このように記載したメモを理事会にお配りいたしまして、そ し控えることを一貫した方針としてきたところである。 とり、国務大臣としての資格で靖国神社に参拝することは差 そこで政府としては、従来から事柄の性質上慎重な立場を

○大森説明員 ただいま宮澤官房長官の発言、政府統一見解と いう形で紹介したわけでございますが、法制局の見解も当時は

が違憲かどうかということについての法制局の御見解はどうな こられたということであるわけで、靖国神社に参拝をすること けれども、従来も法制局はさまざまな委員会の中で答弁もして

○中村(巖)委員 政府統一見解、そういうことであるわけです

全く同内容であるということでございます。 ○中村(巖)委員 そこで端的に伺いますけれども、 せんだって

> いうものは、法制局の御見解では公式参拝ということになるのの八月十五日に中曽根総理大臣以下が参拝をされたこの参拝と でしょうか。

かと思います。 ものと承知しておりますので、公式参拝という概念に当たろう ○大森説明員 内閣総理大臣としての資格において参拝された

その公式参拝は違憲であると考えないのでしょうか。 とで踏み切ってやっておる。このことに対して法制局としては 論議がされてきた、それにもかかわらず今回公式参拝というこ ○中村(巖)委員 そこで、公式参拝について今までいろいろの

反しないという判断でございます。 臣が参拝いたしました具体的な参拝、これは憲法第二十条に違 ○大森説明員 今回八月十五日に内閣総理大臣その他の国務大

○中村(巖)委員 その理由はどこでしょうか。

止している宗教活動というのは、「当該行為の目的が宗教的意るかということについてまず判示いたしまして、その憲法が禁 す。そして、その禁止している宗教活動というものはどういう関は宗教活動をしてはならないという規定の仕方をしておりま ているわけでございます。 従って、客観的に判断しなければならない。」このように言っ を検討するにあたっては、」「諸般の事情を考慮し、社会通念に そして、「ある行為が右にいう宗教的活動に該当するかどうか 干渉等になるような行為をいう」というふうに言っております。 義をもち、その効果が宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫 で最高裁判所は、この宗教活動というものはどういうものであ 最高裁判所の津地鎮祭事件判決というものがございます。 ものであるかということに関しましては、議員御承知のとおり ○大森説明員 御承知のとおり二十条第三項は、国及びその機 そこ

っては最高裁判所の判断基準というものに照らして果たしてどわち宗教的活動に当たるかとうかということを判断する。 ほど御披露いたしました政府統一見解は昭和五十五年でございいますが、この判決は五十二年七月十三日でございまして、先と今回の参拝は違憲じゃないという関係が問題になろうかと思 というものは諸般の事情を考慮して、社会通念に従って客観的 判所の判示にもありますように、宗教的活動に当たるかどうか におきましても、特定の参拝が憲法に違反するかどうか、すな ます。したがいまして、昭和五十五年の政府統一見解を出す際 うであろうかということを考えたわけでございますが、最高裁 そこで、先ほどお答えいたしました昭和五十五年の統一見解

> ます。 たので、私どもとしてもそのような意見を述べた次第でござ る宗教的活動には当たらないというふうに確信するに至りまし 回のような形における参拝ならば憲法に違反しない、すなわち、 います。ところが、今回なおよく検討いたしましたところ、今 で、事が宗教に関する問題でございますので、なお疑いを否定 はそれを見定めることが非常にできなかった。そのような関係 であろうかということが問題になるわけでございますが、当時 最高裁判所が言うような社会通念に従って判断するという場合 やはり深く国民意識にかかわる問題である。したがいまして、 最高裁判所の定める基準にのっとって判断しても憲法が禁止す できないということでそれを差し控えてきたということでござ には、社会通念というものは一体これに関してはどういうこと かどうかといいますのは法理の一点で決まる問題ではなくて、 ことほどさように、この靖国神社の参拝が宗教的活動に当たる に判断しよう、こういうことになっているわけでございます。

以上でございます。

到底考えられないように思うのです。 け取れるわけでありますけれども、私どもは社会通念が昭和五 ら今日までに社会通念が変わってきたのだ、こういうように受 十五年から今日までの五年間に変わってきたなどということは ○中村(巖)委員 今の御答弁を伺っていると、昭和五十五年か

ってきたのだ、こういうことというふうに承ってよろしいので しょうか。 そこで、社会通念が変わってきたから法制局の憲法解釈も違

な趣旨でお答え申し上げたつもりはございません。 把握できなかった、それを今回やっと把握できるに至ったのだ、 とを申し上げたつもりはございません。社会通念というものを ば心外でございますが、社会通念がその間に変わったというこ こういうことでございまして、社会通念が変わったというよう ○大森説明員 先ほどお答えした中でそのように受け取られ

なかった、今日は把握できた、こういうふうにおっしゃるその 根拠というのは何ですか。 ○中村(巖)委員 昭和五十五年の段階で社会通念が把握ができ

懇の報告書が先般出されました。その内容をも参考といたしま 討を続けていたわけでございますが、御承知のとおり、 官の決定に基づく行政運用上の会合でございますいわゆる靖国 質問を受けた問題でございまして、その都度私どもとしては検 ○大森説明員 この問題は今までたびたび国会論議の席でも御 官房長

第でございます。 して慎重に検討した結果、先ほど述べたような結論に達した次

○中村(巖)委員 靖国懇というような見解というのは私は受合を代表しているんだ、こういうような見解というのは私は受ということ、これは事実でありますけれども、靖国懇が社会通というようなものが一定の答申をした

何らかの拘束力を持つものなんでしょうか。こういうことなんですが、こういうものは政府の行動に対してき押問題に関する懇談会、これは官房長官の私的諮問機関だ、参拝問題に関する懇談会、これは官房長官の私的諮問機関だ、

○大森説明員 お尋ねの趣旨は国家行政組織法第八条に言う審 ○大森説明員 お尋ねの趣旨は国家行政組織法第八条に言う審 第書等からその個々の意見を聴取することなどを目的として 行政運営上開催されるものでございまして、その設置等につき まして、その所掌事務についても法令で明文の規定がございま す。これに対しまして、懇談会と申しますのは、各省大臣等が 有識者等からその個々の意見を聴取することなどを目的として 行政運営上開催されるものでございまして、その設置等につき ましては法律上の根拠がないということは御指摘のとおりでご ざいます。したがいまして、審議会にありましては行政機関と しての意思決定が行われます。そしてこれが答申として公の権 威を持って表明される。これに対しまして、懇談会の場合には 成を持って表明される。これに対しまして、懇談会の場合には 成を持って表明されるという性質であろ うかと思われます。

○中村(巖)委員 中曽根内閣になってからいろいろな形での懇談会というか、そういう諸問機関、懇談会をつくるということができらかうような私的諮問機関、懇談会をつくるということができも含めて各大臣そのほか、勝手に自分がつくりたいと思えばそも含めて各大臣そのほか、勝手に自分がつくりたいと思えばそも含めて各大臣そのほか、勝手に自分がつくりたいと思えばそも含めて各大臣そのほか、勝手に自分がつくりたいと思えばそも含めて各大臣そのほか、勝手に自分がつくりたいと思えばそも合い方ような私的諮問機関というような自然会員である。

○大森説明員 何でも勝手にできるということは間違いござい口等の意思決定によって設置できるということになれば、その各省大すが、行政運営上必要であるということになれば、その各省大いままた。

○中村(巖)委員 そこで、もともとの公式参拝問題に戻るわけ

いう点で特別であるということになるのでしょうか。うなお話でございました。今回のような参拝というのは、どう拝であれば社会通念上宗教活動とは言えないんだ、こういうよでありますけれども、今法制局の御答弁でも、今回のような参

○大森説明員 今回の靖国神社の公式参拝、これの要素を端的 に申し上げますと、まず、その目的におきましてはもっぱら戦 といいますか形式といいますか、それは靖国神社で参拝するも といいますか形式といいますか、それは靖国神社で参拝するも といいますが形式といいますか、それは靖国神社で参拝するも といいますが形式といいますか、それは靖国神社で参拝するも といい方方式でなしたものでございます。しかも前に官房長官の っぱら戦没者の追悼目的であるということは事前に官房長官の ではございますけれども、靖国神社が定めた神道儀式にのっ はら戦没者の追悼目的であるということは事前に官房長官の 参拝というものに限りまして憲法に違反しないというふうな確 参拝というものに限りまして憲法に違反しないというふうな確 参拝というものに限りまして憲法に違反しないというふうな確

○中村(巖)委員 そうすると、まず目的の点ですけれども、戦ということもあり得るわけですね。例えば靖国神社の別者の追悼ならいいのだ、こういうふうな限定された範囲内で没者の追悼ならいいのだ、こういうふうな限定された範囲内で

○大森説明員 例大祭の当日に今回のような形において公式参のように考えております。

であうと思うのですが、いかがでしょうか。 憲法に違反をしない、こういうことになりかねないということ 靖国神社に参拝する限りにおいては、それは常に目的の点では ってある、こういうことになっているわけですから、それでは の目的、そうなると、靖国神社というのはもともと戦没者を祭 の目が、そうなると、靖国神社というのはもともと戦没者を祭 の中村(巌)委員 方式のことはまた別に聞きますけれども、そ

とになりかねない、こういうふうに思うのですが、この二点にう思っていても、要するに名目さえつければいい、こういうこらそういう目的なんだということですが、それでは主観的にどられと同時に、内閣官房長官が戦没者の追悼なんと言ったか

ついてどうでしょうか。

るということを申し上げているわけでございます。目的の点において専ら戦没者の追悼ということである必要があ違反しないと御答弁申し上げたつもりはございません。まず、るのかということでございますが、私どもは目的だけで憲法に○大森説明員 まず第一点の目的さえそのように言えばよくな

それから第二点の、官房長官が事前にそういうことを明らかそれから第二点の、官房長官が事前にそういうことを明らか、言わなければどうなるという意味いうことを担保するといいますか、証明するといいますか、ということを担保するといいますか、証明するといいますか、ということを担保するといいますが、証明するといいますか、ということを担保するといいますが、証明するといいますが、といっことを担保するといいますが、記述といただきたいと思います。

○中村(巖)委員 では、方式のことも言われましたから方式のはどの辺にあるのですか。

○大森説明員 それを端的に示せ、こう言われるとなかなか示しにくい難しい問題でございますが、骨頭に申し上げましたよりに、最高裁判所は、憲法が禁止する宗教的活動というもののうに、最高裁判所は、憲法が禁止する宗教的意義を持ち、そし判断基準といたしまして、その目的が宗教的意義を持ち、そし判断基準といたしまして、その目的が宗教的意義を持ち、そし書般の事情、あらゆる事情を総合判断して、社会通念に従って容観的に決めなさい、こういうふうに言っているわけでございます。どの線かということは、あらゆる事情を総合判断して決ます。どの線かということは、あらゆる事情を総合判断して決ます。どの線かということは、あらゆる事情を総合判断して決ます。どの線かということは、あらゆる事情を総合判断して決ます。とは非常に難しいろうと思いますが、骨頭に申し上げましたような参拝方式のものならば憲法に違反しない、私どもはこのような参拝方式のものならば憲法に違反しない、私どもはこのような参拝方式のものならば憲法に違反しない、私どもはこの大森説明員 それを端的に示せ、こう言われるとなかなか示したくい難しいろうと思いますが、一方は対したように判断するに至った次第でございます。

を行うについての意図、目的及び宗教的意識の有無、程度、当当該行為に対する一般人の宗教的評価、当該行為者が当該行為けれども、その中身というのは、「当該行為の行われる場所、言われるように「諸般の事情を考慮しこという言葉はあります言いれるように「諸般の事情を考慮しこという言葉はあります

題は一応この程度にいたしておきます。

対する考え方に非常に一定の効果を持ってはないか、こういう ような印象というものを免れない、一般人に与える靖国神社に でその宗教、神社神道ですか、そういう宗教を助長、援助する 内閣総理大臣が靖国神社に参拝をするならば、それはそれだけ 当該行為の一般人に与える効果というようなことを考えれば、 るわけですね。しかし、参拝の形式がいかにあれ、少なくとも 該行為の一般人に与える効果、影響等こういうふうになってい ふうに思うのですけれども、いかがですか。

いうことを言っております。 最高裁判所は御指摘のような項目を掲げ、その他諸般の事情と ○大森説明員 御指摘のとおり、考慮すべき諸般の事情として

断したわけでございます。 面における援助、助長というような効果はないと、私どもは判 国務大臣が参拝いたしましても、新たに靖国神社に対する宗教 ます。したがいまして、そこに専ら追悼の目的で総理その他の 戦没者追悼の中心的施設であるとしているということでござい に絞ってお答えいたしますと、靖国神社は国民や遺族の多くが そこで、一般人に与える効果、影響はどうかということのみ

ざるを得ないわけでございます。時間の関係もあって、 か、そんなような印象も免れない、こういうふうに思うわけで かかわらず、言ってみれば政府のお先棒担ぎをしているという る。 り非常に政府の見解というものが、従来の見解から今度は一変 ので、ほかに移りますけれども、冒頭申し上げたように、やは ○中村(巖)委員 この問題だけやっているわけにもいきません ございまして、大変にこのことは問題であるというふうに思わ に思うわけでございまして、そういう意味で先へ進み過ぎてい したという印象を与える、そういうことは免れないというふう 法制局というものは客観的な法律解釈をするべきであるに この問

### 二号 六一 (昭和60年9月19日) 参議院決算委員会(屬可知閉会後)会議 録第

(発言者) 服部信吾 (委員)

藤波孝生 (国務大臣(内閣官 房長官)

菅野久光 (委員)

後藤田正晴 (国務大臣(総 務

茂串俊 (説明員。 庁長官)) 内閣法制局

長官)

安倍晋太郎 (国務大臣(外務 大臣))

## \_発言順。敬称略]

## ○服部信吾君

いしておきます。 かと、こう思いますけれども、簡単に官房長官の御意見をお伺 ういうものに関する考え方と、私は参拝をやめるべきじゃない めるべきじゃないか、こう思いますけれども、中国のデモ、こ するんだということを決めておりますけれども、これは私はや の公式参拝、これに対して、今回政府決定としては公式参拝を 大変なものじゃないかと思いますよ。そういうことで靖国神社 アジア、こういうところからこういうものが出てきているのは いて大変経済摩擦で問題になる。我々のおひざもとである中国 でありますけれども、特にこれからの対アメリカ、EC等にお 的な問題も含まれておる、こういうようなことが出ているわけ 変デモが起きておる。こういうことで、その中にいわゆる経済 いて、日本は戦後の反省をしてない、こういうようなことで大 それから、靖国神社の公式参拝ということで、 昨日中国にお

ますが、これらにつきましてもさらによく説明をいたしまして という形をとったわけでございますが、そのときからずっと外 ○国務大臣(藤波孝生君) ごく簡単にお答えをいたします。 解していただけるようにさらに努力をしていきたい、このよう おるところでございます。デモがあったという情報も得ており 務省を通じまして各国の理解を得られるように努力をしてきて に考えております。 府、内閣総理大臣あるいは大臣の参拝の意図、 いろいろな検討の結果、 靖国神社に公式に追悼の意を表する 趣旨をよく理

> ます。 ○服部信吾君 これはまた後ほどいろいろと議論したいと思い

(略)

(略

### 菅野久光君

という形で出ておりますね。 告で行うということは、非常に問題があるというふうに思うん います。このような重大な変更をただ単なる私的諮問機関の報 内政干渉とか何かといういろいろな御意見もありますけれども、 です。これは閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会の報告苦 行は従来の政府見解を実質的に変更するものだというふうに思 して政府統一見解としていた。したがって今回の公式参拝の強 いうことで、歴代の内閣が公式参拝を憲法違反の疑いがあると かしこの問題はいろいろやっぱり大きな問題を含んでいると 時間もございませんのではしょって申し上げますが、非常に では次に靖国の問題についてちょっとお尋ねをいたします。

のないように努力いたします。」、このように答弁しております。 根総理も、「各省に徹底しまして、八条機関と紛らわしいこと わって藤波官房長官も同様趣旨の答弁をしておりますし、中曽 す。」、このように答弁されております。また、このことにかか で取りまとめることなどのないよう留意すべきものでございま の意見交換、懇談会等の場にとどめるべきものであります。」 公の権威を持って表明されるものではなく、単なる行政運営上 政運営上の会合にありましては、合議機関としましての意思が 答弁をしておられます。その際に後藤田長官は、 懇談会等と国家行政組織法第八条の審議会等との区別について 十九年四月十日の参議院予算委員会でこの私的諮問機関である -特に聴取しました意見を合議機関の意思決定と紛らわしい形 それで総務庁長官にお伺いしたいわけでありますが、昭和五 今回の場合、肝心の御自分で答弁なさった官房長官が、この 「懇談会等行

いいたしたいと思います。っぱりなるわけで、その辺について総務庁長官の御意見をお伺

○国務大臣(後藤田正晴君) この国家行政組織法八条のいわゆ○国務大臣(後藤田正晴君) この国家行政組織法八条のいわゆの国務大臣(後藤田正晴君) この国家行政組織法八条のいわゆの国務大臣(後藤田正晴君) この国家行政組織法八条のいわゆの国務大臣(後藤田正晴君) この国家行政組織法八条のいわゆ

## [委員長退席、理事目黒今朝次郎君着席]

るのが実情でございます。 関と混同しては相ならぬというようなことで注意を喚起してお関と混同しては相ならぬというようなことで注意を喚起して糸機長官の立場で、いわゆる隠れみのにしてみたりあるいは八条機長官の立場で、いわゆる隠れみのにしてみたりあるいは八条機長官の立場で、いわゆる隠れみのにしてみたりあるいれる議論があって、昭和三十六年でございましたか各時々混同をするということもなきにしもあらずと。だから国会

かように考えておるわけでございます。 ことをきちんと峻別をせられて私は対処しておられるものだと たがって、官房長官はいわゆる懇談会と八条機関の区別という ちゃんとその中に私は意見として出ているんじゃないかと。し な違った意見の方もあるわけでございますから、違った意見も て同時に、それなるがゆえにこそ、あの問題についてのいろん れば個々の意見の集約であって機関意思の決定ではない、そし た点はあるのじゃないかと思いますが、これはしかし考えてみ どなたの意見を聞いても同じだというものを私は一まとめにし んですけれども、多くの委員さん方の中でおおむね意見の一致、 形になっておるのはおかしいと、こういう御質問だろうと思う う問題であって、まあ報告書の内容が機関意思の決定のような を決められた、つまりは政府の責任において決めたと、こうい 要があるということで御意見を聞いて、そして御自身のお考え 自身でお考えを決めるに当たって、各方面の意見を広く聞く必 今度の靖国懇の問題については、これはやはり官房長官が御

は総理大臣から下はみんな大臣いるんですから、そういうことますから、今の総務庁長官が御答弁になったようなことを、上機関のことが非常に大きな問題になっているということでありでのいろんな場面で出てきておって、そのことでこの私的諮問は世論形成のためにいろいろ使われているということが、今まは世論形成のためにいろいる機関がいろんな場合の隠れみのあるい一管野久光君 私的諮問機関がいろんな場合の隠れみのあるい

率直に申し上げておきたいというふうに思います。非常にやっぱり不信感を持っているということを、この機会にでしっかり徹底をしてもらいたい。このことについては国民が

はいかがでしょうか。とれから宗教色を抜くということで、参拝の形式でありますが、今回なさったようなことであれば宗教活動の一端には当たが、今回なさったようなことであれば宗教活動の一端には当たが、今回なさったようなことであれば宗教活動の一端には当たが、今回なさったようなことで、参拝の形式であります

ざいまして、先ほどもちょっとお触れになりましたように、主 法との関係で一切許されないということにはならないわけでご を実施するというような運びになった次第でございます。 問題がないという判断に立ち至りましたので、先般の公式参拝 検討いたしました結果、我々といたしましては、これは憲法上 てこれが宗教的活動に当たるかどうかということを十分念査、 けでございまして、今回の公式参拝の形をとった場合に果たし して、これを判断する場合の一般的な基準が掲げられておるわ 委員御承知のとおり、津の地鎮祭に関する最高裁判決におきま この宗教的活動に該当するかどうかということにつきましては ろでその判断が決まるように私考えておるのでございますが、 おりますところの国の宗教的活動に当たるかどうかというとこ として憲法上の問題としましては、憲法二十条三項が禁止して せんが、ただ、宗教とかかわり合いのある国の行為がおよそ憲 これは否定できないと思うのでございます。これは否定できま 神社参拝が宗教とのかかわり合いのある行為であるということ したが、靖国神社が宗教的施設である以上、総理、閣僚の靖国 除いた上でやっておるのかどうかというような御質問と伺いま ○説明員(茂串俊君) 今回の公式参拝につきまして、宗教色を

○菅野久光君 きょうは時間がないので余りこのことについて、一拝であればいいのではないかというようなことで今回はて、一拝であればいいのではないかというようなことで今回はて、一拝であればいいのではないかというようなことで今回はすと、戦前の天皇とかそれから首相、陸・海軍大臣などの靖国をするなら、今風の中曽根参拝は形式的には戦前の正式参拝をとするなら、今風の中曽根参拝は形式的には戦前の正式参拝をとするなら、今風の中曽根参拝は形式的には戦前の正式参拝をとするなら、今風の中曽根参拝は形式的には戦前の正式参拝をとするなら、今風の中曽根参拝は形式的には戦前の正式参拝をとするなら、今風の中曽根参拝は形式的には戦前の正式参拝をとするなら、今風の中曽根参拝は形式的には戦前の正式を押したということについていていている。

それで、時間がございませんので外務大臣にちょっとお尋ねそれで、時間がございませんので外務大臣にちょっとお尋ねをいたしますが、八月十四日、我が国が太平洋戦争中被害を与な説明をしたのか、またその外務省が把握している諸外国の友の活動をしたのか、またその外務省が把握している諸外国の境国神えた諸外国の在外公館に対して、相手国に中曽根首相の靖国神えた諸外国の在外公館に対して、相手国に中曽根首相の靖国神えた諸外国の在外ので外務大臣にちょっとお尋ねきたいと思います。

○国務大臣(安倍晋太郎君) おっしゃるように、諸外国に対し ○国務大臣(安倍晋太郎君) おっしゃるように、諸外国に対して強調をするように、我が国が過去においてアジアの諸国を 中心に関係国に対して説明をしたわけですが、今回の参拝の趣 一では関係国に対して説明をしたわけですが、今回の参拝の趣 に対して説明をしたわけですが、今回の参拝の趣 に対して説明をしたわけですが、今回の参拝の趣 をいたしたわけです。必要に応じまして、特にアジアの諸国を 十分説明をするとともに、我が国が過去においてアジアの国々 を中心とする多数の人々に多大の苦痛と損害を与えたことを深 く自覚をして、このようなことを二度と繰り返してはならない との決意と反省の上に立って平和国家としての道を歩んできて との決意として、まがよりに、我が国に対しまして訓令をいる に対して、まがよりに、まが国の表す。

国々については格別の反応はなかったと聞いております。のではないかとの趣旨の懸念が表明をされました。また、他のることは、中国人民のみならずアジア諸国人民の感情を害するこれに対しまして、中国側よりは、靖国神社を公式に参拝す

〔理事目黒今朝次郎君退席、委員長着席〕

○菅野久光君 今中国の問題をお話しになりましたが、中曽根
 ○菅野久光君 今中国の問題をお話しになりましたが、中曽根

がありましたけれども、我々は国民党の戦士の祭られておる墓記にもお会いする機会がありました。そのときにいろんなお話副首相やあるいは鄧小平顧問委員会主任、それから胡耀邦総書田辺書記長を団長とする訪中団が行きまして、中国の姚依林

それから、こここの春ヱノーガノ大佐頂がドイソでより見ないと、そういうことを言われました。しかし、汪兆銘、汪精衛が葬られている墓地にはお参りに行かにはお参りに行く。これは抗日戦争でやったということですね

ろいろ論議をしたいというふうに思っております。 というふうに思うんです。この問題についてまた別な機会にい 臣も大変つらい思いをされながらいろいろお話をされても、な かというふうに思うんです。そういう意味では、本当に外務大 って、それは大変だと、日本もいよいよまたもとに戻っていく の丸、君が代の強制の問題、こういうこととがみんな一体にな かもこの問題と先ほどから言っている一%枠の問題、そして日 回も参拝を強行するなということを言われているわけです。し から、この靖国参拝の問題については、新聞の論説などでも何 葉がありますが、まさにそういうことだと思うんですよ。です 戦争で見れば加害者なわけですね。よく言われますが、殴った は被害者であり、原爆では被害者であり、しかし、あの十五年 をしているわけです。だから、日本は戦争においてある意味で 民共和国やそれから東南アジアの国々の人たちはそういう思い けじゃありません、日本の侵略を受けた韓国や朝鮮民主主義人 ことに中国の人たちは受け取るのではないでしょうか。中国だ 級戦犯の方々が犯した私は罪といってもいいんですが、それは いあるつもりでありますが、ここに行くということは、そのA 争で亡くなった方々に対する慰霊の心は私も人に負けないぐら すね。ですから、ここにお参りに行くということは、確かに戦 初め十四人の方がひそかに祭られた、現在祭られているわけで 国神社には、昭和五十三年ですか、A級戦犯とされた東条英機 った。非常にそういうところは厳しくあるわけです。しかも靖 衛隊の人が葬られている墓地に行く行かないで大変な問題 かなか先ほどのお話のようなことでは私は納得できない問題だ 人によって考え方は違うでしょうが、その人を免罪するという 人間は忘れても、殴られた人間はいつまでも忘れないという言 それから、ことしの春にレーガン大統領がドイツでナチの親 かという思いをすることは、私はある意味では当然ではない

# 三号(昭和60年9月20日) (昭二年) | 一四】参議院決算委員会 (昭二年) | 開会後)会議録第

(発言者) 本岡昭次(委員)

房長官))藤波孝生(国務大臣(内閣官

有馬龍夫(説明員。外務省ア服部信吾(委員)

\_発言順。

敬称略]

○本岡昭次君 最後に、質問の通告はしてなかったんですが、とのうも靖国問題等でいろいろ官房長官に、政府の責任者としきのうも靖国問題等でいろいろ官房長官に、政府の責任者としったったのですが、あるいはまた学生のいろんな行動が行われたりしているんですが、それについてけしからぬのではないかとりしているんですが、それについてけしからぬのではないかとりしているんですが、それについてけしからぬのではないかとりしているんですが、それについてけしからぬということだけで官房長官、そういうことについてけしからぬということだけでは済まぬ事柄だと思うんですね、問題は。そういう点で、官房長官の真意をちょっと聞かしておいていただきたいんですが、長官の真意をちょっと聞かしておいていただきたいんですが、長官の真意をちょっと聞かしておいていただきたいんですが、

された、そういった方々に対して心から追悼をする、公の立場 るいは家族を守り同胞を守り、そういう目的で自分の命をなく いましたので、国のために亡くなった方々に対し、国を守りあ ならぬと考えている。それはどういうことかということでござ いろ御意見もあるようで非常に、事態を心配をしておる、そし 前後の段階でもよく努力をしてきたところである、しかしいろ しい御理解をいただくように、外交ルートを通じて八月十五日 う御質問がございましたので、靖国公式参拝問題については正 して、そういった中国の動きなどについてもどう考えるかとい お時間いただきまして記者会見に参りましたときに質問が出ま ろでございます。そういったことなどもございます。今、少し なことについても、非常に心配をして事態を見守っているとこ いろいろデモがあったりいろんな御意見が出ているというよう ○国務大臣(藤波孝生君) 靖国問題につきまして、中国などで て今後、外交ルートを中心にいたしまして、この問題の真意が 解をされるようにさらに御説明もし努力をしていかなければ しかし同時に、二度と戦争のような悲惨な事態

> をしたのである、こういう気持ちをぜひ御理解をいただきたい。 平和への願いを込めたそういう気持ちで靖国神社に赴いて追悼 真意がよく伝わるようにさらに政府といたしまして御理解をい 御意見があるところでございますけれども、憲法との関係も十 の気持ちでございまして、外交ルートなどを通じてその努力を 今説明をしてきたところでございますが、それが今日の私ども 国とは友好関係を維持しながら進んでいきたいと思っているん ういうところに大きな目的があるので、あくまでも特に近隣諸 なくて、むしろ後段の平和を誓う、平和を心から祈願する、そ いはどんどんと軍拡路線に進んでいくかというようなことでは 日本がそのことによって軍国主義の時代に入っていくとかある に努力をしていく。それは戦没者に対する追悼であると同時に、 ただきますための努力をしてまいりたい、こんなふうに考えて んな角度から配意をしてきたところでございまして、これらの 分宗教色などを排しまして憲法の条項と抵触しないようにいろ 分頭に置いて検討してきたところでございまして、形の上で十 していきたいと思いますし、また国内におきましてもいろいろ だということを御理解をいただきたいと思うのだということを、 できるように、さらに世界全体も平和な環境が維持されるよう に陥らないように日本自身も平和の国として進んでいくことが

### 略)

○説明員(有馬龍夫君) お答え申し上げます。 ○説明員(有馬龍夫君) お答え申し上げます。 か、この点について説明していただきたいと思います。 か、この点について説明していただきたいと思います。 か、この点について説明していただきたいと思います。 か、この点について説明していただきたいと思います。 か、この点について説明していただきたいと宮房長官にもお伺い ○脱部信吾者 まず初めに、昨日ちょっと宮房長官にもお伺い

ます。

私どもが承知いたしておるのか、その辺についてお伺いしておきの抗議デモを行っておるのか、その辺についてお伺いしておきが参加したデモ行進が行われたということの由であります。が参加したデモ行進が行われたということの由であります。が参加したデモ行進が行われたということの由であります。の抗議デモを行っておるのか、その辺についてお伺いしておきの抗議デモを行っておるのか、その辺についてお伺いしておきの抗議デモを行っておるのか、その辺についてお伺いしておきの抗議デモを行っておるのか、その辺についてお伺いしておきのが、対しているところでは、去る十八日にいわゆ私どもが承知いたしておるところでは、去る十八日にいわゆ

○説明員(有馬龍夫君) これも正確な事実関係を捕捉している

が掲げられていたというふうに聞いております。いは靖国神社公式参拝の反対でありますとか、そのような趣旨ますと、一部の日本人による軍国主義の復活であるとか、あるわけではございませんけれども、報じられているところにより

○服部信吾君 それで、我が国政府がいわゆる靖国神社公式参り、の服部信吾君 それで、我が国政府がいわゆる靖国神社公式参

○説明員(有馬龍夫君) 外務省といたしましては、北京におきして先般の参拝の趣旨を中国政府に対しても説明しておりままして先般の参拝の趣旨を中国政府に対しても説明しておりままして先般の参拝の趣旨を中国政府に対しても説明しておりままして光般の参拝の趣旨を中国政府に対しても説明しておりまましております。すなわち、これは戦没者に対して追悼を行うものであるといっことを十分説明いたしますとともに、我が国は、過去においると対してはならないとの反省と決意の上に立って平和国家としての道を歩んできており、かかる反省と決意にはいるというように中国側に説明しております。

向こうの態度はどうだったわけですか。今回こういう形でするんだという形で中国側に説明したときに、神社を、いままで歴代の内閣が靖国神社公式参拝をしなかった、神社を、いままで歴代の内閣が靖国神社公式参拝をしなかった、

○説明員(有馬龍夫君) これに対しまして説明を受けました人○説明員(有馬龍夫君) これに対しまして説明を受けました人の説明員(有馬龍夫君) これに対しまして説明を受けました人の説明員(有馬龍夫君) これに対しまして説明を受けました人の説明員(有馬龍夫君) これに対しまして説明を受けました人の説明員(有馬龍夫君) これに対しまして説明を受けました人の説明員(有馬龍夫君) これに対しまして説明を受けました人

行うのではないかとか、あるいは、まさにこれのための記念集のほかの壁新聞の趣旨としましては、例えば日本が経済侵略をすのは、そういう壁新聞があったということでございます。そことが掲げられておりますけれども、私どもが承知しておりま上げましたような趣旨を、抗議の公開状を発出すべきだという一説明員(有馬龍夫君) 北京大学の壁新聞の中に、先ほど申し○説明員(有馬龍夫君)

ではならないといったようなものがあったと聞いております。 ○服部信吾君 まあ、学生のデモというのは常にその時代の、あるいはその国の情勢の世論づくりというか、先取りをすると、あるいはその国の情勢の世論づくりというか、先取りをすると、あるいはその国の情勢の世論づくりというか、先取りをすると、が発火点となって、これから中国の我が国に対する批判というが発火点となって、これから中国の我が国に対する批判というが発火点となって、これから中国の我が国に対する批判というが発火点となって、これから中国の我が国に対する批判というか、たいではならないといったようなものがあったと聞いております。

○説明員(有馬龍夫君) 大切なことは、現在日中関係は極めて○説明員(有馬龍夫君) 大切なことは、現在日中関係は極めているかということは中国政府にきちっと説明しているを持っているかということは中国政府にきちっと説明している認識を持っているかということはでありまして、友好的な内容をもって安定的に進展しているわけでありまして、分別明員(有馬龍夫君) 大切なことは、現在日中関係は極めて○説明員(有馬龍夫君) 大切なことは、現在日中関係は極めて

○服部信吾者 何だかよくわからないんですけれども、大変苦しい立場にあるようですけれども、この辺についてお伺い時に、もしこういうようなことが本当にあったとすれば我が国りますけれども、これはどのように把握されているのか。と同りますけれども、これはどのように把握されているのか。と同りますけれども、これはどのように把握されているのか。と同時に、もしこういうようなことが本当にあったとすれば我が国が所としては何らかの措置をとるのか、この辺についてお伺いのからないんですけれども、大変苦しておきます。

○説明員(有馬龍夫君) 実は申しわけございませんけれども、○説明員(有馬龍夫君) 実は申しわけございませんのでコメリカの点についての事実関係を捕捉しておりませんのでコメまだこの点についての事実関係を捕捉しておりませんのでコメまだこの点についての事実関係を捕捉しておりませんけれども、○説明員(有馬龍夫君) 実は申しわけございませんけれども、

○ば。 ○服部信吾君 これは仮定の話で、もしそうであったなかの抗議――抗議と言っちゃおかしいでしょうけれども、政府してそういうような事態に遭ったと仮にした場合、これは何らしてそういうような事態に遭ったと仮にした場合、これは何らの服部信吾君 これは仮定の話で、もし許可を得ていて、そう

ような状況のもとで、今、委員がおっしゃられました、例えば○説明員(有馬龍夫君) 申しわけございませんけれども、どの

えさせていただきたいと思います。 許可を得ていたのかどうか、その辺をきちっと承知してから考

外務省としてはどのようにお考えですか。 ないかと思うんですけれども、こういうような問題については 火していったりした場合には、これは大変なことになるんじゃ アでこういうような問題が起きて、またこれがよその国へ飛び すけれども、なおかつこれでまた、我々の友邦というか、アジ アメリカあるいは西側と中曽根総理は一生懸命外交問題でやっ アジアにどんどん広まっていった場合に、ある面から言うと、 こういう大きなデモがあったということに対して、これがまた ていこうと、そういうときでありますし、そういう中で学生の らいよいよ中国と経済問題なりいろいろな問題でこれからやっ て、経済摩擦でどうのこうのと大変なところに来ているわけで るんじゃないかというような批判もあるかもしれないし、そし ているわけですけれども、余りにもそっちに目を向け過ぎてい 合、例えば靖国神社公式参拝ということを契機として、そして もし国内に広がり、またこれがアジアの方に広まっていった場 ○服部信吾君 非常に私恐れるのは、こういう、非常にこれ

○説明員(有馬龍夫君) 繰り返しになりますけれども、アジア諸国との間では存在しているわけでございますから、そアジア諸国との間では存在しているわけでございますから、そアジア諸国との間では存在しているわけでございますから、そアジア諸国との間では存在しているかということは理解しているか、日本が過去についてどのような認識を持っているか、各国は、日本が過去についてどのような認識を持っているか、各国は、日本が過去についてどのような認識を持っているという。

ですか。○のであるようでありますけれども、これはそのとおり大臣がこの問題について説明をして理解を求めると、こういうくところによりますと、十月中旬に訪中する予定も、安倍外務くところによりますと、十月中旬に訪中する予定も、安倍外務の服部信吾君の外務省としては今後の対策として、いろいろ聞

□のでは、「日本のは、「日本では、「日本では、「日本では、「日本では、「日本では、「日本では、「日本では、「日本では、「日本では、「日本では、「日本では、「日本では、「日本では、「日本のは、「日本では、「日本では、「日本では、「日本では、「日本では、「日本では、「日本では、「日本では、「日本では、「日本では、「日本のは、「日本では、「日本のは

の代表団が行かれているわけですね、そのときにはっきりもうようなことで非常に、学生だけでなくて、既に自民党さんの方も、いずれにいたしましても、官房長官ね、私は、中国がこの〜服部信吾者(言っていることがよくわからないんですけれど

きまして、なお実態などの把握に今、外務省も努めていただい のような中で、そういった意見が強く出ているということにつ

ていろいろ靖国神社公式参拝の真意を御理解をいただくように ておるところでございますけれども、従来も外交ルートを通じ

こういう立場から御説明をしてきておるところでございま

今申し上げましたように、

国のために亡くなった

官の御意見をお伺いしたい。 るんじゃないんですかね、これ。そういう面も踏まえて官房長 この点について、やはりこれがなければ外務大臣が行っても困 神社公式参拝をどうするのか、今までどおり続けるのかどうか 官房長官のこの問題に対する取り組みと、今後、じゃこの靖国 中に記者会見していろいろお話ししたようでありますけれども かと、こう思いますけれども、官房長官ね、きょう、何か午前 そういうんじゃなくて、やはり中国側の厳しい態度じゃないの よね、これ。ですから、単なるこれは学生がデモやっていると、 の常務委員長が会談したときに長田団長に言っているわけです 全く逆なですると、今度の公式参拝は。こういうことを全人代 はっきりともうとんでもないと。要するに、中国の人々の心を いということは中国側政府も、学生だけじゃなくて政府自体が 言われているわけですよ、この靖国神社の参拝に対してお

の関係に十分配意をいたしまして、いろいろ検討に検討を重ね らの経緯につきましては従来もよく御説明を申し上げてきたと まして、いろいろ検討を重ねてきたところでございます。これ 守る、そういう場でお亡くなりになった方々に対して内閣総理 た。国のために命をささげて、同胞を守り、家族を守り、国を を中心にいたしまするいろんな団体、強い御要請がございまし ころでございまして、懇談会などの御意見も伺い、特に憲法と いう強い御意見がございまして、それらのお声を背景にいたし 大臣あるいは閣僚が公式の立場で追悼をしてもらいたい、そう 長い間にわたりまして国民の各層、また特に御遺族の方々など ○国務大臣(藤波孝生君) 靖国神社の公式参拝につきましては

従来考えて、いろんな努力を積み上げてきておりまして、非常 持しながら我が国は進んでいかなきゃいかぬ、そういうふうに ことにつきましては、今、外務省審議官からお答えをいたしま 御意見があり、また北京大学で学生デモが行われているという まして公式参拝を行ったところでございます。 に安定した日中関係を築いてきておるところでございます。そ したように、何といいましてもアジアの諸国との友好関係を維 特に、最近、中国におきまして、この問題についていろんな

> してまいりたいと、こう考えておるところでございます。 ざいますので、一層その真意が御理解いただけるように努力を でございます。さらに、その努力が足りないのかという面もご 解をいただきたい、そのように御説明も申し上げてきたところ ういう日本の国民の気持ち、国の姿勢というものを正しく御理 くんだと、国民もみんなそんな気持ちで生活を営んでいる、そ ておる、そのことを非常に重々しく感じて国の営みを進めてい が国が憲法のもとで非常に平和国家を志向して努力を重ねてき になるのではないかといったような御懸念に対しましても、我 日本のようなそういう近隣の諸国に御迷惑をかけるようなこと を込めて公式参拝を行ったものである、こういうことや、また いくんだと。むしろ平和を心から祈願する、そういった気持ち に陥らないように平和への努力を重ね、平和国家として進んで 方々に対して追悼する、そして二度と戦争のような悲惨な事態 部にございますように日本が再び軍国主義化して、かつての

ら検討して、こういう形であるならば憲法上にも、またよく御討していかなければならぬかと思いますが、いろいろな角度か でまいりたいと、こう考える次第でございます。 ようにむしろ努力をしていくというところに主眼を置いて進ん るかと思いますが、公式参拝の姿を正しく理解をしていただく せていただきましたので、どういうふうなときに公式参拝する 参拝のあの宗教色を排除した形での追悼をするという形をとら 説明をすれば各国の御理解も得られる、こういう気持ちで公式 でございますが、今後どのように進めていくかと、いろいろ検 戦後四十年という日に当たりまして公式参拝を実施したところ かというようなことについてはいろいろ検討していくことにな 今後どうするかというお話がございましたが、八月十五日の

いただきたい、 ○服部信吾君 ひとつ、 このようにお願いいたします。 大変な問題ですので慎重に取り組んで

> 議録第八号(閉会中審查) [六一五] 第百二回国会衆議院安全保障特別 (昭和60年10月8日) 委員会

(発言者) 渡部一郎 (委員)

長官))

加藤紘一 (国務大臣(防衛庁

[発言順。 敬称略]

にちょっと急ぎの問題を申し上げることにいたします。 定の分につきまして御質問したいわけでございますが、その前 ○渡部(一)委員 私は、中期防衛力整備計画九月十八日閣議決

側の反応であります。 それは、靖国神社の中曽根首相による公式参拝に対する中

的に中国の各地で行われ、中国外務省はこれに対し、日本政府 国人の心を傷つけたという運動が始まっているわけであります。 いういきさつになっております。 に対しこの点に対する慎重な配慮を要求して談話を発表したと これは、その後鎮静化したようには見えておりませんで、散発 が行われ、あるいは壁新聞等が掲載され、日本政府の行動が中 御承知のとおり北京及び延安等の地域におきまして学生デモ

ありますから、この問題について日本政府のお立場を表明して 好に対する基本的な取り組みを説明し約束した立場であります どもは、その日中共同声明において、過去の日本の行動につい みというものを約束した相手国でもあるわけでありまして、私 あり、その日本が日中共同声明において今後の平和への取り組 あり、敵国というよりもむしろ日本が侵入した強大なエリアで いいますのは、十一億の人口を擁し、第二次大戦の主要敵国で いただくということが非常に適切ではないか、こう思うわけで 国務大臣として最近ますます実力を発揮されておるところでも 説明のできる立場にある防衛庁長官でもございますから、また は中曽根総理個人に対して伺うべき質問ではございますけれど とがあり得る、こう思うわけであります。当然このような質問 安保論議どころではなくて、重大な結果を我が国に招来するこ か。もしこの配慮を怠ることがあるならば、当委員会における から、こうした問題については十分な配慮が必要ではなかった て少なくとも反省を明記し、戦争責任を明記して今後の日中友 なければならないテーマではないかと思うわけであります。と この問題は、私ども、日本の安全保障の問題からも論じら 国会閉会中でございますし、また総理の心境を極めてよく

あります。

と存じます。と存じます。と存じます。

切ではない、こう思っております。○か藤国務大臣「靖国問題につきましてお答え申し上げるのは適いますけれども、私が政府を代表してお答え申し上げるのは適いが藤国務大臣「靖国問題につきまして先生の御指摘ではござ

るために行われているものでございます。
るために行われているものでございます。
な式参拝は、国民や遺族の方々の多くが同神社を戦没者追悼の公式参拝は、国民や遺族の方々の多くが同神社を戦没者追悼のますけれども、今回の内閣総理大臣及び閣僚による靖国神社のますけれども、今回の内閣総理大臣及び閣僚による靖国神社のただ、私たちも靖国神社に公式参拝した閣僚の一員でございただ、私たちも靖国神社に公式参拝した閣僚の一員でございたが、

一方、委員御指摘のように中国の方でいろいろな学生のデモー方、委員御指摘のように中国の方でいろいろな学生のデモー方、委員御指摘のように関の方でいろいろな学生のデモー方、委員御指摘のように中国の方でいろなということは常に考えておかなければならない、こう思っるかということは常に考えておかなければならない、こう思っております。そういう意味で、最近の中国及び東南アジア諸国は私たちの国の防衛政策について長い時間の相互交流の結果だんだん理解の度が深まってきているのではないかな、こんなふがあったことは私たちの国の防衛政策について長い時間の人間というに関いております。

今度の北京のデモにつきましても、直接私たちの防衛の現在今度の北京のデモにつきまして言及いたしているのではないかなと思っうかう意味で理解は大分進んできているのがませんが、私たちはそのがモではないのではないかな、こんなふうに思っております。とは私たちの国が軍国主義的な復活をしつつあるという意味で、今回のこおりましたけれども、ありません。そういう意味で、今回のこおります。

の問題は戦争で命を亡くされた方に対する追悼の念をいかにし理的に対処するかという現状の問題であって、一方、靖国神社に関する議論というのは厳しい国際情勢の中で日本がいかに合すが、この二つはもともと違うものであって、私たちの防衛力すがの問題と靖国神社の問題が二つ同列に論議されておりまそいう意味で私たちは、現在新中期計画、それから、GN

っております。 てあらわすかという国民の心の問題なのではないかな、こう思

中友好に対しては重大な影を差す答弁になるでしょう。私は、 いるわけであります。 日中関係はもっと慎重な配慮が要るのではないか、こう伺って を与えたとすれば、我々としては、政治行動それ団体について 青年は未来を担う者でありまして、その青年の心に重大な障害 どうか。これは問題としては小さく見えるかもしれませんが、 その点を聞いているわけです。これは今後慎重な配慮が要るか あります。それが慎重な配慮が要らないというのであれば、日 というふうにあなたが感じられるかどうかを聞いているわけで って、この問題については、十分慎重な配慮を今後必要とする なったのではないかという心配があるわけであります。したが えますならば、日本と中国の友好に大きな水を差すきっかけに した。また、中国の中に広がっている青年のこうした風潮を考 的な外交措置をとりながらも、この問題に対して不快の念を示 省の意がこの行為によって疑われる結果になったのではないか 条約において日本があらわに示した過去の侵略に対する深い反 ているわけではありません。日中共同声明並びに日中平和友好 って、一%の問題と中業の格上げの問題と私は絡めて申し上げ ○渡部(一)委員 大臣は私の質問を誤解しておられるようであ それは、中国政府自身が非常に日中友好を配慮する上で抑制

○加藤国務大臣 日中関係につきましては、過去の経緯もあり、○加藤国務大臣 日中関係につきまして、この靖国神社の公式参すけれども、この際、政府を代表して、この靖国神社の公式参すけれども、この際、政府を代表して、この靖国神社の公式参すけれども、この際、政府を代表して、この靖国神社の公式参すけれども、この際、政府を代表しては、過去の経緯もあり、加藤国務大臣 日中関係につきましては、過去の経緯もあり、加藤国務大臣 日中関係につきましては、過去の経緯もあり、

○渡部(一)委員 これはまことにおかしいのであって、あなたて内閣の責任を分担する立場にあることは、私が言うまでもあは少なくとも閣僚の一員であります。そして、閣僚の一員としは少なくとも閣僚の一員でありません。

ントは官房長官にお願いするのが筋であろうと思っております分析されたりしておると思いますけれども、政府としてのコメ分析されたりしておると思いますけれども、政府としてのコメということぐらいは表明されてしかるべきだと私は思います。ということぐらいは表明されてしかるべきだと私は思います。ということぐらいは表明されてした。 
みなたは、この際、この靖国神社の公式参拝という日中関係あなたは、この際、この靖国神社の公式参拝という日中関係

でこの答弁を終わられますか。 「漢部(一)委員」そうすると、あなたは何も言えない、公式参

○加藤国務大臣 防衛庁長官が政府を代表して、この靖国神社の問題についてコメントするのは、差し控えさせていただきたの問題についてコメントするのは、差し控えさせていただきた。

(一)委員 政府を代表しないで、あなたそれでは防衛庁の渡部(一)委員 政府を悪くした問題が、防衛問題に影響がないわ長官としてお答えになったらどうです。防衛問題ですよ。これ長官としてお答えになったらどうです。防衛問題ですよ。これ

○加藤国務大臣 日本の防衛政策の責任ある立場といたしましては、過去の日中間の不幸な経緯を十分に頭に入れながら、今では、過去の日中間の不幸な経緯を十分に頭に入れながら、今の加藤国務大臣 日本の防衛政策の責任ある立場といたしました。

っていくという意味ですか。 ○渡部(一)委員 今後においては、靖国神社みたいな問題につ

す。 ○加藤国務大臣 「靖国の問題についてのコメントは差し控えさかが、防衛庁所管の大臣としての責任だろうと思っておりま念を諸外国に持たれないように、最大の注意と配慮を払っていせていただきますけれども、私たちが再び軍国主義の復活の疑せていただきますけれども、私たちが再び軍国主義の復活の疑問をは、

○渡部(一)委員 きょうはそのくらいにしておきましょうか。 ○渡部(一)委員 きょうはそのくらいにしておきましょうか。 配慮されるだろうと思います。

神社に対する公式参拝が行われたことでもめておりますが、ア神社に対する公式参拝が行われたことでもめておりますが、アスな方々が日本の戦死者におられるわけであります。その戦いろな方々が日本の戦死者におられるわけであります。その戦いろな方々が日本の戦死者におられるわけであります。その戦いるな方々が日本の戦死者におられるわけであります。その戦いるないです。いろいろ靖国神社に祭られてうれしい人もある、者の一人です。いろいろ靖国神社に祭られてうれしい人もある、者の一人です。いろいろ靖国神社に対する公式参拝が行われたことでもめておりますが、アを私は思っておりますが、アルスは思いている。

議をした。それに対して、国防次官がたちまちやってきて、十リスト教の拝み方では浮かばれない、こうしたことは困ると抗 わけであります。 そこで、パンチボールのところにはいろいろな人々が宗教的な る。民族的な配慮、宗教的な配慮というものが行われておった。 のに切りかえられておる。何とその像は足にわらじを履いてい 像あるいはマリアの像はやめて、要するに総合的な像というも かマークがされているだけである。中央の像まで、キリストの トーンのところに小さな仏教徒とか回教徒とかキリスト教徒と 字架を引き抜いて、そしてならして、今墓石に当たるヘッドス 徒のある親が当時の国防長官に手紙を出して、我々の子供はキ 架が墓の一つ一つに並べられておった。ところが、戦争中仏教 祭っているのですけれども、この戦死者のところに最初は十字 かれているパンチボールという名前の国立墓地は戦死者を全部 ども、一つの墓地はハワイに置かれています。このハワイに置 ワイに行きまして、アメリカの国立墓地に二つあるのですけれ うしてだろうという思いがよくしておりました。ところが、ハ 心配なくて全部集まることができた、こういういきさつがある メリカではないのです。私はアメリカへ参りましたときに、ど

私は、アメリカと日本との当時のいろいろな論争とか戦闘の私は、アメリカと日本との当時のいろいろな論争とか、関連ではないのではないかと私は思っておるわけでありたによって日本国内における団話を破壊するという配慮、それから民族ので、宗派の差を乗り越えるという配慮、そしてそれによる団結というものにアメリカ合衆国はどんなに配慮していたか、一つの典型的な他を視察されるように私は要望したいと思います。それから民族のではなかったかと私は思います。今度ハワイへ行かれたら現地を視察されるように私は要望したいと思います。それから民族のではないのだないのではないがというものはあるかと思いを視察されるように私は要望したいというはあるかと思いを視察されるように表しているないが、いろいろな論争とが戦闘の私は、アメリカと日本との当時のいろいろな論争とか戦闘の私は、アメリカと日本との当時のいろいろな論争とか戦闘のとのは、アメリカと日本との戦闘の私は、アメリカと日本との当時のいろいろな論争とが戦闘の

ますけれども、その配慮が、中国との関係でこうした問題がこられる御様子で、私はその答弁を聞いては安心した一人でありして日本の防衛政策が侵略主義であるとか軍国主義であるとかれました。まさにいろいろな配慮の行き届いた施策をやっておられました。まさにいろいろな配慮の行き届いた施策をやっておられました。まさにいろいろな配慮の行き届いた施策をやっておられました。まさにいろいろな配慮が、東南アジアの国々に対先ほど同僚議員の質問に対して大臣は、東南アジアの国々に対失にといる。

いかがでございますか。について特段の慎重な御配慮をもう一回望みたいと思いますが、について特段の慎重な御配慮をもう一回望みたいと思いますが、いかがでございますかの方は全部一遍にだめになってしまうと

## 〔委員長退席、三原委員長代理着席〕

防衛力政策というものがどういうものであるか、今後ともその思います。しかし、これに安心することなく、私たちは我々の 争の結果、日本が新たな軍国主義への道を歩んだというふうに と思います。特に、アジアにおいて非常に影響力の強い国であ 国が防衛面について十分なる理解とそして信頼感が持てるよう国と中国は友好関係にありますけれども、この中国と私たちの かりやっていかなければならぬ、こう思っております。 基本原則を説明し、その基本原則に沿った施策を私たちがしっ なかったということはありがたい事実、うれしい事実だったと もこの日本国内の論議を新華社で客観的に報道しただけにすぎ はっきりと規定する東南アジア諸国はなかったし、中国の場合 ります。幸いなことに、私たちは現在までのところ、今度の論 力を防衛庁としてもしていかなければならない、こう思ってお ますけれども、今後ともその理解を進められるように最善の努 外務省を通じて十分に注意をしながら見てきたつもりでござい 議する傍ら、私たちは東南アジア諸国それから中国等の反応を GNP一%の問題につきまして、私たちが国内で問題提起し論 おります。したがって、今度新中期防衛力計画とか、それから りますから、その点は私たちは考慮しなければならぬと思って になってなければいけないという御指摘はそのとおりであろう 中で極めて大きな影響力を持つ国であります。現在、私たちの の方からも官房長官に十分にお伝えしておきたいと思います。 ○加藤国務大臣 靖国の問題につきましての先生の御意見は私 先生が御指摘になりましたように、中国というのはアジアの

議論してもこれは結論にならないからであります。 ○渡部(一)委員 日本の防衛計画は二面において日米安保条約 議論してもこれは結論にならないからでありますが、防衛計 を通してアメリカと提携をしているわけでありますが、防衛計 を通してアメリカと提携をしているわけでありますが、防衛計 を通してアメリカと提携をしているわけでありますが、防衛計 を通してアメリカと提携をしているわけでありますが、防衛計 を通してアメリカと提携をしているわけでありますが、防衛計 を通してもこれは結論にならないからであります。

(た)して中期防衛力整備計画について申し述べたいと存じます。して中期防衛力整備計画について申し述べたいと存じます。さてそれでは、うなずいておられますので、御同意と思いま

年10月16日) 【六一六】第百三回国会衆議院会議録第二号(昭和60

### 田邊誠君 (略)

総理の所信表明演説であえて言及されていなかったけれども、 総理の所信表明演説であえて言及されていなかったけれども、 経理の所信表明演説であえて言及されていなかったけれども、 経理の所信表明演説であえて言及されていなかったけれども、 という点でも、歴代内閣が守ってきた最低限の規範を踏み破っ という点でも、歴代内閣が守ってきた最低限の規範を踏み破っ という点でも、歴代内閣が守ってきた最低限の規範を踏み破っ という点でも、歴代内閣が守ってきた最低限の規範を踏み破っ という点でも、歴代内閣が守ってきた最低限の規範を踏み破っ という点でも、歴代内閣が守ってきた最低限の規範を踏み破っ という点でも、歴代内閣が守ってきたようとは、これ さって、国民の信仰の自由が奪われ、信仰を持たない自由も否 定されるではありませんか。だからこそ従来、政治にはかかわ らなかったような広範な宗教団体までが決起して、靖国公式参 に対した に対した に対した に対しているのであります。

### 略)

## ○内閣総理大臣(中曽根康弘君) (略)

(拍手)憲法との関係につきましては十分考慮いたしまして、宗を新たにする目的で、今回これを行ったものでございます。戦没者の追悼を行い、あわせて、我が国と世界の平和への決意の要望にこたえたものであり、国家のため戦争の犠牲になったの要望に出たるであり、国家のため戦争の犠牲になったが国際できる。

たびごとに、これを慎重に検討してまいりたいと考えておりま 思うのでございます。今後の問題につきましては、その機会の 上げているのでありまして、これは戦争で倒れた犠牲者を追悼 るものでございます。我々は、戦没者の追悼ということを申し 房長官の談話を発表いたしましたが、これは現在も存在してい 教色を排除した形で行ったものでございます。八月十五日に官 している、こういう意味であるということを御理解願いたいと

### 略

### 略

## ○小渕恵三君

いと思います。 政治姿勢に関連して、 靖国神社への公式参拝について承りた

る敬意を表するものであります。 意味からして、私は、このたびの総理の御英断に対し、深甚な 民感情を重んずることこそ、政治の原点と言えましょう。この に希望し、期待し続けてきたところであります。この素朴な国 の資格で靖国神社を公式に参拝されました。この参拝は、長期 にわたり多くの国民、とりわけ、戦没者の御遺族、我が党が常 本年八月十五日、中曽根総理は、戦後初めて、内閣総理大臣 (拍手)

るのか、まことに理解に苦しむのであります。 神社への公式参拝に異論を唱え、恥ずべき行為とまで極論され ことだと思います。にもかかわらず、なぜ我が同胞の眠る靖国 念墓地を訪れ、花輪を供えられたとのことであります。当然の る社会党代表団も、第二次大戦の戦没者の眠るピスカリョフ記 ろによりますと、去る九月、訪ソされた石橋委員長を団長とす ぞれにおいて英霊の墓地に参拝いたしました。伝えられるとこ は、総理に随行して欧州各国を公式訪問した折、訪問国のそれ この機会に、一言触れておきたいのでありますが、過般、私

にしていただきたいと存じますが、いかがでしょうか。 参られました例大祭に参拝され、公式参拝のけじめを一層明確 たえてちゅうちょ逡巡することはいかがでありましょうか。総 することを避けることは当然のことながら、その批判のみにこ もとより、他国に誤解があれば理解を求め、いたずらに刺激 国政多忙の身であることはわかりますが、この際、昨年も

### ○内閣総理大臣(中曽根康弘君) 略

るかどうかという問題は、目下検討中でございます。 没者という言葉を使っておるのでございます。例大祭に出席す 悼する、それが念頭にあるということを申し上げて、それで戦 我々は、過去の戦争におきまして戦没された戦争の犠牲者を追 て、この声明は存続しておると申し上げたとおりでございます。 官房長官声明で、我々の趣旨を申し上げたとおりでございまし 靖国神社の問題につきましては、これは既に、八月十五日の

### 年10月17日 【六一七】第百三回国会参議院会議録第二号 (昭和60

た理由は何ですか。 なたが違憲の疑いをあえて乗り越えてまで公式参拝を強行され 見解をどのような権限で覆すことができるのですか。総理、あ 官房長官の私的諮問機関が国会で批准されたに等しい政府統一 でいかなる手続で破棄されたのか、明確にしていただきたい。 ているのですか。破棄されたとすれば、議会制民主主義のもと 参拝は違憲の疑いを否定できない」とする政府統一見解は生き 最初に、一九八〇年十一月、鈴木内閣が国会に示した「公式 次に、靖国神社公式参拝についてお尋ねいたします。

評価されているのか、東京裁判の意義をどのようにお考えにな ぜ東条英機ら戦争責任者が合祀されているのか。中曽根総理は を指導した責任者は明確に区別されるべきです。しかるに、な の方法をとるべきです。全国戦没者追悼式もその一つであり、 その場合、憲法に違反しない、つまり宗教法人によらない慰霊 それは兵士と一般人、戦線と銃後を区別すべきでありません。 いのであります。 っているのかについても、総理のお考えを聞かしていただきた そのことをどうお考えでしょうか。この際、太平洋戦争をどう 千鳥ケ淵霊苑もその趣旨に沿うものであります。しかし、戦争 を援助することは国家の当然なすべきことであると思います。 残して職業を離れ戦場に赴き一命を失った戦没者を弔い、遺族 私は、たとえ誤った戦争でも、国家の指導者の命令で家族を

国々、とりわけ中国において公式参拝に不快感が強く示された 持っております。 れるのですか。私はあなたの戦争に対する考え方に深い疑問を 総理は、靖国神社に公式参拝されるとき、何を祈り、何を誓わ ことを総理はどのように受けとめていらっしゃいますか。また て中国側の理解を求められたと聞いておりますが、アジアの り返してはならない」とされ、外相は北京でこの談話に基づい と損害を与えたことを深く自覚し、このようなことを二度と繰 において、アジアの国々を中心とする多数の人々に多大の苦痛 公式参拝に関する官房長官談話によれば、「我が国は、過去

その折、学生諸君に告ぐという講演を何回かなさっております。 総理は、かつて拓殖大学の総長になられたことがあります。

ことの一つであります。 きな道、特攻の道をお選びにならなかったのかもお聞きしたい が、海軍将校になられて、なぜあなたの言う人間として最も大 であります。このような死生観を青年、学生に説く中曽根さん 発的に命を捨てるぐらい大きなものはないと語っておられるの その際、特攻隊について話されたことがあります。国のため自

のであります。総理の御所見を伺っておきたい。 本国憲法によって選ばれた総理の言葉とはどうしても思えない の靖国公式参拝の意図が感ぜられてならないのであります。日 年に愛国心の名のもとに再び英霊の道を選ばせようとする総理 うだと言われたそうです。このような言葉を聞くたびに、青少 えられている、今の若い人にそういう経験がないのはかわいそ また最近、民放の総理と語る番組で、我々の世代は戦争で鍛

お答えをいただきたいと思います。 わゆる公式参拝について自粛されるおつもりはないか、 最後に、秋の例大祭の公式参拝を取りやめた理由と、 今後い 総理の

## ○国務大臣(中曽根康弘君)

徴しまして政府の統一見解を変更するに至ったと、そういう経 ところであります。そこで、そのやり方について、憲法に違反 する旨を表明いたしました。これは、宗教とのかかわりの部分 ますが、これは靖国神社に関して宮澤官房長官が衆議院議院運 し、また、閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会の報告等も しないような方法はどういうものがあるかということも検討を について、そのやり方についていろいろ疑義も提出されておる 営委員会理事会において明らかにしたものでありまして、去る 八月十四日の内閣官房長官談話において、これを部分的に変更 さらに、十一月十七日の政府統一見解に関する問題でござい

和を祈念し、再び戦わず、不再戦を誓うことは極めて意義ある た、私といたしましては、戦没者に対して追悼し、そうして平 ことであると、そう考えておるのであります。 ることを一般国民や御遺族の方々は強く望んでおりました。ま 靖国神社におきまして総理、閣僚による公式参拝が実施され

や東京裁判の評価に関しましては、 ある靖国神社が自主的に決定したことでございまして、政府と して特に申し上げる立場にはないのでございます。太平洋戦争 戦争責任者の問題でございますが、これは独立の宗教法人で 前から申し上げているよう

> 第でございます。 うなことがあってはならないとかたく我々は肝に銘じておる次 特に、外国にも国民にも多大な迷惑をかけまして、再びこのよ る戦争であったと、そのように申し上げておるのであります。 に、太平洋戦争はまことに遺憾な戦争であり、起こすべからざ

政府ともども自主的に反省し、これを教訓とするということは 大事であると考えております。 て、私から特に論評すべきものではないと思うのであります。 かし、戦争につきましては、日本人みずからあるいは日本国 東京裁判は連合国の戦争処理の一環の行為であると思いまし

います。 また、我が国には我が国の事情もあり、独立国家としての我が によって強めてまいりたいと考えておるところでございます。 て、意思を疎通して、お互いに理解し得る方法をさらに対話等 国の考え方もございます。これらの関係をよく調整いたしまし 我々は先方の立場に立ては理解できる面もあるのでございます。 でございますが、中国側の御見解や学生の考え等についても、 えております。中国におきましていろいろの御議論があるよう このようなことを二度と繰り返してはならない、そのように考 により多大の苦痛と損害を与えたことを深く自覚し、反省し、 多数の人々及び国家に対して、あるいは侵略行為あるいは戦争 ますが、我が国は、過去においてアジアの国々等を中心とする 次に、なぜ特攻隊への道を選ばなかったかという考えでござ 次に、靖国神社公式参拝に対する諸国の反応の問題でござい

生きるか死ぬかというその関頭に立った場合の人間の精神は極 そういうことを言ったのであります。 あり、追悼すべきことではあってもあざ笑うべきことではない。 を申してあるのでありまして、このようなことは悲しいことで というものを学生諸君もよく考える必要がある、そういうこと めて厳粛である、そう考えておるのであります。 いたしましたが、死をもって国を守るくらい厳粛なことはない 私は、拓殖大学の総長をしておるときにしばしば学生に話を 人間の生と死

す。人間の進退というものはそのときの情勢になってみなけれ 軍の主計科でありまして、航空隊には行かなかったのでありま 私が特攻隊に行かなかったかという話でありますが、私は海 わからぬものである、そう思います。

方も戦争に参加された方で苦心された方でありました。そこで 戦争を賛美したものではないのでございまして、対談の相手の さらに、民放番組における私の発言でございますが、これは

> のでありまして、前後の発言を御検討くだされば十分御理解で を受けておりまして、会社というものはそういう意味において そういう試練というものが必要である、今会社でいろいろ試練 鍛えられましたね、若い人がたくましく成長するためには何か きることであると思っております。 は非常に大きな役目を果たしておりますね、そういう話をした 回顧談として、我々は若いころやはり戦争というものによって

会のあることに一つ一つ検討していくべき問題であると考えて おります。 靖国神社の今後の参拝につきましては、これはこれからも機